

令和3年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 6 号

提案～審議

第 6 議案第 2 号

討論～採決

○出席議員（10名）

1番	丸山	豊	6番	都志	今朝一
2番	山崎	文直	7番	加藤	泰久
3番	原	源次	8番	唐澤	由江
4番	登内	瑞貴	9番	三澤	澄子
5番	笹沼	美保	10番	百瀬	輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城	栄文	健康福祉課長	伊藤	千登世
副村長	田中	俊彦	地域包括支援センター長	山崎	一
教育長	清水	閣成	子育て支援課長	伊藤	弘美
総務課長	唐澤	英樹	産業課長	有賀	仁志
地域づくり推進課長	高橋	里江	建設水道課長	武井	厚
特命担当室長	原	和子	教育次長	清水	勝宏
会計管理者	城取	晴美	代表監査委員	原	浩
財務課長	藤澤	隆			
住民環境課長	清水	恵子			

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤	さゆり
議会事務局次長	高木	謙治

## 会議のてんまつ

令和3年11月29日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

遠くの景色が白く色づき、本格的な冬の到来を思わせる季節になりました。新型コロナウイルス感染症も今のところは下火になり、徐々に人々の活動も戻りつつあります。今年も残すところ1か月足らずになりました。今年の総仕上げと来年がよい年になりますよう願います。

ただいまから、令和3年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、丸山豊議員、2番、山崎文直議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和3年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案6件です。このうち、議案第2号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、請願1件、陳情7件が提出されています。

会期は、本日11月29日から12月10日までの12日間とし、この間で11月30日から12月7日まで本会議を休会といたします。

また、最終日10日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月10日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 改めましておはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和3年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、まずはお礼を申し上げます。

早いもので今年もあと1か月を残すのみとなりました。この1年を振り返ってみますと、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されましたが、大芝高原まつりなど村の多くの事業を中止せざるを得ず、一昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でありました。私も就任初日の4月16日から、感染拡大を受け大型店舗や飲食店で啓発活動を行ったことは今でも鮮明に記憶しております。

対策であるワクチン接種については、全庁体制で取り組んでまいりました。集団接種を開始し接種機会を増やすとともに、会場を大芝荘にすることで地域活動やスポーツ活動への影響を最小限に抑えて進めることができました。10月以降は落ち着きを見せ始めていますが、最近はおミクロン株の出現など油断は禁物でありますので、引き続き感染防止対策を皆で徹底してまいらねばなりません。

ワクチン接種の具体的な状況であります。ワクチンの供給不足に大変苦慮いたしましたが、現在の12歳以上の接種率は1回目が約88%、2回目が約87%となり、希望者の大多数の接種が済んだところであります。まだ接種できていない方やこれから12歳になる方への接種は、村内の医療機関に協力を依頼して進めております。

3回目接種につきましては、2回目から8か月以上の間隔を空けての実施となります。まずは医療従事者から始め、住民の方への接種は2月頃からになる見込みであります。ただし、1回目・2回目接種は多くの方がファイザー社製で接種を行いましたが、3回目で供給されるワクチンは現時点ではモデルナ製の割合が増える予定であります。そうなりますと、1回目・2回目はファイザー、3回目はモデルナといった、いわゆる交差接種とせざるを得ないケースが多く生じてまいります。そのため安全性など、まずは広報の段階からの丁寧な情報提供を心がけてまいります。医療機関・従事者の方に感謝申し上げるとともに、3回目の接種に向け引き続きの御協力をお願いしたいと存じます。

県内景気ではありますが、一部に持ち直しの動きはみられるものの依然厳しい状況が続いております。そのような中、11月19日に政府が新たな経済対策を公表いたしました。子供や生活困窮者への10万円給付をはじめ、福祉灯油券の配布など迅速に進めてまいります。

また、国の交付金を活用して行います村民一人につき5,000円分の商品券を配布する応援事業や、県からの助成を活用して行います、店舗を中心に1件10万円を支給する新型コロナウイルス感染症対策応援事業については、村事業として今議会でも補正予算に計上しておりますので、御審議をお願いいたします。

村税収入の見込みではありますが、10月末現在、前年同期と比較して個人村民税は約180万円の増となっており、ほぼ前年並みとなっております。法人村民税は前年同期に比べ1,300万円ほど減となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、こちらは減収となる予想です。村民税全体では、前年度決算に比べ約5,200万円減の8億8,000万円を見込んでおります。

固定資産税は令和3年度は3年ごとの評価替えの年となり、土地や既存住宅の評価額は下落となりました。今年度は前年度決算に比べ、約2,100万円減の9億9,100万円を見込んでおります。軽自動車税は順調に伸びており、たばこ税も増収を見込んでおります。入湯税はやや回復傾向にあるものの、伸び悩んでおります。全体といたしましては、前年度決算に比べ約6,700万円減の20億7,000万円を見込んでおりますが、当初予算額の19億7,000万円から約1億円の増額になる見込みです。

ふるさと納税は、年度当初は前年度に比べ大幅な減収傾向でありましたが、おかげさまで10月末現在の集計では、前年同期と比べ約2,800万円ほど多い1億2,500万円あまりとなっております。寄附金収入の上方修正とこれに伴う返礼品業務委託料の不足が予想されることから、今議会でも関連費用の補正をお願いしております。

さて、村内人口であります。ありがたいことに今年度も順調に増加をしております。9月には1万5,800人を超え、11月1日の人口は1万5,825人となり、昨年の同期と比べ121人の増となっております。昨年発表した第2期南箕輪村人口ビジョンで示したとおり、今後も人口規模を維持し、将来にわたって活力ある村とするための施策に今後も取り組んでまいります。

次に、地方創生関連事業であります。10月から村創生総合戦略の検証を村づくり委員会に行っていただいております。子育て女性再就職支援事業では、令和3年度の10月までの子育て女性再就職トータルサポートセンターの利用状況は延べ154人、就職者は22人でした。きめ細やかな支援体制で、利用者にもとても喜ばれております。10月24日には、箕輪町と共同でつながるパパ&ママフェスティバルを開催しました。500人を超える方々に参加をしていただき、大変好評でありました。

11月から、ドア・ツー・ドア乗り合いタクシー運行事業としてぐるっとタクシーの運行を開始しました。11月25日現在の登録者数は45人で、実際に利用した方は述べ6人となっております。今後も広報に努め利用の拡大を図ってまいります。利用実績が引き続いて少ないようであれば、早い段階で方向性を検討していく必要があると感じております。

地域おこし協力隊は10月から業務提案型で一人採用し、来年1月から観光振興で一人、4月から森林づくり推進とプロモーション事業でそれぞれ一人ずつの採用が決定しており、村の協力隊員は合計で8人となる見込みであります。募集を随時としたため多くの応募があり、意欲のある人材を採用できました。今後の活躍に期待しております。

環境面であります。今年度、ごみ分別用のアプリをリリースをいたしました。また、今年度は南箕輪村環境基本計画の見直しの年となります。第5次村総合計画後期基本計画等の整合性を図りながら、SDGsや地球温暖化防止、カーボンニュートラルを推進する施策を計画をしてまいります。

次に、大芝高原関連であります。先の議会全員協議会でも御報告いたしましたが、大芝荘の使用権につきまして、南箕輪村開発公社より村に返却されることとなりました。4月に新たに設置した特命担当室では、この大芝荘の利活用も含め、今後10年の方向性を示す大芝高原将来ビジョンの素案づくりを進めております。9月に実施したアンケートでは、200件ほどの御意見をいただきました。職員の中から12名の大芝高原検討部会員を選出し、頂いた住民意見も踏まえて現在素案を整えているところであります。また、南箕輪村開発公社については近日中に経営再建プランが示されてまいりますので、プランを受けて村側の対応も進めてまいります。

大芝の湯につきましては、イルミネーションフェスティバルの開催に合わせて小学生無料といたしました。無料期間は12月22日までとなっておりますので、この機会にぜひ御利用ください。また、建設を進めておりました防災研修センターは本体工事が完了し、現在外構工事とテレワーク環境整備を進めております。南原の焼却灰の対応については、今後第2回の住民説明会を開催した上で、年度内に現場から焼却灰の除去を完了できるよう対応を進めて

おり、こちらにつきましても本議会の補正予算に計上しております。地権者との交渉につきましては、現在継続中のステータスであります。

産業面であります。稲作の作況指数は南信で100%、前年比プラス1%と平年並みとなりました。地区別の詳細な数値は12月に公表されますが、夏季の長雨による影響を懸念しているところでもあります。次年度の生産調整にも直結して影響してまいりますので、今後の動向を注視してまいります。

また、昨年地産地消と児童生徒の健康増進を図る取組といたしまして、小中学校の給食を金芽米風の村米だよりに切替えを行いました。今年度は、保育園における各家庭からの米の持参を廃止し、代わりに一括して村が風の村米だよりを購入することにいたしました。また、春先の凍霜害により、りんごをはじめ果樹に深刻な被害が発生しております。県の補助要綱に基づき、村としましても農作物災害緊急対策事業を実施してまいります。

観光事業として、観光協会推奨品に大明化学工業株式会社様の天使の美肌化粧品シリーズ、a r c o b a l e n o様のピザ、ロンカンフリエ様のシールドドカミーナ、南箕輪村開発公社のふくろうの目玉、森のアイス、おもてなしプリン等の6商品を新たに認定をいたしました。今後村でも積極的に活用し、またPRを行っていききたいと思います。

経ヶ岳友の会の皆様に整備していただいた経ヶ岳登山の新ルートであります。私も先日議員の皆様と登ってまいりました。眺望が大変すばらしく、新たな観光資源となり得るものと感じました。伊那市、塩尻市との連絡会で協議を進めた上で、トイレや駐車場の環境整備を進めてまいります。

建設関係であります。村3か年実施計画地区計画事業は順調に推移をしております。県の事業では、大清水川河川改修及び県道南箕輪沢渡線改良事業については伊那市御園までの歩道設置等拡幅計画が示され、今年度は道路改良に向けた物件補償の調査を進めております。国道153号の塩ノ井交差点南側歩道設置事業については用地測量が完了し、今年度中に用地買収の手続きを進めていく予定であります。県道吹上北殿線の中部保育園西交差点付近道路改良事業については、今年度から路線及び用地測量を実施して用地買収を行い、来年度に工事を実施する予定であります。

上水道関係では、昨年からの繰越し事業でありました2トン級の加圧給水車が納車となりました。村内での災害時はもちろん、協定に基づく緊急時応援出動においても大きな力となるのではと考えております。

これからいよいよ雪のシーズンとなります。主要幹線道路の除雪については村内の建設業者や水道業者をお願いをし、生活道路や歩道、区と区を結ぶ生活道路などはまっくん除雪隊を中心に、住民の皆様から御協力をいただきながら交通機能の確保に努めてまいります。

今年度から地域除雪活動の負担軽減を図るため、除雪機器の購入・改造等の補助率につきまして、経費の2分の1以内からこちらを3分の2以内に、また補助限度額の上限をこれまで20万円でありましたが、40万円に引き上げを行いました。

次に、保育園の状況であります。秋の運動会は新型コロナウイルス感染症に留意しながら、年齢で分けての開催となりました。平日開催となった園もありましたが、保護者の皆様にはおおむね好意的な御意見をいただき、御理解と御協力に大変感謝しているところでもあります。また、現在は感染拡大の状況が落ち着いていることから、園やクラスをまたいで活動も再開しております。今後も園児の安全を第一におきながら取り組んでまいります。

園児数の見込みであります。先日来年度の入園希望者調査を行いました。現時点での全体での入園希望数は令和4年度当初で655人、今年度に比べ6人の減となります。一方、令和4年度末には740人となる見込みで、令和3年度末の見込みより27人の増となっております。出生数について、ここ数年150人前後の横ばいで推移し、今年度は微減と予想しておりますが、1歳児をはじめ未満児の入園率が高くなってきておりまして、この傾向はしばらく続くのではないかと予想をしております。

教育関係では年度当初、小中学校において新型コロナウイルス感染者が確認され、感染拡大防止のため学級や学年閉鎖を実施し、学びの保障や児童生徒の感染症拡大対策をどのようにしていくか、また修学旅行、運動会をはじめとした諸行事をどのようにしていくかなど、関係者や関係機関と会議を持つ中でそれぞれのガイドラインやレベルに応じた対応を検討し、児童生徒の安全・安心を第一に取り組んでまいりました。

また、小中学校では児童生徒一人一台のタブレット端末を整備し、ネットワーク環境の整備やデジタル教科書の整備等に加え、学校でのルールや家庭に持ち帰るときのルールなど活用する上での情報モラル教育の推進等を含め、学習全般についてICT支援員を9月から増員し取り組んできております。

学校給食センター建設事業については、用地測量・地質調査を行い、用地の売買契約の締結や地元住民への説明会等を行ってきておりますが、現在は基本設計業務を進めております。子供たちの安心・安全な給食の提供はもちろん、環境への配慮や食育の推進、災害対応など予算の範囲内にはなりますが、事業者や関係機関と十分に検討・協議して進めてまいります。

社会教育関係についても、講演会や各種イベント、講座等について中止や延期を含め、オンライン等開催方法を検討し実施をしてまいりました。村文化祭については、講演会やステージ発表は中止となり、展示のみ村民センターで行いました。成人式につきましては、1月3日の午前に令和2年度、1月3日の午後に令和3年度を対象として、感染対策を徹底した上で開催をしていく予定であります。また、昨年度から進めてまいりました第5次男女共同参画計画については、新たにSDGsの理念やキャリア教育の視点を取り込み、今年度に計画策定してまいります。

村3か年事業計画の策定も完了し、いよいよ新年度予算の編成の時期となってまいりました。いつまでも幸せに暮らせる村の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

本定例会に提出いたしました議案は、条例改正案件1件、補正予算案件等5件の計6件であります。いずれも原案どおりの決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年8月分から令和3年9月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願1件、陳情7件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第5、議案の上程を行います。



議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正により出産育児一時金の支給額を見直すこととしたため、所要の改正を提案するものであります。

細部については、担当課長より御説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第1号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例は、健康保険法施行令等の一部改正により産科医療補償制度が見直されることを踏まえて、出産育児一時金の支給額を見直すこととしたため、所要の改正を行うものであります。

議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

出産育児一時金ですが、第5条第1項、改正前アンダーラインの40万4,000円から、改正後40万8,000円に引き上げるというものです。ただし、以下にありますように、村長が必要と認めるときは3万円を上限として加算するものとするありまして、この部分が産科医療補償制度の掛金に当たるところです。現在、この掛金は1万6,000円でございます、40万4,000円と合わせて42万円を出産された被保険者にお支払いをしているところです。

このたび、掛金が1万2,000円と4,000円引き下げられることになりましたが、少子化対策として総額42万円を維持するために、現行の一時金40万4,000円を差額4,000円プラスの40万8,000円に引き上げるというものであります。

1ページに戻っていただき附則でございます。

施行期日につきましては令和4年1月1日から施行し、経過措置として施行日前に出産した被保険者に係る南箕輪村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、従前の例によるものといたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第2号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由を申し上げます。

本件は、主には新型コロナウイルス感染症対策とする3回目のワクチン接種対応や、地元応援商品券配布などに対する所要の補正をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算

の総額にそれぞれ6,745万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億3,703万8,000円とするものであります。

細部については担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ補正予算事項別明細書にて説明を申し上げますが、はじめに、歳出の1節報酬から4節共済費につきましては給与費明細書にて説明いたしますので、予算書の28ページをお願いいたします。

1、特別職でございます。比較の下の欄を御覧ください。その他の特別職でございます。職員数4人につきましては、スポーツ推進員の増員分でございます。報酬につきましては、経済センサスの精算分の差引きで2万6,000円の減となっております。また、給料の22万8,000円の減につきましては、条例改正による特別職の減額でございます。また、右のほうの共済費145万4,000円につきましては、これは理事者の年齢要件によります共済費の増額分でございます。

おめくりいただきまして29ページをお願いいたします。

一般職でございます。（1）の総括の比較の欄を御覧ください。給与費でございますが報酬、これは会計年度任用職員の分535万7,000円でございますが、今申しました経済センサスの関係、それから保育士・調理員のあるいは作業療法士の不足分こういったもの、それから3つ目は放課後児童クラブも、これは夏休み以降でございますが2か所となりまして3名の増となったもの、こういったものを合わせまして535万7,000円の増額となっております。

右の共済費でございますが303万1,000円、これは昇給等に伴う増額でございます。また、社会保険料の800万円につきましては、制度改正に伴う保険対象者の増によるものでございます。

次の30ページでございますが、ただいまの給与費の内訳明細でございますが、給料の241万7,000円減につきましては産休・育休者の調整分、また職員手当の310万2,000円につきましては、記載のとおり新型コロナワクチン業務に伴う時間外手当増、産休・育休者の調整等で増額となるものでございます。

以上の説明で、各項目の1節報酬から4節の共済費につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、予算書12ページにお戻りください。

歳出の2款、総務費からでございます。1項1目0201一般管理事務1,044万6,000円でございます。12節委託料の部分で、例規整備支援業務委託料でございます。これは、令和5年度から施行されます地方公務員の定年延長に伴う関係例規につきまして、来年の6月に改正を予定してございまして、そのための準備を今年度から進めるために必要となる委託料となるものでございます。44万円でございます。

3目0229ふるさと納税、冒頭村長が申し上げましたが、これは1,800万円でございます。年度当初前期に比べて非常に落ち込んでいたわけでございますが、7月以降持ち直しまして、今後の見込みも含めて返礼品等の委託料を増額するものでございます。それから7目0252防

犯灯施設整備事業、10節需用費、修繕料30万円、またおめくりいただきまして13ページの0256交通安全施設整備事業の30万円、これも需用費30万円の修繕料でございます。それぞれ30万円につきましては、比較的高額な移転あるいは修繕が発生したため、不足いたします修繕料の増額をお願いするものでございます。

12目0242地域づくり推進事業16万円でございます。14節工事請負費でございますが、VC長野トライデンツチームバス駐車スペース整備工事ということで、ただいま役場の正面駐車場に止めております専用バスの部分でございますが、この駐車に伴う駐車スペースの表示及び通行に支障となる4区画分の区画線の除去の工事費となります。

それから、13目0241企画調整管理事務の5万円でございます。10節需用費でございますが、これは漏水に伴いまして、北殿駅前のトイレの上下水道料金の予算の不足分をお願いするものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

5項3目でございます。工業統計調査費0285経済センサス事務でございます。先ほど申しましたが、10万5,000円でございますが、県委託金の確定に伴いましてそれぞれその補正を報酬から使用料及び賃借料までそれぞれお願いするものでございますので、こちらはお目通しをお願いいたします。

おめくりいただきまして15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の0301社会福祉総務事務でございます。84万円でございますが、27節繰出金でこれは国民健康保険出産育児一時金の繰出しで、不足する二人分の出産育児一時金の不足分をお願いをするものでございます。56万円でございます。

0360未熟児養育医療費給付事業でございます。110万円でございますが、18節負担金、補助及び交付金で、これは未熟児養育医療負担金でございまして、継続中の一人分に加えまして不足する二人分の医療費となりますので、よろしくをお願いいたします。

3目0329の後期高齢者医療事業でございます。45万8,000円でございますが、18節負担金、補助及び交付金、それから27節繰出金のそれぞれの広域連合の事務負担金あるいは基盤安定負担金繰出金の確定による不足分、増額分等で差引きをお願いいたします。45万8,000円の増額です。

それから次の16ページですが、3目の0345子ども館運営事業215万6,000円は、おめくりいただきまして17ページでございますが、これは11節役務費でございます。7万8,000円は子ども館等の電話料でございまして、相談件数の増によりまして不足する電話料をお願いするものでございます。

次の18ページでございます。

4款衛生費、1項1目0413新型コロナワクチン接種事業でございます。4,670万4,000円でございますが、年度内に予定しております3回目のワクチンを含めまして、今年度不足する各費用の補正をお願いするものでございます。7節報償費405万円から18節負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ御覧いただいた医師・看護師等の報償費等々、合計2万5,000回分の委託料のかかる費用の増額分でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

おめくりいただきまして19ページをお願いいたします。

1項2目0408墓地公園事業16万8,000円でございますが、22節償還金利子及び割引料、こ

これは墓地公園使用料返還金でございまして、不足する一区画の使用料返還金となるものでございます。2項2目塵芥処理の関係の0411でございまして、369万3,000円は南原焼却灰処分関係費用でございまして、先ほども村長が申しました部分でございまして、8節は旅費といたしまして3万3,000円、これは受入れ先の処理施設等の出張で二人分を見込むものでございますが、12節委託料につきましては366万円でございますが、全体で処理量約350トンを見込んでおります。当初、年度内には運搬から処分まで全てを終わらせるように検討していましたが、今年度の特別交付税の申請期限が既に終わってしまっていて、受入れ先の運搬と処分につきましては来年度、令和4年度にて予算措置し、特別交付申請を交付税の申請をしていくことといたしました。したがって、今年度につきましては現地から撤去・排出し、一旦ストック可能である箕輪町の施設に運び出す費用366万円を計上させていただくこととしました。なお、現時点で来年度の予定受入れ先までの排出・処分の委託料は、約2,300万円を見込んでおります。

次の20ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、0605農業振興事業でございます。12万円につきましては18節負担金、補助及び交付金で、これは農作物災害緊急対策事業補助金ということで、今年度4月から5月のりんごの凍霜害に対する補助金でございます。なお、この12万円分の2分の1の6万円は、今後県の補助金が収入となる予定でございますので、御承知いただきたいと思っております。

おめくりいただきまして21ページをお願いいたします。

2項2目0651林業振興事業32万5,000円の補正でございますが、こちらは18節負担金、補助及び交付金でございまして、上伊那森林組合が国庫補助事業でございます令和3年度木材産業成長産業化促進対策交付金を活用しまして、バイオマス、ペレットでございますが、これの製造機の改修等を実施するということになりました。全体事業費は6,000万円ということでございまして、これは国庫が2分の1でございます。上伊那8市町村では、15%の405万9,000円を補助するものでございまして、そのうちの本村では8%の32万5,000円ということでございます。なお、ペレットの売上げによりまして、負担金相当分につきましては来年度、令和4年度に寄附金として収入となる見込みでございますので、この点につきましても御承知いただきたいと思っております。

次の22ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目でございまして、商工振興費の0702商工振興事業1,610万円でございます。12節委託料で、これは大芝荘管理費ということで、3月までの上下水道あるいは電気料金4か月分でございますが、これの管理費の委託料となるものでございます。また、18節負担金、補助及び交付金でございますが、これも先ほど挨拶の中にもありましたが、新型コロナウイルス感染症対策の応援事業交付金ということで、11月11日現在、村内で営業しております事業所で長野県推奨の新型コロナ対策推進宣言の店、または信州の安心なお店認証制度、こういったものを標榜し、令和3年4月から10月までのいずれかの月の売上げが、前年の同月または一昨年の同月と比較しまして減少した事業所におきまして、1事業所当たり1回を限度とし10万円を補助するものでございます。現在、137事業所を見込んでございまして、1,370万円ということで増額補正をするものでございます。

次の0710生活支援・企業応援商品券事業でございます。8,151万円でございます。主にこ

の18節負担金、補助及び交付金でございまして、7,950万円でございますが、緊急経済対策ということで全住民に第3段の地元応援商品券を配布するものでございます。令和4年1月1日現在、村内に住所がある方で一人5,000円、1万5,900人分を見込むものであります。なお、商品券の使用期限は2月28日を予定してございます。10節需用費から12節委託料は、今事業に必要な消耗品、郵送料、委託料となりますのでお目通しをお願いいたします。

おめくりいただきまして23ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目0801土木総務事務でございます。166万2,000円でございますが、18節負担金、補助及び交付金でございまして、これは先ほども話がありました140万円、除雪機の購入等の事業補助金でございまして、これは先ほども話がありました140万円、除雪機の購入等の事業補助金でございまして、10月1日付の補助金交付の要綱改正によりまして、補助率を2分の1から3分の2、または限度額20万円をまた限度額20万円から40万円に引き上げましたところ、これにより5件分を見込みまして、不足する140万円を計上するものでございます。5項1目0830住宅管理事業6万5,000円でございます。12節委託料で耐震診断業務委託料、不足する1件分の補正をお願いするものでございます。

次の10款、教育費でございます。2項1目1017南部小学校管理事務でございます。85万円は10節需用費でございまして25万円、これは備品・施設整備修繕料ということで、冬の暖房機1台の修繕費でございます。また12節委託料239万円、それから14節工事請負費179万円の減につきましては、これは14節の工事費から12節の委託料に予算の項目を組み替えるものでございまして、これはそれぞれの差引き、増減減額で補正をお願いするものでございます。また、14節工事請負費の緞帳の取替工事費につきましては、これは破れてしまった緞帳の取替工事費ということで85万円をお願いするものでございます。プールのろ過機につきましても、今申し上げましたとおり組み替えてお願いするものでございます。

おめくりいただきまして25ページでございますが、2項4目1015南箕輪小学校改築事業でございます。これも12節委託料、14節工事請負費につきましては、小学校のプールのろ過機の修繕の関係の節の組み替えでございまして、予算の差引きでそれぞれお願いするものでございます。また、小学校の体育館の改修工事の89万2,000円につきましては、軒天の改修工事の関係の事前調査の段階で雨漏りなどがありまして、さらに改修が必要な箇所が確認されました。そのため、足場の設置をしていく中では、今回増工をして一度で雨漏り等の改修をお願いすることが適当だろうというふうに判断をいたしまして、今回81万2,000円を増額し、合わせて修繕の工事を行っていくものでございますので、御理解をお願いいたします。

また、1016の南部小学校の改築事業270万円でございます。12節委託料でございますが、7月の大雨による雨水排水対策の測量及び実施設計費用、これは先の補正第6号でお認めいただいておりますが、今回業務発注に当たりまして設計積算過程に誤りがあることが判明いたしました。設計内容の確認不足による誤りをおおび申し上げまして、増額をお願いするものでございます。大変申し訳ございませんでしたが、よろしくをお願いいたします。

6項1目1030社会教育総務事務の150万円の減額につきましては、村の文化講演会の中止による不用額ということでお願いいたします。2目1040公民館総務事務の40万円、12節委託料でございますが、これは村公民館の維持管理委託料ということで、南側駐車場の桜の木が大きくなりまして、過日枝が落ちて置いてあった車がちょっと壊れてしまった、損傷したという事故が発生しました。危険なために、今回気を急ぎ枝を剪定するための委託料をお願いするものでございます。40万円でございます。

4目1055文化財保護事業8万9,000円でございますが、7節報償費でございます。村誌の編さん検討委員会報償費ということで、委員1名の増とともに委員会をさらに4回ほど増やしていく必要がございます、その分の報償費等を増額をお願いするものでございます。

次の26ページでございますが、6項6目1058村民センター管理事務でございます。380万円、10節需用費でございますが、ホールの舞台照明設備修繕ということで施設の定期点検を実施しましたところ、舞台照明設備のケーブルが老朽化をしておりショートする危険性があるということが分かりました。そのためにケーブル4本でございますが、火災等の事故も想定されますので、速やかに改修するため今回急遽補正をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

8目の1051男女共同参画推進事業3万7,000円でございます。7節報償費でございますが、これも男女共同参画の推進委員の不足する1回分の委員の報償費ということで、お願いするものでございます。

7項1目1060保健体育総務管理事務でございます。10万1,000円でございますが、1節の報酬、スポーツ推進委員の報酬でございますが、先ほど申しましたように委員が増員されたために不足する報酬をお願いするものでございます。2目の1063大芝公園管理総務事務でございます。86万円につきましては、これは18節負担金、補助及び交付金でございますが、新たに設置いたします富士塚運動場のトイレの受益者負担金を今回計上させていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

おめくりいただき、27ページをお願いいたします。

14款予備費、1項1目1400予備費でございますが、歳入歳出額をここで調整させていただいて、1億2,873万2,000円を減額し、調整をさせていただくものでございます。

8ページにお戻りいただきまして、歳入をお願いいたします。

16款国庫支出金でございます。先ほど歳出でもお願いをしました衛生費国庫負担金、それから国庫補助金の関係4,063万、607万4,000円でございますが、それぞれ新型コロナワクチンの接種事業に対するそれぞれの負担金補助金でございます。また、2項8目の土木費国庫補助金につきましては、先ほども説明しました耐震診断における委託分の国庫補助金でございます。

おめくりいただきまして9ページでございます。

17款県支出金につきましては、1項3目民生費の県負担金は59万8,000円、保険基盤安定負担金の確定によるもの、また土木費県補助金につきましては、今申しました耐震分の県補助金分、それから総務費の委託金につきましては、経済センサスの委託金の県の補助分ということでございます。

10ページでございますが、19款の寄附金につきましては、これも先ほどから説明しております増額分でございますが、2,000万円をお願いするものでございます。

5ページにお戻りいただきまして、第2表の繰越明許費でございます。

教育費の関係の村民センターのエレベーターの改修事業2,200万円でございますが、これは8月と10月に入札を実施いたしましたが、いずれも工期内の製品の入荷や作業員の人材の確保が困難であるという理由から、入札辞退により落札者の決定に至りませんでした。工事仕様の変更等によりまして、再度発注しても年度内の工事完了は望めないということで、繰越明許費として計上したものでございます。なお、再入札に当たりましては、竣工期限は来

年、令和4年の7月頃をめどにしておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、議案第2号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

13ページに地域づくり推進事業でVC長野トライデンツのバスの駐車場のスペース、私は以前から伊那の上牧のある大きなスペースに前から1台止まっております。今も止まっておるわけなんですけどPRにもなるということで、村のところに置くっていうのは私も大賛成でありますけれども、今伊那のほうにも1台ありますし、新しいここにも1台あります。大型バスですのでスペース的にはかなり取りますけども、今後伊那のバスも南箕輪にまた移動して、2台駐車するっていうような予定もあるんでしょうか。この辺をお尋ねしたいと思いません。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めますが、高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、今の山崎議員の質問にお答えいたします。

現在、伊那市のほうに止まっているバスは今後廃車の予定となっておりますので、村のほうにこれ以上2台目がくるといことはございません。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

22ページの商工費であります。新型コロナウイルス感染症対策応援事業交付金です。一応、店舗補助ということになっておりまして、1事業所当たり10万円ということですが、これは一応申請主義ということになっております。おおよそ何件ぐらいを予想しているのかということと、申請するについて落ちのないようにしっかりとした申請をしていただきたいということです。

それから全般にでありますけれども、今回載ってきておりませんが、燃油の関係で灯油の高騰が今問題になっているわけでありまして。それで、あらゆる施設に関してかなり、特に学校とか保育園とか高騰することが予想されております。十分今後の流れの中で確保していくというふうに思いますが、今回の中ではまだ補正されておられませんけれども、その辺のところをしっかりと不足のないような体制をとっていただきたいということです。

以上、2点です。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御質問いただいた2点についてお答えをいたします。

まず22ページの新型コロナウイルス感染症対策応援事業交付金の件でございますが、何件ほど予定をしているのかということと、137事業所を現在のところ予定をしております。

また、2点目の燃料の高騰に対する対策についてでございます。こちらは政府が発表した11月19日の新しい経済対策にも一部記載がありました。政府の方針も見ながら必要に応じて

対策を進めてまいりたいと、検討をしてまいりたいと考えております。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 137件を予定しているということです。その申請主義ということになっていますので、その辺はしっかりとお知らせいただきたいということです。

あと、灯油、燃油券について政府の方針ということで出されているということでもありますけど、確実に上がっている状況ですのでかなり大きな金額が必要かと思いますが、今のところは政府方針にのってということで、確認でよろしいかと思います。

じゃあ申請の案内についてちょっとお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 回答がもれておりまして大変失礼をいたしました。

前回20万円を飲食店に給付した際、申請率については後ほど担当課長から御説明申し上げますが、かなり高い割合で申請をいただいております。そういった商工観光係を中心にかなり丁寧に進めておりますので、引き続き数が増えてまいりますので、申請がもれることのないよう手続について進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 申請は。

有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 先ほど、最初の飲食店の関係では48件の申請がありました。前回は申請すればという形でやらせていただきました。今回につきましては増減の関係がありますので、そこは慎重に審査をしていきたいと思っています。基本的には、売上げが上がっているところにつきましては出すということはちょっと控えていきたいと思っていますので、基本的には対象業種ですけれども、長野県が今、信州安心のお店を認証する業種を全て網羅する形で行きたいと思っています。広報の仕方につきまして、また商工会のほうと協力しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

8番、唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 20ページの農業振興事業の農作物災害緊急対策事業補助金なんですが、多分凍霜害のさびのことだと思うんですが、大雨やら突風でりんごはそれをしのいで今収穫を得ております。味には変わらないんですが、具体的な対応はどのようなものか教えてください。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 先ほどの唐澤議員の御質問ですけれども、今回凍霜害対策の関係も含めております。それとは別に全体、県の農作物の緊急対策用災害におけるやつを全部網羅する形で交付要綱を作りたいと思っています。今回の補正につきましては春先、特にりんごの関係で凍霜害を受けた形の関係で、JAさんが事業主体となりまして、新たな販売の方法の関係に対して、県と村の関係で事業のことを行う形で行っていききたいと思います。

以上です。



議長（百瀬 輝和） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤です。

22ページの商工費の生活支援企業応援商品券についてお尋ねいたします。これは商品券を使われることは非常に良いと思いますけども、村内にも大型店舗等がたくさんありまして、個人商店には恩恵が少ないというようなふうにも考えられておりますけれども、大型店舗仕様とか個人商店用とか、それを振り分けるようなやり方っていう券の発行というようなことは考えておりますか。そこら辺をお尋ねいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 生活支援・企業応援商品券補助金について御質問をいただいております。

現在のところ、今まで過去は2,000円の商品券を500円掛ける4枚にして2回に分けて配ってきたという経緯があります。その際、そういった大型店舗と地元中小企業の店舗を分けるというようなことはしてまいりませんでした。今回、いろいろと私のほうもどうしたら一番いいのかなというところで本当はかなり悩んで考えたんですが、例えば1,000円単位にしたほうがいいんじゃないかとかいろんな意見をいただきましたが、前回と変えると混乱する部分もあるのかなと思ひまして、最終的には前回と同様500円の券を10枚、大型店舗や中小企業を分けずに行うことにいたしました。

ただ、今商工会のほうでスタンプラリー等をやっております。かなり好評な事業だとお聞きしております。そういったところと連携ができないかというところは、今後商工会と打合せをして模索してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第3号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、出産育児一時金の不足見込みにより、所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ56万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,821万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明いたしますので、よろしく御審議のほど、御決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第3号について細部説明を申し上げます。

初めに歳出から説明をいたしますので、予算書7ページを御覧ください。

2款4項1目1533出産育児費給付事業であります。出産育児一時金が2名分不足することが見込まれるため、お一人42万円の二人分、84万円を追加するものでございます。

続いて8ページ、10款1項1目1524予備費でございまして、歳入歳出調整を行い28万円を減額するものであります。

お戻りいただき6ページの歳入を御覧ください。

8款1項1目一般会計繰入金でございまして、先ほどの出産育児一時金の不足見込みにより、一般会計からの繰入金として84万円の3分の2、56万円を追加するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

出産が増えるということはいずれのことだというふうには思いますが、このちょっと前ぐらいではずっと南箕輪村は出生数はずっと多かったわけですが、今年度若干コロナの影響で下がるんじゃないかというふうになんか中間予想値が出ていたように思いますが、南箕輪は社会増とともに自然増が唯一県内であるところがあるわけですが、その辺の予想はどんなふうについているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

先ほど人口増はお話されましたので、お願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 南箕輪の自然増は今年はどうなのかという御質問であります。

私も、私が村長になったら自然増じゃなくなるというのは非常に正直嫌ですので、毎日、毎月状況を注視してまいっておりますが、今のところ残念ながら今現在自然増を達することができるかといいますと、かなり厳しい状況であるということはお伝えしておきます。以上です。

出生数がやはり新型コロナウイルス感染症の影響で減っているのが、一番の大きな原因となっております。

議長（百瀬 輝和） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

議案第4号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、前年度決算の確定により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ79万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,045万

3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第4号について細部説明を申し上げます。

歳出から説明をいたしますので、予算書の7ページを御覧ください。

2款1項1目1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、広域連合の決算が確定したことにより79万6,000円を追加するものでございます。

お戻りいただき6ページの歳入を御覧ください。

3款1項2目保険基盤安定繰入金ですが、広域連合への納付金と同額の79万6,000円を追加するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第5号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員の給与改定等に伴い、収益的収入及び支出の予定額につきまして、水道事業費用の職員手当を1万6,000円増額し、支出総額を2億7,478万円とするものであります。また、資本的収入及び支出では資本的支出の工事請負費を150万円増額し、支出総額を8,667万6,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を7,099万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第5号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書5ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項5目総係費1万6,000円の増額は、2節手当は職員の通勤費の変更、30節負担金につきましては、企業出納員給与等負担金の変更に伴いまして補正するものでございます。また、給与費明細書は7ページから9ページまでに記載がございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページを御覧ください。資本的支出を説明いたします。

1款1項2目配水施設改良費の27節工事請負費150万円の増額は、大芝公園内にあります

非常用配水池の井戸専用装置設置工事におきまして設計段階で調査をしましたところ、今回設置する排泥弁と現在あるポンプの制御盤を連動させることに不具合が判明しましたので、ポンプの制御盤等につきまして大きな改造が必要となりましたので、ここで補正をお願いするものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を4,000円増額して2,845万8,000円とするものでございます。

以上、議案第5号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

6ページで今説明がありました大芝の配水池については、比較的新しい施設ですが制御装置の部分を工事をするということでもあります。機械的なものか、いわゆるああいふ場所としての影響とかいろんなところも考えられるかと思いますが、施設的には新しい施設ではありませんけども、それで今後は長いことずっと補償できるような工事ができるのかどうか、この辺のところをもう少し詳しくお聞かせいただければというふうに思いますが。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝の非常用排水池の井戸の件でございます。

過去、多額の費用をかけてこの部分の調査を行っております。にがりが出たというのがその調査の発端でございますが、その調査の結果、ある一定量より多く一気にくみ上げなければ、にがりがそれほど出ないだろうという調査結果が出ております。ただ、こちら確実なことではありません。ですので、そういったもしにがりが出てしまった場合に、一定この装置をつけることで一定期間その濁っている井戸水を別のところに排出する、そういった手続ができる装置ということでお聞きをしております。

井戸水ですので、新しい古いとか関係なく下に埋まっている水の質に影響してくるところが多くあります。ですので、完全な状況ではありませんが、そういった一次、二次の対策をして緊急時に飲料水として利用できるよう、そういったことを補完する装置をつけたいというものでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで、質疑を終わります。

議案第6号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員手当等の改定に伴い、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を9万6,000円減額し、支出総額を5億9,967万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第6号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書4ページを御覧ください。収益的収出を説明いたします。

1款1項5目総係費9万6,000円減額は、2節手当につきましては扶養手当と児童手当の変更、6節法定福利費は共済負担金の変更、30節負担金につきましては、企業出納員の給与等負担金の変更に伴いまして補正をするものでございます。

また、給与費明細書は5ページから7ページに記載がございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を10万円減額して1,953万5,000円とするものでございます。

以上、議案第6号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案に対する討論、採決を行います。

議案第2号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前10時21分

議 事 日 程 (第2号)

令和3年12月8日(水曜日) 午前9時00分 開会

第1 一般質問(質問順位第1番から)

4番 登内 瑞貴  
1番 丸山 豊  
8番 唐澤 由江  
7番 加藤 泰久  
9番 三澤 澄子  
2番 山崎 文直

○出席議員(10名)

1番 丸山 豊	6番 都志 今朝一
2番 山崎 文直	7番 加藤 泰久
3番 原 源次	8番 唐澤 由江
4番 登内 瑞貴	9番 三澤 澄子
5番 笹沼 美保	10番 百瀬 輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 藤城 栄文	健康福祉課長 伊藤 千登世
副村長 田中 俊彦	地域包括支援センター長 山崎 一
教育長 清水 閣成	子育て支援課長 伊藤 弘美
総務課長 唐澤 英樹	産業課長 有賀 仁志
地域づくり推進課長 高橋 里江	建設水道課長 武井 厚
特命担当室長 原 和子	教育次長 清水 勝宏
会計管理者 城取 晴美	代表監査委員 原 浩
財務課長 藤澤 隆	
住民環境課長 清水 恵子	

○職務のため出席した者

議会事務局長 松澤 さゆり  
議会事務局次長 高木 謙治

会議のてんまつ

令和3年12月8日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） おはようございます。議員番号4番、登内瑞貴です。提出した通告書に基づいて質問させていただきます。

まず地域防災について、2020年度の交通白書にございますが、日本では毎年のように地震・津波・風水害・土砂災害等の自然災害が発生しており、特に近年時間雨量50ミリを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局所化・集中化・激甚化しています。本村においても、2006年の7月の大雨災害、本年7月の南部小の床上浸水など、また8月には集中豪雨により避難指示が出され避難所が開設されるなどしています。このように、災害が局所化・激甚化する現代において、災害における情報の重要性はますます高まっています。

災害発生時には、行政が情報を収集・集約・公開・共有することが重要な使命であると考えます。情報の収集・集約・公開・共有のためには事前の準備が必要であり、情報の整理、公開の方法、それぞれの組織の役割や明確化を行う必要があります。ただ、先日行われた区長会との話合いの中でも、情報共有については課題として上がっており、災害発生時の関係機関との連絡体制の構築は喫緊の課題であると思います。

そこで伺います。災害発生時の情報伝達、情報共有についての課題認識と対策をどうお考えですか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 4番、登内議員の御質問にお答えをいたします。

まずは地域防災についてということで、発災時の情報伝達、情報共有についての課題認識と対策についての御質問であります。

課題につきましては、災害の種類や規模・状況によって多種多様出てまいるとまずは感じております。その中で、先日の8月の大雨の事例を取り上げますと、まずは村から住民への情報伝達について、こちらから申し上げます。

今年の8月に発生した前線による大雨では、午前3時頃南箕輪村に警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報が発表され、朝まで降り続く見込みでありましたので、土砂災害警戒区域に

お住まいの方、また天竜川の氾濫危険情報が到達いたしましたので、天竜川浸水想定区域にお住まいの方に警戒レベル4、避難指示を発令いたしました。深夜だったこと、雨脚が強く避難することがかえって危険である状況でありましたが、情報を提供し最終的な判断を行うのは住民でありますので、避難指示の発令を決定しメール配信で情報伝達を行いました。

繰り返しになりますが、雨脚が強く避難したほうがかえって危険な状況であったため、正確な情報が伝わりづらい防災無線での放送は明るくなった午前5時頃に流しましたが、基本的には住民に危険が及ぶ可能性がある場合は躊躇なく避難情報を流すこととされていますので、今振り返ってみますと、同時に防災無線も流すべきだったと反省をしているところであります。

次に、議員からも御指摘ありました、村から避難所への情報伝達、共有の課題についてあります。事前に出発が不明確なものがありますと情報が錯綜します。今回では、避難所への食糧提供についてがそれに当たりました。可能な限り、事前にそれぞれの考え方について各地区の自主防災会に伝えておくことが対策として重要でありますし、食糧に限らず様々な事象について、洗い出しを事前に行い確認しておくことも非常に大切であると感じております。

また、情報共有という点におきましては、天竜川の伊那富観測所の水位、釜口水門の放水量や諏訪湖の水位、今後の天竜川の水位予測など、公にはされてはいるんですが探しに行かなくては見つからない情報については、定期的ってというのがポイントなんですけど、定期的に村から発信し情報共有が必要であると思っております。私も8月のときはツイッターを用いて不定期にお知らせをしておりましたが、やはりオフィシャルな機関が広く定期的に発信し、避難所に情報提供をされる姿が正しい状況であり、また対策であると思っております。

また、身近な地域の状況、食糧の提供等の状況、避難者数など村が管理して発信できる情報についても、定期的に避難所へ提供することは必要でありますので、議員御指摘のとおり先日の防災訓練でも試験利用しましたが、ZOOMを活用し画像による情報共有を行うといった対策についても進めていければと考えます。

ZOOMを行うに当たり、ずっとつないでおくんですけどずっと会話をしているわけではありませので、複数のアカウントを本部側で用意をして、先ほど申し上げました様々な情報を画像で適宜更新して発信していくことはこちらも非常に重要であると思っております。また、今後は新しく導入するSNSを用いて情報伝達も可能となりますので、そこでは各情報が掲載されているURLを掲載をして情報の掲載場所への誘導をするなど、有効に活用してまいりたいと考えております。

私の公約におきましても、映像やネットワーク環境など災害対策本部を機能するとしておりますので、2022年度は今申し上げたことを実現するべく、本部機能の強化にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） ありがとうございました。

先日、区長会で会談の際に出た課題としまして、現状整備されています情報網の伝達経路について、何の情報が共有されるべきかっていう記載はないものですから、流れだけある状態ですので、その辺はどういった情報伝達経路等というところを明確にするのと、あと区の



役員の皆様は任期1年とかですので、そういった意味ではちょっとマニュアル整備のほうを徹底していただいて、漏れなく情報が伝達できる体制を整えていただきたいと思います。

以上です。

次の質問に移ります。

先日、議会にて南箕輪村防災センターを視察させていただきました。職員の方に御説明をいただき、緊急時の対策本部、ワーケーション施設としての貸出し、研修施設としての利用などを想定しているとのことでした。

村長も以前のブログで書かれておりましたが、建設の一番の理由としては、緊急防災減災事業債の利用の最終年度であるという理由があると思われまふ。また、コロナ感染症もあり、当初の想定とは異なる形での利用方法を検討する必要があるのではないかと思います。

そこで伺います。防災センターの今後の活用についてどのようにお考えですか。答弁を願います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 防災研修センターの今後の活用について御質問をいただいております。

議員から少し説明もありましたが、村の考えを改めて御説明いたします。

村では大規模な災害が発生し、庁舎やライフラインに被害が及び役場機能が低下する状況になっても、災害対応業務や優先度の高い業務等をあらかじめ定めておくことで、円滑に業務を継続し行政機能の早期復旧につなげる南箕輪村業務継続計画を策定しております。その中で役場庁舎が使用できなくなった場合に、村民センターとこども館を現在代替の庁舎候補としております。

しかしながら、大規模災害が発生し役場庁舎が使用できない状況を想像いたしますと、役場庁舎の近くにあるこの二つの施設につきましても、使用できない可能性が高くなるのが想像できます。そのため大芝高原のフォレスト大芝を現在の代替庁舎候補施設として、先ほどの業務継続計画には記載をしておりますが、フォレスト大芝については様々な設備や機能が不足しているため、正直申し上げまして現実的ではありませんでした。

今回、防災研修センターが新たにできることによりまして、その点の課題は解消できると期待をしております。防災研修センターの位置づけを明確にするために、業務継続計画についても改定を進めてまいりたいと思ひます。

次に、災害は常に起こっているわけではありまふので、日常時、通常時の活用についても検討を進めている段階であります。大芝湖に面した建物の南側にはウッドデッキを設けまふので、お子様連れや熟年者の憩いの場としても利用いただければと思ひております。ベンチなんかも増設してまいります。また、一番大きい多目的ホールにおきましては、軽運動が可能な構造となっております。さらにスクリーンやある程度の音響整備も設けておりますので、小規模な映画会や講演会も可能であります。研修だけでなくいろいろな利用方法が考えられますし、私は冬の期間は、例えば土日は一般開放をして寒いので暖を取れるようなスペース、ゆったりと過ごせるようなスペースそういったことも検討してまいりまして、今後多くの方に利用していただける施設となるよう考えていく必要があると思ひております。

さらに、西側の会議室棟はパーティションにより3分割することができます。特徴といたしましてはテレワークの環境が整っております。整っていますので、今年度につきましては

地方でのテレワークを希望する企業とのマッチングや需要調査などを行いまして、大芝でのテレワークと観光や健康を取り入れたプログラムを検討し進めていく予定であります。こちらの希望といたしましては、最終的にこの地域を気に入って企業がサテライトオフィスを設置したり、社員等が移住しやすい仕組みづくりの一環としてこのセンターを活用できればと思っております。

また、今ある地元の中小企業の皆様に対しましても、オンライン会議や研修の会場として利用させていただきたいと思っております。どちらにしても防災研修センターという名称、これから愛称をつけてまいります、なかなか普通に使えるのかなというのが一般村民から見ますと迷うところであると思えます。今申し上げたとおりいろいろなことに使える施設でありますので、こういったことは村側から多様な利用方法を提案していくことが大切であると考えておりまして、今後実施をしてみたいと思っております。

議員から、コロナを見据えた対応という話もありました。今、ちょうどいろいろな関係で、大芝荘というもっと広い施設がワクチン接種で使える状況にはあります。今後、コロナ対策についてはどういった新しい事象が出てくるか分からない部分もありますので、そういった意味でもスペースとしては有効であると感じておりますので、使っていきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 現状、防災センターの立地が大芝高原の中心ということで、一つはワンディシェフとかそういう民間への貸出しとか、集客につながるような大芝の魅力の向上につながるような利用をぜひ検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

総務省では、令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル社会の現実に向けた改革の基本方針において示された「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、デジタル化活用支援令和3年度事業実施計画等を策定し公表しています。

デジタル活用支援推進事業では、必要性和課題として、新型コロナウイルス感染症により人と接触を避ける非対面での行政手続が求められる中で、電子申請でできること自体を知らない、電子申請の使い方が複雑等の理由により、オンラインによる行政手続の利用が浸透していないことを挙げており、今後民間企業や地方自治体などと連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の対象に向けて、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法に対する助言、相談等を実施する必要があるとしています。

特に、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等に対し、オンラインによる行政手続、サービス等の利用方法に関する助言等の支援対策は、今後非対面で行政手続が拡大していく中で早急に取り組まなければならない課題です。

そこで伺います。高齢者のデジタル支援についてどうお考えですか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2番目のデジタル化についてということで、高齢者・熟年者のデジタル活用支援についてどう考えているかという御質問であります。

本当に高齢者・熟年者の方は、幼少から育った文化の中でこういったデジタルというものはありませんでしたので、本当に一つ一つ私も近隣の皆さんに教える中で学ぶことが多いと

いますか、例えば再起動してくださいと言っても、何で電源を再起動する必要があるんだっていう、コンピューターも人間と同じで定期的に再起動しないとなかなか不具合が出てくるとか、そういったところから教えていかななくてはいけないというところで、なかなか皆さん育った文化が違うので難しいなと正直に感じております。

これから各種行政手続のオンライン申請が始まってまいります。その際に使用するのがマイナンバーカードであります。現在、マイナンバー系の業務については、令和4年度末までには電子申請が可能となるよう構築を進めている状況であります。システム側が簡単にナビゲーションするという意味では、申請システムやアプリの導入時には、ユーザーにとってできる限り簡単で使いやすいシステムを念頭に検討していくことはもちろんであります。また、そういったシステムやアプリの開発が進んでいくことを期待しているところであります。

既に課題となっておりますが、デジタル技術を使いこなせる方とそうでない方のデジタル格差の解消が重要な課題であるかなと感じます。これはしょうがないんですが、デジタルと聞くと難しいと感じまして敬遠する方も多いと思います。総務省では、デジタル活用に不安のある方の解消に向けてデジタル活用支援を行っておりますし、令和3年度は携帯ショップ等を中心に講演会等を行う事業も立ち上がっております。

また、前回ほかの議員さんの質問にもお答えしましたが、若い世代が熟年者に教えることや相談できる場の提供を進めることが大切かなと思いますし、村としても国や民間で行う事業と連携して検討してまいりたいと思っております。

現在、国の経済対策でもありますが、マイナンバーカードの取得者にマイナポイントの付与、これが進められております。その際には、やはりスマートフォンかカードリーダーのある端末での申請が必要となりますので、そういったところで多くの方がデジタル機器に触れることとなりますので、こういったことも一つのきっかけとして活用し、利用者自身に今端末も操作していただいている状況でありますので、少しでもデジタルへの苦手意識をなくしていただければと思います。

マイナポイントについてはプラスの要素なんですけど、私はこれからはマイナスの要素も伝えていかなければならないのかなと。例えば、デジタル化の目的は事務手続の効率化でありますので、アナログの例えば一つとして住民票を取るにしても、アナログの手続とこういったデジタルの手続が同じ手数料でいいのかなと。私の予想は、今後アナログのほうは少し手数料が上昇していくことももしかしたらあるのかなと。既に銀行なんかは、振込をする場合ATMのほうは窓口より安いというのがありますので、そういったところもマイナスの要素として、これは確定情報ではありませんが伝えていくことも大切かなと思います。

いろいろと調べていく中で余談にはなりますが、マイナンバーカードの交付率でありますけど、全国的に見て一番交付率が高い層が60歳から100歳ぐらいの男性の交付率が最も高い層となっております。逆に70歳を超える女性の交付率が極端に低いという、すごい特徴的な数字が出ているなど。具体的には、90歳から94歳の男性と女性を比較すると、男性が49.1%に対しまして、女性は19.3%と本当に特徴的な数字が出ています。

デジタル技術を使いこなせる、使いこなせないという観点もありますが、やはり慣れない文化で味わってきていないので、気持ちの部分でもできるできないっていうのがこういった結果で表れているのかなというのを感じましたし、今後村としてこういった対応を進めていくに当たって、そういったいろいろな背景があるということも知っていくことは重要だなと

感じたところでございます。

まとめませんが、以上になります。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

今後、行政サービスの効率化等ございますので、デジタル化は避けて通れないというところなので、誰一人取り残さないっていうのはかなり難しいことだとは思いますが、その実現のために利用者の視点に立った対応を今後も引き続きお願いいたします。

次の質問に移ります。

当村のオープンデータについて私のほうで調べた限りでは、オープンデータの公開は三遠南信オープンデータポータルサイトに公開されておりますが、公開されている情報は更新されていないものも多く、また情報も少ない現状です。総務省はオープンデータの意義・目的として、国民参加、官民共同の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼の向上を挙げております。オープンデータの公開メリットとしては様々ありますが、私の私見ではありますが、民間協同による異種多様な課題解決の迅速化にあるかと思っております。

先日、村でもごみ出しアプリをリリースされましたが、ごみ分別をオープンデータとして公開していれば、より迅速にサービス提供を行えたのではないのでしょうか。私の知人、消防団の知人でも、村からの火災情報を解析し、火災出火現場を地図上にマッピングするツールを作成した者もいます。このように、情報を公開することのメリットは計り知れません。

そこで伺います。オープンデータ公開の状況と今後の活用について、どのように考えているか答弁を願います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） オープンデータの公開の状況と今後の活用についてどう考えているかという御質問であります。

オープンデータにつきましては私も非常に重要であると考えておりますし、私がお約束している政策においても、行政データのデジタル化も進め積極的な情報公開に努めますとうたっているように、本当に世の中の人があんまりまだそんな重要じゃないと考えている人もたくさんいると思うんですけど、登内議員と同じで私はこれは非常に重要な、早々に公開すべきものであると判断をしております。

オープンデータの定義であります、国・地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用・加工・編集・再配布等ができるよう、営利目的・非営利目的を問わず2次利用可能なルールが適用されたもの、機械判読に適したもの、無償でできるものの全ての項目に該当する形で公開されたデータとオープンデータは定義づけられております。

例えば、公開されるべきデータとして、これはほんの一例にはなりますが、医療機関やWi-Fiアクセスポイントの一覧、地域の人口の詳細なデータ、そういったものが挙げられています。ほんの一例であります。

そういったオープンデータの公開状況が現在どうであるかという質問ですが、正直申し上げまして、現在南箕輪村においては全く公開できていないステータスであります。また、現在の庁内における取組状況も未着手のステータスであります。この未着手の理由で

ありますが、村が実施すべき事業で優先順位をつけた場合、大芝高原将来ビジョンの策定や開発公社への経営改善の対応、新型コロナウイルス感染症対策等を優先したため、7月の人事異動で担当ポストでありました広報係長を総務課長事務取扱とさせていただきまして、そのほかにポストをつくって、ほかの係の充実等もさせていただいたことが一つの大きな理由であります。

そうはいいまして、オープンデータの公開については、村として必ず実施すべきものであると私は判断しております。理由といたしまして、一つの理由としては、地方都市として人口が増えているという非常に珍しい事象がある自治体であります。今コロナで減っておりますが、全国の議会や自治体から視察が多く来ておりまして、近年は大学の研究で取り上げていただけるケースも増えてきております。そういった中、南箕輪村のデータをオープンデータとして整えることで人口増の村の研究も進みまして、それが論文やメディアを通して村のPRにもつながっていくのかなと考えております。

次年度にはしっかりと担当係長を配置をしてみたいと思いますので、速やかに対応について進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

私もオープンデータに関しては、南箕輪村は観光資源も少ないですし、世の中の注目を集める一つの素材として関係人口の拡大、まさに村をうっていくものになるんじゃないかなと期待をしておりますので、早急な着手・対応を御検討いただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、4番、登内瑞貴議員の質問は終わります。

ただいまから、9時35分まで休憩とします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時35分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、丸山豊議員。

1 番（丸山 豊） 議席番号1番、丸山でございます。

今回、プロポーザル方式ということで給食センターが入札されたということにつきまして、この件について質問させていただきます。

議員を長くやっておりますと、地域住民が望んでいることや、やはり道路を直して、それから水路を直してというような利便性の向上だとか、あるいは不便を解消してもらいたい、災害に強い地域にってもらいたいというこういうような状況があるわけで、そういう要望のためにやっているわけでございますけれども、この前インフラの整備っていうのは非常に多いということが分かります。これらの社会資本整備というのは税金によって実施されておりますので、言わずもがな入札契約制度というのは村民に信頼されるものでなければなりません。また、談合等の不正行為ももちろんあってはいけませんし、事業者間の競争が徹底されるように、公正性あるいは公平性・透明性が確保されるものでなければならないと思っております。

このプロポーザル方式については、平成28年3月と6月の議会の定例会で、こども館の建

設をこの方式にて実施したことに伴いまして、私は質問をさせていただいております。どのようなこども館にしたいかとかするかとか、考えれば考えるほど困難を極める仕事、業務であったのではと思っております。評価内容を見ていませんので結果はともかく、まさにプロポーザル方式の理にかなった対象業務であったのではと考えております。

2回の答弁議事録からの記載には、プロポーザル方式とすることができる業務、参加資格それから実施手順等を明示いたしまして、採用決定に当たりましては、あらかじめ担当課から請負人選定委員会のほうへプロポーザル方式採用理由、審査方法、審査基準、審査委員会の構成などを記した資料の提出となりまして、審議の上には是非の決定となっております。結果・公表についても、評価項目・評価点などを含む選定過程経過などに、今開かれたガイドラインとなっていることが記されております。今回のプロポーザル方式採用に向けて、検討を加えた答弁をしていただいたことを記憶しております。

今回は学校給食センターの入札方式がプロポーザル方式で実施されておりますので、この件について質問いたします。

事例が少ないと思いましたが、聞き取りをする中で味工房の増改築、福祉計画策定などもこの方式で実施され、徐々に増えていることを確認したところであります。ただ、取扱いにも苦慮された様子がうかがえましたが、少しでも前進されることを願い取り上げた次第でございます。

後ほど質問項目にも取り上げてありますが、村も事例が多くない中で情報開示を積極的に進めているところでしょうが、プロポーザル方式に関してはホームページ上に記載がなく、困惑したところであります。そのため、質問内容も大分細かい部分もございますが、参考にしたい過去のプロポーザル方式の資料がホームページなどで見れませんので、よろしく願いいたします。

総花的な質問構成であります。とりわけ聞きたいのは4つほどありまして、給食センター建設の設計がプロポーザルでよかったのかどうか、それから2番目といたしまして指名型でよかったのかどうか、それから3番目として提案の評価は適切だったか、4番目として情報開示がどうなのかであります。

今回の入札にて順を追ってお聞きいたします。主なところは、プロポーザル実施に関するガイドラインと給食センターの実施要領に沿って質問いたします。この二つは村からいただいたものでございます。

最初に1点目といたしまして、プロポーザル方式を採用した理由についてお伺いいたします。そもそもプロポーザル方式を採用するのは、技術的に高度・専門的な技術や経験が要求される業務の発注に使われる形式となっております。ガイドラインに対象業務の説明があります。(1)から(6)までありますが、どの項目に該当するのでしょうか。

県の公募型対象業務では4項目ありまして、そのうち最初に標準的な積算基準がない建設工事、委託業務を挙げております。そして、ほかの入札と大きな違いは、価格で比較する競争契約でなく随意契約の一種でありまして、一般的な随意契約は任意に選んだ相手と契約を結びますが、プロポーザル方式は企画提案書、技術提案書に基づき契約の相手方を選ぶ随意契約の一種であります。そして、こんな形にしたいという完成図を表す設計案を競う設計コンペとも違いまして、あくまでも契約の相手先を選定するものであります。

給食センター設計業務の業者選定に最もふさわしいとした具体的なプロポーザル方式採用

理由をお願いいたします。また、こども館の設計以降、プロポーザル方式を採用した件数は何回ありましたでしょうか。教えていただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 1番、丸山議員の御質問にお答えをいたします。

給食センター設計業務に関わるプロポーザル方式入札制度についてということで、まずはプロポーザル方式採用理由は等をお聞きいただいております。

この答弁につきましては、建設工事等請負人選定委員会の委員長であります副村長から申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 議席番号1番、丸山豊議員の学校給食センター建設工事基本実施設計業務に関わるプロポーザル方式に関する御質問にお答えをいたします。

まず、プロポーザル方式実施に関するガイドラインの対象業務といたしましては、このたび建設予定の学校給食センターは大規模施設でございまして、衛生管理基準の遵守が求められる施設のため、専門知識と豊かな経験が必要とされております。また、農振地区内を建設予定地としているため、景観に対する配慮が必要な施設であるということなどから、丸山議員御指摘の項目のうち、（2）の大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した設計、高度な計算・解析を伴う調査等新たな技術を要するものであって、高度な知識と豊かな経験を必要とするものに該当するものでございます。

プロポーザル方式を採用とした理由についてでございますが、本業務は学校給食センター建設の設計業務であり、総事業費は8億円を超える大規模施設の設計業務でございます。建設する学校給食センターは、給食の提供に係る機能に加えまして環境への配慮、災害時に食事を提供する炊き出し機能等を兼ね備えた施設、さらに今後、児童生徒数の減少も予想されるところでございます。その将来にわたって有効活用できる施設とする必要がございます。

以上の点から、価格による競争の要素だけでなく企画力や発想力、技術力等の要素を含め、施設の有益性などを総合的に評価して、学校給食センター建設の設計業務の意向に最も適した受託者を特定したく、今回プロポーザル方式を採用したところでございます。

こども館の設計をした平成27年度以降、プロポーザル方式を採用した件数は13件でございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1番（丸山 豊） ありがとうございました。

13件というと、結構まだこども館のときはほとんどなく、ガイドラインもないような状況で始まっておりましたけれども、そのあと13件もやられているということでございましたので、この数字をまた基にしながら、そしてまた異常に高度な技術を要するというような今お話を聞きました。そういうことも含めて企画力・技術力ですね、こういうものが必要とする業務であるということを理解もして、次の質問に移らせていただきます。

（2）といたしまして、指名型とした理由についてをお伺いいたします。

プロポーザル方式には、発注者があらかじめ業者を選定し競争に参加する指名型と、あらかじめ具体的要件を広告し広く参加者を募る公募型があります。本件では、以前より業者を

指名する方法で指名型ということでやっておるようですが、今回のような給食センター建設については、対応できる業者数や競争性を勘案すべきところを、一方で指名という誤解を招きやすく特に慎重さが求められる随意契約ということになっておれば、公募型のほうが適切だと思いますがいかがでしょうか。

また、ガイドラインでは、プロポーザル方式は原則として公募により行うとしております。ただ、性質や目的からこれは入札の説明の中に出てくるわけなんですけど、性質や目的から参加予定者数が公募する必要がないと認められる程度に少数の場合は、指名型によることができるとしてありますが、そのような案件でありましたでしょうか。

また、ガイドラインでは（１）から（４）のどれに該当しますか。

分かりやすくいえば、広く一般に参加者を募る必要がない場合などは指名型でもよいということであります。指名型とした理由と、それから公募する必要がないと認められる程度に少数の場合の少数とは、どの程度を示しているか伺います。

また、指名型プロポーザルとして提案し決定したのは、担当課と選定委員会のどちらでしょうか。お伺いいたします。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 随意契約であれば公募型のほうが適切ではないかということですが、学校給食センター建設の設計業務には、一級建築士を複数有するといった技術者要件や衛生管理基準を熟知している必要があるため、県内での実績を求めていたところでございます。

このような中で、公募では応募者がいないまたは過少、もしくはその反対に多数の応募の可能性もございまして、再度の公告期間を設けると計画している契約期間を逸する恐れがございますので、ガイドラインの実施方法における指名型とした理由につきましては、（１）のその性質または目的が公募によることが適さないものであるときに該当するものでございます。

指名型プロポーザル方式にしたいと提案したのは、所管課の教育委員会事務局でございます。また、それを決定いたしましたのは建設工事等請負人選定委員会でございます。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

１ 番（丸山 豊） 公募によるということとか適さないということで、今お話をいただきました。これは、今副村長のお話だと多数になってしまう恐れもある、あるいは応募がない場合もある、両方のところで示されておるわけですけども、今まで先ほどから聞いておりますと、13件というこういう経験をされているわけでもございましたので、その経験の中から言えば、どんなふうになるのかなというくらいのことはできたんじゃないかということでもございます。

ここで、後でもまた出てくるわけなんですけれども、この業務は支援業務をいただいていることにもなっております。当初予算の中で住宅供給公社のほうに大きなお金が支払われていて、この件について、この業務について応援をいただくということになっておりますので、そこら辺のことも関係しているのかなとは思いますが、原則論がうちの村では公募型でやるということが大胆にうたっておりますので、全体的な中で公募で示してやらなきゃいけないと。



私の個人的な考え方でいきますと、あとで指名業者数もちよっとお聞きするわけなんですけれども、給食センターという特殊な業務だっということであるものですから、いいものをつくっていただきたいとか、それからしっかり競争していただきたいとか、そういう意味ではできる業者っていうかやってみたい業者、そういう方がおるわけでございますので、ぜひともそういう方にやっていただきたいなというふうに思うわけでございます。だから、できることなら原則どおり、原則論としても公募でやるのが妥当じゃないかなっていうようなことでございます。

だから今言われたように、多過ぎる心配とそれから応募者がいないという心配のところがちよっとあるわけですが、私たちが13件今まで経験した中のあれは、公募型っていうのは1件か何かありましたでしょうか。ちよっとお尋ねいたします。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） これまでの13件の中では、公募型で実施をした件はなかったかというふうに思っております。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 原則がだから、原則とする公募により行うとすること自体の、この文言が何かおかしいような気もいたします。だから指名でないと、あとで3番目のところで指名のお話をさせていただきますけれども、このところでは公募によることが適さないということで進めちゃってるということでございますので、それはそれとして話だけ聞いておきます。

こちら辺のところでは支援業務、住宅供給公社の話は何か相談されたとかいうことはありますか。指名型とした理由についてということでは。

議長（百瀬 輝和） 清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） 住宅供給公社のほうの支援をいただいているわけでございますけれども、その中で今回指名でやるか公募でやるかというところの中で、今副村長のほうからも答弁ございましたけども、少なかった場合とか応募者がいなかった場合等を考えて、指名型でやっていったほうがいいのかというような支援はいただいております、それに基づいて指名型で提案させていただいたという経過はございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 分かりました。

指名型にしたほうがいいんじゃないかっていうのが、支援業務会社のお話ということですね。

じゃあ3番目のほうに移らせていただきます。

指名業者の選定基準と指名業者数とはということで挙げさせていただいております。学校給食センターについては、8月3日付で指名通知が出されております。重要なのが学校給食センター、先ほどからも副村長もお話になっているものですから、大変企画力・技術力が非常に重要だということで、これが特殊業務とすれば実績経験の有無というのが大きなポイントになると思いますが、ガイドラインに記されているように何を基準に指名業者を選定したか、また全ての実績が備わっていたと理解してよいか伺います。そこには、選定条件の選定基準の条件を満足している管内業者は指名されているか、また私が見た情報誌によれば指名企業

数は非公表となっておりましたが、これは談合防止策ということか。

また、指名業者所在地は村内、上伊那管内、県内、どこなのか伺います。談合防止ということであれば、既に入札終了の段階で公表可能であったということではありますが、指名業者数は何社でありましたでしょうか。お伺いたします。

ちょっと幾つか質問ありますけれども、お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 続きまして、指名業者の選定基準と指名業者数に関する御質問でございます。

指名業者の選定基準につきましては、県内に本店があり装飾図案といった意匠及び衛生設備設計に登録のある建築コンサルタント業務で、入札参加資格登録のある36社の中から、一級建築士が複数人いて村内に本店、支店、営業所がある、また伊那市、箕輪町に本店のある5社、プラス県内におきまして令和元年度、2年度に学校給食施設の実施設業務を履行した実績等のある4社を指名業者として選定をいたしたところでございます。

したがいまして、指名業者全てが実績を有していたというものではございませんでした。また、選定基準の条件を満たしている上伊那管内の業者は指名してはおりました。

情報誌に指名企業数が非公表になっていたという御指摘でございます。このことにつきましては、ガイドラインでは入札結果の公表につきましては定めているところでございますけれども、実施要領も含めて指名企業数につきましては、公表・非公表は特に定めてはいないところでございました。また、出版社等から指名企業数についての問合せはなかったということでございます。

指名業者数につきましては、村内それから伊那市、箕輪町の上伊那管内、長野市、松本市、飯田市の県内9社でございました。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 9社ということで、村内と上伊那管内それから県内の業者、それで提案事業者になられた方っていうのは全部で5社ということで、全員協議会のお話しいただいてありますのでそこは理解しておりますが、指名ということでありますと、どなたもそうなんですけど、指名欲しさに毎年というか指名願いを役場のほうに出させていただくわけなんですけど、業者さんにしてみれば過去にミスがあった場合を除き、行政としてはそこら辺のところは指名願いが出てきているものですから尊重しなければいけないと。だからそのとおりにやっていたらいいとは思いますが、公平と平等に対処する必要があると。だから、管内くらいは全て満たされるような状況でなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

私が聞くところによりますと、若干外れているところもあったなというような感じはいたしますけれども、そこでちょっとここで1点お聞きしたいのは、実績の有無というのはどこの時点で調べたんですか。8月3日に指名通知が出されておりますもんですから、その前に多分調べられていたと思うんですけども、どのような、参加資格そのものは村のこれこそホームページにも載っているこの中で、建築関係、建設コンサルタント業務のところの建築と衛生というところに乗っかるっている人を拾い上げて、三十何社の中から、その中から拾い上げているということでもあります。

だから私が聞きたいのは、この9社を指名選定したときに本当に妥当な指名選定であったかどうかということをお聞きしているわけでございますので、ちょっとそこら辺も含めてお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 実績の有無につきましては、担当課のほうから県の教育委員会のほうに県内の実績を確認させていただいて、その中から選定をさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 県の教育委員会で学校給食センターをやられているところってというのは把握されていたということで、そういうふうには理解していいわけですか。それで、この9社が該当していると。指名された9社はみんな該当していただいていたというふうには理解していいわけですか。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 先ほども申し上げたように、全てではございません。4社です。

1 番（丸山 豊） 4社。

副村長（田中 俊彦） はい。

1 番（丸山 豊） そうしますと、指名の9社というのとはどうやって、だから給食センターに指名をしたっていうのが、ちょっとそこら辺がどういうふうには理解していいんですかね。

ちょっと私も分からなくなっちゃったんでмонでいけんけど。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） すみません、答弁が重複することになってしまうんですけども、ただいま申し上げた実績等のある4社と、あとはいわゆる指名参加願いの出ていて一級建築士が複数人について、それから村内に本店・支店・営業所が伊那市、箕輪町に本店のある会社というところをプラス5社して選定しております。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 実績があるのは4社だけだったということでもいいわけですね。

そうしますと、ちょっと私もこういう入札のあれに指名とかというものに関わってきたあれからしますと、県内の中でも飯田だとか松本だとか長野だとか、ぽつぽつぽつって拾っているわけなんですよね、9社のうちの。だから、どうしてそのところの1社を選定したかっていうのは説明できますか。

飯田市が、この会社。飯田市にはほかになかったかどうかということ。松本市はこの会社のほかになかったかどうか。長野市まで行ってるんですよ。だから、そこまで行かないと、長野市には何社かもうあると思うんです。今言われたような9社に該当するようなものが。そういうところは、何でこの会社が拾われてほかの会社は拾われなかったのかっていう。だからそこら辺のところには指名という、いわゆる疑問を持たれるケースが生まれてしまうということを目指しているんです。どうしてなんでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 私どもの選定委員会の中で抽出をした中では、今申し上げた業者の

みだったということでございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 今ちょっと不透明なところがあるということは分かりますので、ただ何でという、こういうことをやっぱり指名業者を選定するときっていうのは非常に難しいと思います。だから、今回みたいに長野でしたとか松本でしたとか飯田でしたと。だから、私は上伊那の管内から拾われているのは全部拾っていただければ、それはそれで結構かななんて思ったりもするんですけども、よその地区からぼつってこう拾ってきたときには、やっぱり外の人間っていうのは、行政の中で考えれば皆さんたちそれでいいんですよ。やっぱり外から見人間はそうは見ないんです。だから、ちょっとそういうところ気をつけていただければ、これはできてやってしまったやつなものですからもうしょうがないものですから、今後気をつけていただけるように、指名のときは。

だから先ほどから言っているように、指名じゃなくて公募のほうが、長野県なんかは指名っていうのがあんまり出てこないものですから、ちょっとそういうところを今後考えていただければと思います。

次のほうへほんじゃあ行きます。

4 番目の、応募された提案事業は何社かということでお伺いいたします。今回、提案事業者数は何社だったか伺います。また、直接関係なかった、今後提案事業者が1社の場合もあり得ると思いますがどのように考えるか、村の方針をちょっと教えていただければと思います。

それから、複数でないため提案を比較検討することが不可能であり、予定価格で決めるのではなくて事業計画や実施体制など幅広く企画提案での比較であるため、より内容が重視される競争性の確保が必要と考えます。

冒頭の話のように、村民の税金を使用していることから事業者間の競争をと申し上げているので、対応をどのようにされるか伺いたいと思います。内容によってはこの段階でカットするのか、それこそプレゼンテーションで進むのか、またカットされた場合は再度指名あるいは公募のプロポーザルとするのか、そんな点を村の方針がありましたら教えていただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 初めに提案の事業者数でございますが、提案者は5社ございました。

議員御指摘のように、今後提案事業者が結果的に1社の場合もあり得ることだと思っております。その場合は企画力や発想力、技術力等の要素を含めて、総合的に審査及び評価をする点では競争性というものが確保されませんので、提案事業者が1社の場合には取りやめといたしまして、再度プロポーザル方式で実施するか否かを含めまして、建設工事等請負人選定委員会の中で審議をしていくことになるというふうに考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） それでは5番目のほうに。1社っていうやつがまたちょっと6番目にもまた出てきますけど、またちょっとそのときは説明をお願いいたします。

5番目のところの審査方法・審査基準・審査委員会の構成についてということでお伺い

たします。

担当課より請負人選定委員会へ審査方法・審査基準・審査委員会の構成を提出させるとなっております。実施要領によりますと、事務所の実力・能力のほか、提案の適格性・独創性・実現性を求めています、技術提案における提案課題も同様であります。ガイドラインには、それぞれ配分する点数を適切に定めるとしています。どの項目の評価点を重要としていたか、そして評価は適切に行われ、この総合点の高いものを最適候補者と考えてよろしいか伺いたいと思います。

また、学校給食センターは特殊でありまして、専門的で高度な技術を有する案件であるとするれば、審査委員会のメンバーは外部からの意見なども必要と考えるが、どのように選定し責任者は誰が務めたかを伺います。専門家・有識者はメンバーに入っているか、そして責任を果たせる審査であったか、いかがでしょうか。

また、さらに審査過程の透明性を確保するためにも、審査委員会の議事録の作成が整っているか伺いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 初めに、どの項目の評価点を重要としたかという御質問につきましては、6項目の提案課題というものがございまして、それらに対する事業者の実施方針・手法及び提案というものに対する配点を重要としたところがございます。評価は適切に行われ、総合点の高いものを最適候補者としたかという御質問でございます。

審査につきましては、提案事業者から事前に提出をされました技術提案書及び審査会当日のプレゼンテーションを参考にして審査委員が各自評価を行い、その評価を集計した全体評価を中心に専門的な意見も踏まえ審査委員会で協議をし、総合評価点の一番高いものを最適候補者といたしたところがございます。

審査委員各自の評価に当たりましては、先ほど議員からもお話のありました、学校給食センター建設工事の設計技術支援業務の委託先でございます長野県住宅供給公社が作成をいたしました、6項目の提案課題に対する提案内容を整理していただいた資料がございますので、そちらも評価の補完として活用をいたしたところがございます。

審査委員につきましては、担当である教育委員会事務局において行政・教育それから給食現場から審査委員を選定をして、請負人選定委員会で決定をしたものがございます。具体的には、請負人選定委員会の委員長であります私それから教育長、教育次長、学校教育係長、学校給食センター長、そして学校給食センターの栄養教諭の6名でございます。責任者は審査委員長として、私が責任者ということでございます。審査委員の中では、外部からではなく学校給食センター長、栄養教諭を専門家有識者として位置づけていたところがございます。

審査につきましては、事前に審査委員による審査方法等のプレゼンでの質問をする役割分担ですとか、そういったものも含めて確認を行いまして、審査当日も審査員それぞれの立場で経験則、また知識から技術提案を評価したところがございます。

6項目の提案課題を重視する中で、学校給食センター建設の設計業務の先ほど丸山議員からもありましたように、そういった業者を決めるという業務でありましたので、業務の遂行に当たりましてポテンシャルの高い提案者を選定できたというふうに考えているところがございます。

すみません、あと最後に委員会の議事録につきましては作成はしておりませんが、

御指摘のとおり審査の透明性の観点から、作成の必要について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 私は一番先に、どの項目の評価点を重要としたかというところで（6）、これ本当にこの提案課題を誰がつくったのかなというのを一番聞いたかったんだけど、今住宅供給公社って言うてくれましたので、多分そうなるだろうなって思って今聞いていたんですけど、どの項目の評価点を重要としたかというのか、点数が一番配分する点数が高かったんですか。ちょっとそこだけ教えてください。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） この6項目の提案課題を最重要とした意味といいますか、ちょっと説明が足りなかったかと思うんですけど、審査に当たりますは、いわゆる提案者の担当チームの対応という言い方をしていますけれども、そういった業務の実施方針や仕様及び提案といったそういった対応、これが6項目の部分に当たりますが、その部分とそれから事務所の実力、業務経歴等そういった実力です。それから、またその会社の技術職員の経験及び担当能力といったその担当チームの能力、この3点の中で総合評価をしたところでありまして、その3点の中では、先ほど申し上げた6項目の提案外の部分の点を一番多く取ったという、そういう意味でございます。

6項目の中でもし一番どこが多いかということであると、それは6項目の中には、土地の利用計画だとか使いやすさ、バリアフリーそれからHACCP環境とか環境への配慮それから厨房の概算額とか、そのほか人口減少に対する対応だとか食育だとかそういった部分があるんですが、そういった項目が6項目あるんですけども、その中では施設概要とか厨房の概算額という項目が一番低くて、あとはみんな同じ点で評価をしております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） そうですか。

正直言って見れないものですから、どんなふうになっているかというのを勝手に自分で表にしながら、このところに配分される点数があるんだろうなというそういう認識で今質問しているものですから、今私が聞いたのとほとんどちょっと違っちゃったと思うんで、今プロポーザルの審査基準の中で事務所の実力とか担当チームの能力とか、そういうものとは決まっちゃってるものですから、会社の関係で。ただ、この現場に担当チームの対応というところに出てくるんでしょうね。この（1）から（6）。それで今（5）が一番点数が少なくて、ほかのものがみんな同等だと言われております。

ちょっともう時間もこれからあとちょっと私もあと二つばかりありますので、一つだけちょっとお聞きしますけれども、ここの内容は非常に私は難しいと思います。正直言って、私もこんな見たとってぱっと見て分かりません。だから、全員協議会のときに栄養教諭さんが人の動きってということで、導線の話全員協議会でしていただきました。だから、そういう形になると非常によく分かるなということなんですけども、そうでない方が、もし栄養教諭さんが別のところの項目に点数を入れるっていったときになかなかできるのかなという感じがいたしまして、そういう方はちょっと知見的にちょっとあんまりできないなって

ていう方は、点数を入れるときに何点入れるのかなど。満点が10点だったら、5点にしておくのか0点にするのか満点の10点入れちゃうのかっていう、そういうところっていうのは事前に打合せされていたんですか。

正直言って点数の、先ほどから副村長は、非常に重要な業務であって非常に高度な業務っていうことを盛んに言ってくれたんですよね。この豊かな経験も必要だし企画力・技術力、このプロポーザルをやる理由の中に挙げられたような本当に難しい現場だということを紹介してくれているもんですから、審査する方たちも私が質問した中にもありましたけど、本当の専門的な分野に、有識者を入れるっていうのは、学識経験者を入れるっていうのはガイドラインにもどっかにも書いてあったと思います。

だけど、副村長とか教育長さんそれから次長さんで今日ここに3人はおられるんですけども、その方たちがこのあれを見て、ちょっとローマ字で書いてあるZEBReadyとかHACCP、HACCPなんかはちょっと今いっぱい出てきているもんですから、こういうことっていうのは本当に理解されて審査の点数ということに反映されていったかどうかっていうのが、ちょっと私としてはそういう疑問に思っちゃうところがあるんですよ。そういう点どんなふうになっているんですか。委員会の中では。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 先ほど、審査する前に事前に打合せをしたという答弁をさせていただきましても、その中でただいま御指摘のあったような、こういう場合は何点にしましょうとっていうそういう打合せではないです。どういうふうに点をつけるかっていうところの確認はいたしましたけれども、そういったわけでありまして、ですからその辺はいわゆる各委員の判断ということにはなってしまいます。

当然、今HACCPだとかZEBReadyとかそういった用語だっていうのに関しては、それは情報共有して認識をしながらやっておりますし、先ほど住宅供給公社から提案を整理したものを参考にした、補完材料として使ったというふうに申し上げましたけど、その中にはいろいろと提案書をそのまま一覧にして、その6項目に対してその6項目の課題をきちんと説明しているかないかとか、この中では導線が混在するのではないかと、そういったアドバイスといいますかそういった御指摘もいただいていたので、そういうものをきちんと5社分審査員が熟読をして、その上でさらに分からないところはプレゼンテーションの中でヒアリングさせていただいたと、その結果を審査に反映させたということでございます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 非常に難しいということが分かります。

ちょっと6番のほうへいきます。

長野県の公募型プロポーザル方式っていうのは、ヒアリングだとかそういう名前で技術評価会議と称しまして提案書の評価をしております。本村でも必要に応じてとなっておりますが、ヒアリングをしたということでありますので、5社によってそれはそれで結構でございます。この件についてはしているということで。

4項目めの続きになりますけれども、これは1社の場合でも内容をただす必要があるかっていうことで、先ほど提案されたときには1社だったらもうそこでおしまいっていうか、カットしてしまうっていうお話だったんですけど、仮に提案事業者が2社の場合に、これが上

がってきたときに1社プレゼンに参加しなだっという場合がありますと思はうんですけども、その場合どうされるのかなっというのをちよっとお尋ねいたします。

それともう一点、百聞は一見にしかずであります。やっぱりパースみたいなものはあつて状況が分かれば審査する方は分かると思はうんですけども、ただ文章、この課題とかこれを載せられた課題だけでこれは審査の人たちが見て理解できるかっという、本当先ほどの話じゃありませんけれど分からないと思はいます。だから、パースなどを用いるような状況もつけたかどうかっというの、ちよっとその2件お願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 仮に1社がプレゼンに参加しなかつた場合それでもやるかという話ですが、1社の場合では、さっきの4番目の御質問のときと同様にやはり中止とさせていただいて、再度選定委員会のほうで審議をさせていただきます。

それから、ヒアリングに対しましては確かに文字づらだけでは分かりにくいところがありますが、提案書につきましては実施要領の中で文章を補足するために写真とかイラスト、イメージ図も使用を可能とするというふうにしておりましたので、実際にもそういった形で御提案をいただいたところでございます。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 今言うように写真、イラスト、イメージ図も使用が可ということでもあります。だから、これだけで理解できたということはなかなか難しいと思はうんですけども、厄介な事業になればなるほどやっぱり何か必要な物つて、お金を出してでも提案書作成にかかる費用負担つていうのも相談するようになっていまして、必要な経費を計上してでもやるべきだと私は思はいますので、お話だけさせていただきます。

次に行きます。

学校給食センターが、プロポーザル方式が最適な入札方法だったかということでございます。この事業は特殊な業務、困難な業務と仮定して質問をしてきましたが、こども館建設や福祉計画策定などのようなデザイン性が求められ抽象的とも思える事業と違い、目的が明確であるこの事業は、選定に言葉の表現で難しい部分があるプロポーザル方式が本当に適切な入札方法であったのかと疑問を持ちます。

県の対象業務のように積算基準がはっきりなければであれば理解もできますが、全員協議会において先ほども申しましたが、栄養教諭さんの関与も説明されました。一般的な競争入札による求める仕様をきちんと明記しておれば、栄養教諭さんが話をしていただけるようなそういうものをきちんと仕様書に明示すれば対応できたのではと思はいますが、どうでしょうか。

それから、経済性を考慮したとき妥当な方式であったかということをお伺ひします。実施要領では、新たに設計者から見積りを徴収し予算の枠内で随意契約となっておりますが、一般的な競争入札の比較では、予算の確保というのはどのぐらいの違いがあるかっというのを教えていただければと思はいます。

議 長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 初めに、一般的な競争入札による求める仕様をきちんと明記した対応ができたのではないかということで、経済性を考慮したとき妥当な方式であったかとい



う御質問でございます。

これにつきましては、(1)の項目での御質問にもお答えしたように、繰り返しになって恐縮ではございますけれども、価格競争の要素だけでなく給食の提供に加え幾つもの重視した、6つの提案課題と申しましたが、そういったものに対する技術提案を基準に、総合的に評価したほうが村民のために有益な施設になると考えたものでございますので、プロポーザル方式は妥当な方式であったというふうに考えております。経済性につきましては、予定価格によって確保されるものというふうに考えております。

続きまして、一般的な競争入札等の比較では予算の枠内にどのぐらいの違いがあるかという御質問でございますが、最適候補者の見積額はプロポーザル時とは変わりませんで、予算の枠内よりも若干下回ったという状況でございます。

以上です。

議長(百瀬 輝和) 丸山議員。

1番(丸山 豊) 私はプロポーザル方式が何か、幾らか高いというそういうイメージというか先入観を持っているもんですから、ちょっとそのところを聞きたくなったものですからすみません。

以前質問したこども館も、利用者が増えたりいたしましてスペースの取り方に問題があったりとか、こもれびの家もプレゼン時や施工時、これは設計施工が一緒だったということもありまして、大きく違っている現場だそうです。これは施工者、設計者にも聞いたところでもあります。今では使い勝手も悪そうだという話も聞こえてきました。だから、これらはプロポーザル方式が正解だったかっていう、そういうような疑問でもあります。問題点などまた検証したことがありますかって聞こうと思っておりますけど、ぜひ検証もしながら進めていただければと思います。今後は。

ちょっと質問だけ読ませていただいて、あとは御答弁だけお願いします。8番目です。

プロポーザル方式に関する情報開示と今後の取組方針ということでお願いいたします。入札契約適正化法では、透明性確保のための公表や公正な競争促進のための方法などを定めています。学校給食センター業務委託について、発注時期の見通しをホームページなどで適切に情報開示をされたか、それはいつであったか伺います。

また、平成28年の6月の定例会の副村長の答弁をちょっと朗読します。

公表はプロポーザル参加業者名を評価点といたしまして、業者名は落札業者のみそのまま示し、次点以下の業者につきましてはA社、B社等として公表することといたしました。こうした形はほかの自治体でも多く採用されているところでございます。また、契約先とならなかった参加業者から求めがあった場合には、当該業者の評価点についても開示し、合わせて契約先とならなかった理由について説明を求めることができるものと定めさせていただきましてこう書いてあります。

ガイドラインでも評価点などを含む選定経過の結果の公表もすることとなっているが、適切な開示ができていないか伺います。また、さらに多くない事例の中で模索されながら実施されたようにも感じますが、今後の取組、課題解消につながることはあったか伺います。

特に、以前掲載されていた随意契約の経過などがホームページ上から消えているのはどういうことか。そして、広報誌にはどうであったか説明を願いたいと思います。

お願いします。

議長（百瀬 輝和） 田中副村長。

副村長（田中 俊彦） まず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の目的を踏まえまして、現行法で規定されております公共工事、これは建設工事になりますけども、これにつきましては、村のウェブサイト及び庁舎内の住民ホールの情報コーナーで紙ベースで公表をしているところでございます。

学校給食センター建設の設計業務につきましては、適正化法に規定がございませんでしたので公表してはおりませんでした。今後公共工事に係る測量設計調査及び工事、管理に関しましても予定価格が一定額、100万円を超える業務につきましては来年度から公表をしていく予定でございます。

続きまして、指名型のプロポーザルにつきましては、ガイドラインで一連の事務を所管課にて執り行うことというふうにしております。ですから、結果の公表につきましても昨年度まで所管課で、それぞれの担当する課で対応することとしておりました。本年度分につきましては、現在公表中でございます。今年度は村のウェブサイトの随意契約のページ内に、ガイドラインに規定した候補者名と、それから今回の結果につきましては候補者名と評価点、次点はA社、B社等とした内容で公表したところでございます。

それから、今後の課題解消につながることはあったかということでございますけれども、このガイドラインも御指摘のとおり、平成28年の5月に施行して以来5年になります。これまでに13件のプロポーザル方式を採用してまいりましたけれども、ですから最適な受託者の特定には寄与できたというふうには考えているところではございますけれども、御指摘の点でいえば公募型の採用や公表方法、それから審査基準など審査の透明性、所管課で作成する実施要領の内容等見直していく課題はあろうかというふうに感じておりますので、今後請負人選定委員会の中で検討してまいりたいというふうに思います。

それから最後になりますけれども、ホームページから消えているといった話でございますけれども、公表期間につきましては村の建設工事等入札及び契約情報公表要領というものがございまして、そちらの中では公表した日の属する年度の3月31日までというふうになっておりますので、年度末をもって削除される設定にしていたところでございますので、そのために消えていたということでもあります。公表要領の公表期間につきましても、複数年開示できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

令和3年度分の随意契約につきましては、追加作業のために一旦削除をちよつとしていたということがございまして御迷惑をおかけしたんですけども、現在は村のウェブサイトにて公表をしているところでございます。

広報紙への掲載に関しましては、公表要領では……。

議長（百瀬 輝和） 副村長、時間です。

副村長（田中 俊彦） はい。

また、閲覧及びインターネットでの公表ということになっておりますので、掲載はしておりませんでした。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、1番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、唐澤由江議員。

8番（唐澤 由江） 8番、唐澤由江です。あらかじめ通告をいたしました6点についてお聞きします。

まず初めに、大泉区では役員選出検討委員会を3回開き、活動内容や役員の仕事、負担軽減について話し合った。分館の仕事は独自のものは6行事、村を合わせると9行事、衛生部の資源ごみの受入れ等シルバーを頼んでもいい、変わってもらえればと区長が考えたが、人がいないという。

また、11月26日に大泉区役員と田園景観保全会の役員と村長とで懇談をした。村長も今まで南原の人口増加が村内一だったが、大泉の人口増は目覚ましいとおっしゃられた。区の役員の成り手不足は、区長から分館長の候補7人を回ったが全て断られたという。役場は区に行政委託費として支払い、行政執行になってもらっている。村は区のことだから行政は関係ないということではなく、我が事として住民の希望を聞き対応すべきと思います。

区の未加入者についても村長が触れ、ここへ来て加入者83%くらいで少しずつ下がっているというようなことを指摘された。今後、庁内でも検討したいと述べている。しかし今回、3回2時間ずつ話し合うことで現在の役員たちも認識ができ、それを受けて組長会や組の中でも話し合いが持たれ周り順を決めてまで合理化案が出されたが、そうは言っても互選で話し合いで決めるということに落ち着いた。区の方針は間違っていなかったと思う。

なぜ区の未加入者が、役員の成り手不足が多いのか、未加入者が増えたのか。土日が休みでないので役員を受けられない、特に大泉は賦役が多く厄介だ、親水公園、上手田、高齢化とともに夫が死亡するとまず組をやめていく家がある。また、他町村で働いて定年になって、仕事しても家の農業をしなければいけないと組は抜けている。コロナ禍でも賦役等の連絡があるため集金常会はずっと続けていた。衛生部は職員がいるので立会いなしでもよいと思うが、なかなか成り手がいません。

今回1から3の課題を挙げましたが、解決策はないものとして一括回答をお願いします。

よろしくお願ひいたします。

議長（百瀬 輝和） 1、2、3一緒ですね、唐澤議員。

8番（唐澤 由江） え、1から3まで。

議長（百瀬 輝和） 1の項目の1、2、3を一緒に答弁を求めますね、はい。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 8番、唐澤議員の質問に対してお答えをいたします。区への未加入者、役員の成り手不足はというところで大きく3項目質問をいただいております。

区未加入者や役員の成り手不足の問題につきましては、おっしゃるとおり喫緊の大きな課題であると村も考えております。高齢のため役員ができない、土日が仕事なので役員ができないという理由で加入しない方が多くなってきたということも、区長会等を通して村でも共有しております。

9月の登内議員の質問に対しても答弁をさせていただきましたが、当村は転入者も多く、

多種多様な住民が多いという特徴があります。そういった中、全ての課題を一気に解消することはとても困難であると捉えております。したがって、まずは転入者が加入する意義を理解していただけるそういった広報資料、パンフレットについて現在業者も決まりまして、区長会の意見を聞きながら作成を鋭意進めているところであります。

また、区長会の中で役員についても、まずは各区の状況について整理を行いました。村からお願いする役員についても、過去必要であったものが現在は既に不要となっているもの等もありますので、そういったところの整理なんかも区長会の中で時間を取って行ったところです。本当に区や住民の方の負担を少しでも減らしていくことに対して、少しずつではありますが取り組んでいます。

また、先ほど9つの行事があるといった行事・イベント等につきまして、この2年間は新型コロナウイルスの影響によりほとんどのものが中止となっていると思います。これを機会に本当に必要なものを再度区の中でも検討していただいて、来年度以降につなげていければと考えております。

また、村でも先日予算編成の会議の中で冒頭私も申し上げましたが、若い世代が会議に参加しやすいように、これからは会議については基本的にはオンラインとオフラインのハイブリッド型で進めていくよう指示したところであります。そういったところでも、少しずつ負担というものを減らしていきたいと思っております。

また、村の仕事を今までのように区へ委託できない状況があるということもいただいております。村の仕事、区の仕事、本当にこれは明確な定義がなく、全国的にはかなりばらばらであります。都市部では行政がやっていることを地方では区や村民自身が行っていただいていること、これが多くあります。時代の流れで行政がやっていくべきことを増やしていくこと、これはある程度は仕方のないことであると私も感じています。ただ、財源が限られる地方においては、都市部のように人口密度の関係からもすることはできません。この辺りの仕事の役割分担については、現在私としても精査を進めているところであります。

いずれにしても、区への未加入者や役員の成り手不足問題については、区長会を中心に住民の皆様と協議をしながら、よりよい村づくりのために対策を講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 先日、期成同盟会で大泉の親水公園の上のほうを整備しました。そのあと親水公園のほうへ来てまた伐採もしたんですが、多くの職員がいらっしゃるのでやっているスピードの速さに驚いて、本当に私たちは作業をしとっちゃ休んじやという感じでしたけど、2か所がきれいになってよかったなと思います。できることは自分たちもやっていくという気持ちに変わりはありません。

次に2番に移ります。

2013年に区内の農地や農業用水を守る団体として発足した大泉田園景観保全会での話合いで、安全対策について小学生も通る生活道路でスピードを出して走る車が多い、区内の脇道を走る、信号を避けるためだ。農作業地の交通事故の危険性が高いなどの意見が出された。村長は、大泉が美しい田園景観があり古くから暮らしている人と新しく入ってきた人が住む地域、私自身も村のことをもっとよく知り発展につなげたいと述べた。

大泉や大芝の林の木を伐採し見通しをよくしては。大泉財産組合とも連携し、今後の方針

を出しては。賦役をなくしていくことも大事ですし、工業団地からの収入も見込みたいという声も聞いたことがあります。解散も視野に入れるという考えもあるように聞きます。土地の有効活用をお願いしたいと思います。

事故が起きてからでは遅い、こういった身近な声を村政問題として聞くこと、実行することが必要ではないか。村長のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） スピードを上げる車が抜け道を通っていて大変危険だという、ぶつかることに関する御質問であります。

私も先日の保全会の中で、主に農道のところを一般車が通るというところで、大変危惧しているというお話をお聞きしたところでございます。まさに交通安全の観点から申し上げても、狭い道路をスピードを出して通行する行為は大変危険でありますので、そういったところを控えていただくように、例えば村としてはスピードを落とせなどの路面標示は一つ対策として考えられるのではないかと思います。

また、企業・団体への啓発活動も重要であると考えておりました、安全運転管理選任事業所には安全運転管理者を選任して警察に届ける義務がありますので、そういったところでは運転する従業員に対してしっかりと指導をしていただければと考えております。

また、本村においては、現在上伊那支部南箕輪部会の事務局、長野県安全運転管理協会の南箕輪部会の事務局を担っておりますので、村の会員に向けてこういった生活道路の通り抜けについて控えていただくような周知をすることは可能であると考えております。

具体的な形になりますが、例えば農業繁忙期において村道や農道における配慮について、各該当する企業の皆様にそういった周知のパンフレット等をつくって理解を求めることは、次の春の田植えの時期がくる前までに一度やってみてはどうかということを考えておりました、今検討中であります。

また財産区の関連であります、その部分はどうしても財産区の中で決めていくこととなりますので、林の伐採とかそういったところは連携協議をしながら進めていく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） よろしく申し上げます。3番に移ります。

大芝高原道の駅を無休化する。道の駅はトイレ休憩や飲食が目的です。木曜日が休みと知らずにきた客、せっかくの誘客施設なのに大芝の湯や味工房が休みでは残念です。シフトを組んで無休化をしてはいかがでしょうか。また村長は、大芝の湯の店舗が入浴券なしで入れて食事できるスペースとしたい旨を話された。大芝の湯の東側の林のほうから入っていくのちよっと分かりにくいところもありますので、今後工夫をしていってほしいなと思います。

それからプールの跡地利用……。

すみません。1番で申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原道の駅を無休にしてはという御提案であります。大芝の湯も含めて。

現在、夏休みなど平日も利用者の多い時期は無休で営業しております。しかし、今の時期

に代表される冬の時期は来場者がかなり少なく、地元の野菜も入ってまいりませんので、施設の暖房費や人件費など費用対効果を考えると、現状年中無休で営業することは難しいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、大芝の湯へのアプローチについてはかなり奥の方まで入っていかなくてはなりません。大芝の湯を改めて見ますと、南側は全面ガラス張りで非常に特徴的な施設となっておりますので、その部分から入ることができないかということは今開発公社とも検討を進めているところでありますので、もう少し検討のお時間を頂ければと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 道の駅が休みだったのは11月の末でしたけれども、あったかくて多くのお客さんがいたので、時期をいつにするかは別としてまた御検討をお願いしたいと思います。

次のプールの跡地利用の、プールのロッカーの跡地を壊せばマレットゴルフ場への道路もすっきり導線がすると思いますが、危険な面がありますので何とか解消していただきたいと思いますが、お考えはどうでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） プールの跡地利用の部分で、古いロッカー、更衣室を壊し更地にしてマレットゴルフ場への導線をつくってはという御質問であります。

更衣室につきましては、本当に道の駅があそこになったときに整備をしたばかりでありましてかなりの費用をかけておりますので、現在プールも使われている中で現状使っていない施設にはなりますが、今後有効に活用できるように、今大芝高原将来ビジョンの中でも検討を進めているところであります。

また、素案を村報2月号を予定して村民の皆様にお示ししていく予定でありますので、その中でもまた御意見を改めていただければ大変ありがたいなという思いであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 2月のビジョンを期待して待ちたいと思います。よろしくお願ひします。

3番に移ります。

大芝高原は大がかりな公園化の計画を立てています。大泉の15組から6組の北殿からつながる70件にもなる建物が建っていて、ほとんどが小さい子がいます。それぞれの家に車を止めていてその間に子供が座って遊んでいます。公園が欲しいとの声。また、久保でも線路の下段の地区でも要望を聞いております。身近なところにせめて芝生化した場所があればじゃれたり飛び回ったりでき、ささやかな希望・要望ですけれどもどのようにお考えかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 小さな地区の公園の整備についての御質問をいただいております。通告では、芝生化についても御連絡いただいております。

現在、村内には都市公園が4か所、村公園が5か所、地区公園というのが9か所ありまし

て、各地区には大小別として公園広場が設置されている状況であります。地区公園につきましては毎年定期点検を行っておりますが、定期点検における修繕対応以外に遊具やあずまや等の新設、大規模な修繕などを希望する場合や、こちら正式なルートになりますが、新たな公園を設置する場合は地区計画事業として実施しているため、区から地区要望として新たな公園としては上げていただくというのが今一つのルートになっております。

公園施設となりますと、用地の確保が必要となってまいります。要望の前に、区におきまして候補となる土地の所有者から承諾を得ておいていただければ、大変ありがたいなというところは実情であります。また、合わせまして公園工事及び遊具整備工事に係る地元負担金も村からお願いをしております。

こうした前段階の準備ができ次第、地区計画に要望していただくよう区にはお願いしているというのが実情であります。地区要望として上げていただければ、村でしっかりと検討し実施することになれば計画の中に入れてまいりたいと思います。芝生化については、かなり管理の部分でお金がかかってきますので、なかなか前向きに考えていくことは難しいのかなと思っております。

あとは、私も都市部からこちらに移ってきたときは、非常に地区の公園が少ないというのを感じたところでございます。ただ、これまで4年間暮らしてみますとやはり住んでいる人が非常に少ないですので、都市部と同じように公園を造ってしまうとなかなか利用者が限られるかなと思います。

そういった中、まだこれは私の頭の中にある段階ではあるんですけど、それぞれの地権者の方が自分の土地をみんなが使える公園にしたいよとそういった要望があったときに、そこに設置する遊具の補助金なんかを村で出してはどうかななんていうのは、今考えているところであります。なかなか公園を造ってしまうと整備のほうにもお金がかかってくるものですから、その部分もやったるでっていう地権者の方がいれば、各地区公園がどんどん増えていってよくなっていくのかなと思いますが、まだ私案の段階ですので以上になります。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 土地を管理するのも大変なので、最近では都会に出た子供さんがもう全部売りたいと言って全てを買っていただく人を探しているというようなことも聞きますので、またそういうことがあったらまた村長にお願いすることもあるかもしれません。

4 番に移ります。

11月15日区長会との懇談会と折にある区長からの発言、14日に9人避難してきた。住民の対応でその後50人となり混乱したという。初め区分けをして密にならないようにしましたが、一緒になって座り話をしたりして思うに任せず、御飯になったらコンビニへ行って区民の御飯を買ってきた。しかし50人が泊まったらどうしようかと思ったというそうです。パーティションや備蓄品の活用もできなかった。また、夜ももし泊まれば毛布も足りなかったとか、村との連携はどうなっているのか。まさかの大雨で慌てたという話でした。

先ほどの登内議員の話にもありますけれども、自主防災会との連携もそれぞれ区との連携も必要かと思うんですが、課題は山積みだと思えます。日赤奉仕団との連携も必要かと思えます。そこにナースがいて検温・問診等をやってくれたとのこと。横の連携は大切です。区の役員と自主防災会の役員がそれぞれ違って連携が難しかったり、避難者名簿を民生児童委員のみが持っていたりとか、行政として想定外の災害時にどう初動し、どう本部機能を生か

しながら各区を守るのか大きな課題と思いました。答弁を求めます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 区と自主防災会との連携をという中で、具体の事例で御質問をいただいております。

災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐためには行政の対応だけでは限界があります。また、早期に実行性のある対策を取ることが難しいことも考えられるため、まずは自らの命は自らが守るとともに、地域や近隣の人々が集まって互いに協力していただきながら、防災活動を組織的に取り組むことが必要であると考えております。その中心となる組織が自主防災組織であると捉えております。

災害は災害の種類、規模、地理的条件等様々な状況があり得ることから、自主防災会としての活動の具体的範囲や内容を確立化することは困難であります。そのため、各地区の自主防災会はそれぞれの地区に合った方法で運営をしていただいているところであると思っております。また地区によっては、自主防災会の会費を区民にお願いをして、その会費で必要な備蓄品を用意している地区もあります。そのため、今回も食糧の備蓄がある地区、ない地区、毛布がある地区、ない地区がありました。村では、毛布については要請があった際には提供をしております。

そのような点を踏まえまして、いざ災害が起こったときにすぐに全てのことを村が対応できるわけではありませぬので、そういった状況を踏まえれば、災害時に最低限の備品を各地区で準備していただくことは重要であると考えております。避難所で混乱が生じたという点がありました。村対策本部としても対応に不十分な点があったと思っておりますので、検証し改善をまいります。

今回の一番混乱が生じたのは食糧の部分でありまして、今回たまたま食糧の提供については職員が車で移動できてお店も開いておりましたので、買い出しをして食糧を提供するという対応をしましたが、いつもこうであるとは限りません。行政がすぐに動けないこと、お店が開いていないことを想定して、少なくとも一日二日分は大丈夫なように備蓄食糧を用意していただけるとありがたいというのが正直なところであります。

それ以上、避難に一日二日以上日数がかかるということになれば、もちろん村や県、国を通じて食糧を提供することは当然のことであると考えております。初動対応としてその場でしのげるような体制を何とか整えていただくこと、こういった考え方は各地区の自主防災会長にも既にお伝えしてあるところでもあります。

行政も災害に対して万能ではありません。全力で取り組んでまいります。まずは自らの命は自らが守るため、また各地区の行動に対して各地区でしっかりとやっていただいて、それを行政として全力で支援するという中で進めていければと思っております。ただ金額が多い、高い備品等については、村としましても宝くじの助成金等を使いまして各公民館には整備について支援をしておりますので、そういったところもうまく活用していただければと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 自らの命は自らが守るっていうこと、また行政は万能ではないということですので、それぞれが連携し合って有事といいますか、想定外の災害に備えていか



ねばならないと思います。

5番の男女平等ジェンダーフリーとはということですが、コロナで今年の6月に内閣府男女共同参画局は男女共同参画白書を公表しました。その中で緊急事態宣言が発令された昨年4月の就業者数の減少数を見ると、男性が39万人だったのに対し女性は70万人ということで、やはり女性の立場が男性より不安定であるということが明らかになりました。いろんな面で見ると、男の人は差別されたことがないから分からないと思いますが、女性は常日頃敏感になっております。個々が世帯主が一人でありまして、カードをつくるときも夫の許可がいるとか銀行からお金を借りるときも男性の夫の物を持ってこいとか、そういうことで結構女性というのは不利な立場にあります。

先日10月24日、村と箕輪町の女性就業支援事業、子育てフォーラムつながるパパ&ママフェスティバルがありまして、村長も箕輪の町長もパネリストとして参加されました。相談事例で、夫の協力がなくやりたい仕事ができない、夫から同じ額を稼いで来たら平等だというような不認識な話もあるようです。フルタイムの内定をもらったが、フルタイムで働いて家事も育児も影響なくできるのかと夫に言われ、自信がなくなり内定を辞退したというような事案があるようです。

村の女性就職相談事業は女性の就活に大きく貢献したと思います。補助金打切りでも個人に委託して続けていくべきであり、コロナ禍にあって女性が活躍できるものであると思います。女性も男性もそれぞれ活躍できることが理想と思いますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 男女平等ジェンダーフリーという中で、村の行っている子育て女性再就職支援事業の今後についての御質問をいただいております。

上伊那におきましては、長野県全体に言えることなんですが、やはり若い働く女性がどうしても都市部に多く流出していってしまう、こういったことは非常に課題であると捉えておりまして、上伊那の企業の役員さんとの懇談会や、あとは上伊那8自治体の首長の中での集まりでもこういったところを積極的に改善していかなければ、長野県としていかなんという話は本当に毎度出ているような今状況であります。

そういった中、この子育て女性再就職支援事業については、地方創生推進交付金を活用してかなり成果が出ております。平成28年度から実施しておりまして、交付金については補助率が2分の1となっておりますので、3年間交付を受けてこの事業が自走できるような取組を進めてまいりました。最初の3年間進めたあとに非常によい事業ということで、今度は箕輪町と連携をいたしまして、平成31年、令和元年から今年度まで3年間後継事業として認められて、事業に対してこちらも2分の1の交付を受けて進めているところであります。

令和3年度までですので、来年度以降課題となっております。大前提として、引き続き再度企業支援など新たな展開を加えることによりまして、後継事業として採択されるよう進めてはおりますが、実際同じ事業で既に2回認められておりますので、3回目が認められるかと申しますとなかなか難しいというのが正直なところであります。

実績につきましては、平成28年度から令和2年度まで5年間になりますが、延べ1,639人に相談していただいて225人が就業しているという成果があります。利用者にとっても、その就業以外にもいろいろ相談に乗っていただけるので大変好評であります。ですので、この

地方創生推進交付金がたとえ採択されなかった場合につきましても、例えばほかの補助金である地域女性活躍推進交付金そういったものを利用したり、あとは働いている方にほかの業務を並行して委託するなどして、この事業については、女性が活躍しながら子育てできる村づくりの推進のために実施を必ずしていきたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） この方は本当にすばらしい能力があつて、本当に大事な仕事をされているということですので、ぜひお願いしたいと思います。

次の交通安全女性部ということですが、これも50年くらい前から女性のブルーの上下制服を着て活躍されている事業であります。もはや見直しが必要なのかどうかということで、大泉区の役員会とか組長会等で問題になっていますので、村長のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 交通安全女性部の役員を減らし、業務の見直しをという御質問であります。

交通安全協会の女性部役員についてであります。原則交通安全協会は村とは別の組織となりますので、この場で私から明確な答弁をすることは難しいんですが、先ほどの役員の成り手不足の際の質問でもお答えしたとおり、区長会などで役員をお願いするのに大変苦慮しているというお話は聞いておりますので、そういったことを村交通安全協会の今会長にもお話をして検討していただくようにそういったことは伝えてありますので、あとは交通安全協会のほうでの協議が進むことを待つといったところがステータスであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 分かりました。

次に、パートナーシップ南箕輪が解散するというふうになっているようです。臨時総会を開いて解散していききたいということですが、昔の話で恐縮ですけれども、平成12年に南信地域女性集会在南箕輪に来るということで、私も保健師でありながら特命担当ということで女性係長となったわけです。既に20年近くなっているわけですけれども、その推進団体であるパートナーシップ南箕輪がどういうふうになっていくのかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） パートナーシップ南箕輪の解散という言葉が議員使われました。事務局教育委員会でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。よろしくお願ひします。

平成11年になりますが、男女共同参画基本法が制定、村に共同参画推進委員会、行動計画策定委員会、男女共同参画行政推進委員会が設置されました。男女共同参画社会の実現に向けた取組が動き出しました。つい先日、12月4日も研修会が村の中で行われ、大勢の方がハイブリッドで参加をさせていただきました。

パートナーシップ南箕輪ですが、平成9年12支会あった婦人会が5支会に減少、これをきっかけにして平成13年、村が主導して村内の各女性団体を統合し女性ネットワーク南箕輪を立ち上げ、同年男性も加わってパートナーシップ南箕輪として活動開始、現在に至っております。21年になるわけでございますけれども、男女が共に輝ける南箕輪村を目指し、研修や啓

発活動等に取り組んできておるところでございます。

しかしながら、平成18年には21団体で組織されていたんですけれども、各団体の会員の高齢化あるいは減少による解散等によって平成28年には10団体、本年度は6団体となっております。現在役員をお願いしている団体は2団体となり、また個人会員も8名と減少してきております。

このような状況の中、昨年から組織の存続などを役員会で協議してまいりましたが、会員の減少等により男女共同参画社会実現に向けた取組を継続していくことが困難になったこと、昨年実施いたしました第5次男女共同参画計画策定のためのアンケート結果では、性別によって役割が固定化する考え方に反対する方が増えたり、男性も家事・育児・介護に参加する考え方に賛同する方が増えてきている、そういうような村の皆さんの意識の改革が進んでいるという状況があり、男女共同参画の推進に一定の成果が得られた、また本会の設立時の目的を終え役割を果たしたのではないかということから、8月に開催した先ほど議員おっしゃいました臨時総会において解散を決定し、村長に報告したところでございます。そういう経過がございます。

もう少し時間を頂いていいですか。大事なパートナーシップの関係ですので。

御存じのように、今第5次の共同参画計画を策定しておりますが、その計画を進めていく上でも新しい推進体制を早急に整えていくことが必要と考えて、パートナーシップ南箕輪から提言を受けた推進体制、それから重点等に取り組んでほしい内容をまた村で検討し、今後の男女共同参画の実現に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 今後もどうしていくかっていうことのほうが大事なかなと思いますので、またよろしくをお願いします。

最後の村長と中学3年生との懇談でということですが、11月12日の日に5・6時間目に授業参観をして、6時間目に村長との懇談会がありました。その中で藤城村長の話、清水教育長の話と交流等がありまして、子供たちは本当に間近に村長の話聞いて、本当に的確というか正直に村長さんに何を頼みたいかっていうようなことで、プールよりはトイレを温かな水が出るようにというような要望がありました。また、いろいろな村長の今までの経験を交えて、都会から来て田舎暮らしは本当にまさに生きるというんだよというようなことで、子供たち、孫がいましたので中学3年の孫に聞いてみたら、本当によかった、楽しかったというようなとても村長との懇談っていうのは中学生ができるものではないとは思ったんですが、この企画はすごいよかったなというふうに思いましたが、ちょっと質問のような質問でないようなあれですけども、もし村長さんの御感想があればお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員、この（1）と（2）があるんですが。

8 番（唐澤 由江） 一緒にいいです。

議長（百瀬 輝和） 一緒にいいですか。

8 番（唐澤 由江） はい。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 中学3年生と行った懇談会の件について、2点質問をいただいております。

過去、中学生模擬議会についてはこれまで議会主催で開催をしていただきまして、一つの目的として中学生の成人意識を高めることがあると、そういった事業であるとお聞きをしております。このたび新型コロナウイルス感染症対策を受けまして、例年に引き続いて模擬議会の開催を予定したところ、事前協議の中で副議長から御提案をいただき、村長と中学3年生が懇談を行う形に変更して開催することになったとお聞きをしております。

結果ですが、多くの中学生から事前通告なしで生の声で質問がありまして、急遽開催となった事業ではありましたが、非常に有用性の高い事業であったと感じております。副議長や議員の皆様の御提案と柔軟な対応にこの場を借りて感謝を申し上げます。

さて、御質問いただきました手洗い時のお湯の件であります。まさに中学生から要望をいただいたところでもあります。当日は私の独断にはなりますが、成人意識を高める目的があるとお聞きをしておりましたので、参加をしている中学生全員に挙手で意見を求めたところでもあります。結果、ほぼ全員が手を挙げまして、賛成という意見でありました。こういった個々の意見より団体でまとまって意見を届ける有用性は、圧力団体等に代表されるように政治においては重要な要素であります。そういった政治への関心という観点も考慮しつつ、現在お湯については設置できるよう、鋭意教育委員会の中で検討を進めているというステータスがありますので御報告をいたします。

ただ、プールよりトイレをという話もありました。トイレにつきましては2年間で合計6,000万円の高額事業でありますので、こちらは現状予定どおり事業債を用いて、令和5年、6年に実施をしまければなという予定でありますのでよろしく願いいたします。

また2件目の質問に移りますが、私は私の経験を踏まえまして都会よりは田舎暮らしが生きるという話をされたところでもあります。具体的には懇談会の中でたとえ話として、都市部での暮らしは生活ではなく生き抜くといった表現が妥当である、また南箕輪村の暮らしは豊かな生活ができるといった話をさせていただいたところでもあります。

まさに都市部においては、先日起きた京王線の事件にも代表されるように、日々何が起こるのか分からない状況であります。無意識にバリアを張っていなければ暮らすことがなかなか難しい地域であると私は感じております。また、移動などについても時間のコントロールも絶対30分ぐらい余裕をもって出ないと間に合わないとか、そういったところもいろいろ大変です。かといってそういった具体例を幾ら話したとしても、体験したことがない状況で中学生が理解することは難しいのかなと思います。

若い皆さんには、これからぜひいろいろなことに挑戦していただきたいと私は考えております。都市部に行くことも大賛成であります。別の場所で暮らすことで、初めて地域の比較といったことも行うことができるからです。彼ら、彼女が帰ってきたいと思ったときに帰ってくる場所を守っていくことが私たちの使命でありますし、こちらにいる間に南箕輪・上伊那のことをどれだけ知っておいていただけることが重要であると思います。それを推進するのがキャリア教育の重要な役割の一つであると考えておりますので、こちらの部分、教育委員会と連携をしてこれからもしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） さすが村長。必ず帰ってきたいというような場所をつくるという我々の責務もありますし、中学生の昔は暴力で学ランを着た子供たちがいたんですが、本当

に素直ないい子たちで安心したところです。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これで、8番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時30分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり3件について質問をいたします。

まず1番目に、人口増加についてということで質問をいたします。

県下では、人口増加が続く特異な村として多くの自治体から視察が来て注目を集めているところであります。その要因として考えられるものは、私としては先の村長が提唱した子育て日本一、子育てをするなら南箕輪を掲げて4期16年に及ぶ政策の継続であり、若い皆さんに子育てをするなら南箕輪というような考えや思いがあり、今の人口増になっていると私は考えております。ほかにも条件的には複合的にあるかと思いますが、人口増によるインフラも保育所の増築や小中学校の受入れ体制も完備し、体制は整ってきております。また、住宅の新築等についても村内には盛んに見受けられます。

他町村においては、人口減少歯止めをどうするかというような対策を模索しているところであります。本村において、人口増加が今後継続するためにどのような政策をしているか村長にお伺いをしたいと思います。

まず第一に、人口増加は現状の中であと何年ぐらいまで続くかと予想するか、お伺いをいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 7番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

人口増加についての中で、まずは人口増加が今の状況の中で何年まで続くと予想するかという御質問であります。村が令和2年9月に策定をいたしました第2期南箕輪村人口ビジョンにおきましては、人口は2030年まで増加を続けピーク時の人口は1万5,949人となり、その後減少に転じると推計を出しております。そして、人口のピークを迎えた後、1万5,800人程度の人口を維持するとしております。ただ、過去第1期南箕輪村人口ビジョンで示された数字に比べまして、実際の数字がかなり上振れしたことは議員の記憶にも新しいことかと思っております。

今回そんな中、令和2年の国勢調査人口が確定しました。本村の人口は1万5,797人でありました。これは、第2期人口ビジョンの令和2年推計人口1万5,629人を168人も上回る結果となっております。なお、直接関係ございませんが、第1期の人口ビジョンにおける令和2年の推計人口は1万5,323人でありましたので、こちらと比較すると474人も上回る結果となっております。

第1期人口ビジョン、第2期人口ビジョンを比較して見られます大きな特徴といたしまして、人口のピークの訪れが第1期では2040年だったのが第2期では2030年と10年も早まっておりまして、さらに人口のピークの高さが第1期ですと1万5,877人であったのに対しまし

て、第2期では1万5,949人と高まっている、そういった特徴が見られます。時期が早まってピークも高まっていると。

そういった傾向も踏まえながら、ほかに影響を受ける要素を幾つか考えてここで述べてみますと、2013年から2017年の村の合計特殊出生率は1.76で、飯田市と並んで長野県内でトップであります。人口ビジョンが予測していた合計特殊出生率を上回っておりますので、こちらは純粋にプラスに働く要素であります。

また、こちらは詳しくは分析はしておりませんが、新型コロナによる社会の変容も地方にとってはプラス、マイナスそれぞれの要素として将来推計に影響を及ぼす可能性があると考えております。プラスのところでは具体的に言えば、やはり今都市部から地方に移り住む方が増えておるといふのがあります。マイナスの面でいえば出生者数が少し減っている、そういったところがあります。

それらを考慮してあくまでも私の予想にはなりますが、2030年から2035年辺りに人口1万6,100人程度とする人口のピークがくるのではないかと推測をしております。ただ、これはあくまでも私の個人的な予想でありますので、正式なデータにつきましては統計調査等そういったものも踏まえまして、令和7年に新たな人口ビジョンを今策定する予定で動いております。

1番目の質問については以上であります。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 30年までの人口増加ということが予想される中で、自然増による新生児や移住者に対するの優遇策はあるのかなのか、その辺をお伺いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 新生児や移住者に対して優遇策はという質問であります。

今、村では率直に申し上げまして、新生児に限定をした優遇は現時点ではございません。先日、子育て世帯を対象にアンケート調査を行いまして540人ほどから回答を得たところでありますが、その中でも宮田・伊那・箕輪などでは出産祝い金があるのに、なぜ南箕輪にはないのかという、つくってほしいという要望を多くいただいたところであります。

そのアンケートの中で、またゼロ歳児の在宅育児に関する項目についても問いかけております。これは、村では未満児保育の利用者数が増えていることから、在宅育児を行う家庭に手当てを出すことで未満児保育の利用者数を減らして、その分村が保育にかけている費用が圧縮されますので、その圧縮した費用を手当の財源とするものであります。こちらはアンケート結果について賛成が60%でありましたが、どちらともいえないが23%とかなりありまして、制度の理解に努力が必要であると感じております。引き続き、こちらの部分は研究をしてまいりたいなと思っております。

また、優遇策とまではいえませんが、こういった南箕輪のゆるキャラであるまっくんがデザインされたBaby in carというステッカーを今無料配布しておりまして、小さいことではありますが好評いただいておりますし、村の宣伝をしていただいているところであります。

次に、移住者への優遇策についてであります。村では、移住祝い金など移住者に特化した優遇策はありませんが、それで私はよいと判断をしております。私は、現在暮らしている人たちへの生活を充実させることが人口が増えているトレンドにある今、この村にとっては最

も有効な移住者への優遇策として考えているからであります。

また、大芝高原にできた新たな二棟のお試し住宅の利用については、現在移住希望者であれば一人2,000円で移住の類似体験ができるというこちらは優遇策を取っておりまして、令和3年度はこれまで16件、48人の利用があります。

先日は、実際にこのお試し住宅を利用して、既に村に移住するところまで結びついた御家族の方と懇談をする機会がありました。そのときにも話題になりましたが、移住相談について職員が移住希望者の立場に立って親身になって対応するので、村の印象がよく移住につながっているということも話題に上がりましたし、これは特徴的だったんですが、移住の担当課ではなくて保育園の担当課のほうが移住促進に非常に協力的で、ほか市町村ですとやはり移住している部署と保育の部署の連携が取れないところもあるんでしょうか、なかなかそういった保育園の入園を断られたケースがあったらしいんですけど、村の場合は保育園でも移住に対する取組が積極的で、何とか保育園のほうに入れてもらったという、非常にありがたい、そういったことも話題に上がったところでございます。またお試し住宅は、地元の方が都市部から友人を招いて一緒に泊まってといった、そういったところにも今重宝しているというもお聞きをしております。

その他、移住するときに空き家バンクの物件を購入した方限定にはなるんですが、その購入した空き家の改修補助金や片づけ補助金は交付しているような、そういった優遇をしているところでもあります。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 今のただいまの答弁の中にもありましたが、自然増、新生児については未満児が保育園に入所を希望しても、希望する保育所には入れなかったというような話も聞いておりますので、未満児、保育園の対策、その辺をまたしっかりしていただきたいと思えます。

次に3番目に移りまして、ただいまも答弁の中でお試し住宅等のお話もありましたが、3番目、移住者や転入者の土地や空き家へのあっせんなどの対応はどうであるのか、こういうことについて質問をいたします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 移住者や転入者への土地や空き家へのあっせん等の対応はというところでもあります。

なかなか私たちが公の機関であるため、難しい部分があるというのが正直なところでもあります。現在は、空き家バンクに掲載している物件はこちらからの情報提供に制限がありませんので、まずはバンクに載っている物件、こちらのほうを進めているような状況であります。こちらの分は土地はやっておりませんので、空き家の部分だけになります。

民間の不動産が管理している土地・家屋について、こちらについて積極的な情報提供をできれば何よりなんですけど、この部分はどこの物件を紹介するかそういったところで公正性・平等性が保てませんので、公の立場であることからなかなか積極的に行うのは難しい状況であります。そのため、こちらから直接案内することはできませんが、移住する予定者の方からこの物件どうなんですかというような、こちら民間の物件になりますそういった相談があった場合には、周辺環境等について担当者のほうで詳しく説明するようにはしております。

ます。

また、村で有効できる空き家はまだまだあるのかなと思いますので、そこの掘り起こしを行いまして、移住希望者のニーズに対応できるようにしていく必要があると感じています。現在それを専門的に取り組みます集落支援員、こちらが空席となっておりますので、積極的な採用をしてみたいと考えております。

やはり私が家や土地を探したときもそうなんですが、なかなか都市部から移住してきたような人が望む物件っていうのが、土地として出てきづらいのかなというところがあります。そういったところは民間の不動産会社さんにもぜひ御理解をいただきたいなと思うところがありますので、どういった方法であればそういったことが推進していくのかというのは、私の中でも現在模索中であります。こちら非常に重要な点であると思いますので、引き続き力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） ただいまの説明にありましたように、お試し住宅にちょっと試験的にというような方は、ある程度ここに移住というような希望を持ってそれに体験されると思いますので、そのような方から土地または空き家等のあっせん等の要望がありましたら、親切な対応をしていただきたいとそう思うところあります。

次に、コロナ禍における働き方の変化でテレワークが進んでおります。地方移住やスペースの確保が話題になっているところでもあります。テレビや新聞等によりますと、観光地の宿泊設備やホテルがその対象となっているというような報道もされております。閉館の大芝荘等も都会の大企業のワーキングスペースに活用されればというような淡い希望を持っております。

コロナ禍におけるテレワーク、地方移住、スペース確保等の取組の考えをお尋ねいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） コロナ禍における地方移住、そういったテレワークの環境整備、そういった御質問をいただいております。

村におけるそういったテレワークやワーケーション、そういったものの拠点につきましては、今新しく出来上がります大芝高原の防災研修センター、またコテージを活用することをまずは前提として想定をしております。現在、大芝の湯や味工房でもWi-Fi環境がこちら整ってありますので、広い目線で一步下がってみると、大芝高原が中心となるのではないかと考えているところでもあります。

特に防災研修センターの会議室については、企業がワーケーションやテレワークを行うことに現在念頭に整備を進めております。私としては、スタートアップの共有オフィスとして利用することも一案ではないのかなということは考えております。午前中の登内議員への答弁でも述べましたが、活用方法については村側から広報を積極的に行ってまいりたいと思っております。

また、少し切り口は変わりますが、感染拡大が顕著であった都市部においてテレワークがぐっと進みました。ただ、地方においてはなかなかそれほど感染拡大が都市部に比べれば少なかったもので、進んだかといわれるとなかなか都市部に比べれば進んでないのかななんてい



うのは感じているところであります。そうやってまいりますと、地方は基本的に移動が皆さん自家用車でありますので、ゼロカーボンなど環境問題への対応を考えた場合、地方こそ積極的なテレワークの利用が必要ではないかと私は考えています。

村役場におきましても次年度庁舎内にW i - F i 環境を設置する予定で、タブレット等も配備する予定であります。まずは自席でなくても仕事ができる環境を整えまして、次第に大芝高原や自宅で仕事ができるようにして、こういった地方でのテレワーク環境全体が進んでいかないと、実際都市部からきたときもそういった全体が進んでいないと意味がありませんので、そういったところも一緒に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） せっかく続いております人口増加でありますので、子育てまた緑の環境のよい住宅で住みたいというような希望の人が、30年まで多く希望する方が住めるような政策を進めていっていただきたいと思えます。

次に、2番目の大規模太陽光発電についてということで質問をいたします。

先頃、イギリスのグラスゴーでのC O P 26が開かれ、地球温暖化対策としてC O 2の排出量の抑制が国際合意され、2030年までに少なくとも30%排出削減が目標として掲げられました。これにより、化石燃料による火力発電が廃止または減少により、再生可能エネルギー発電施設である大規模太陽光発電が注目されてきております。過去に村でも大芝に計画されました営農型太陽光発電が話題となり、私たち総務経済委員会も先進地を視察して研究してきた経験もあります。

それでは1番目の、村では住宅以外のF I T固定価格買取制度、これの認定を受けた大小太陽光発電施設はどのくらいあるのかお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大規模太陽光発電、メガソーラーについてということで、まずは本村での住宅以外の大小太陽光発電施設がどれくらいあるのかという御質問をいただいております。

村では、南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン、こちらを平成26年に策定をしております。このガイドラインにおきまして、発電容量が10キロワット以上の建設等を行う事業者は、村・住民・地権者及び関係区に対して調整すべき事項を明らかにするとしております。このガイドライン施行後の太陽光発電施設の届出数ですが、平成26年度が14件、27年度が7件、28年度が6件、29年度が7件、30年度が5件で、元号が変わりまして令和元年度が4件、令和2年度が1件、今年度は今のところゼロ件となっております、合計で44件となっております。

傾向といたしましては、ここ数年は非常に少なくなってきたなど、そういった状況であります。10キロワット以下の小規模の事業用の太陽光発電施設については、現在村では把握をしております。また、住宅以外というところでありましたが、住宅を入れますと住宅のほうは小規模で557件という数字を現在把握しているところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） メガソーラーについてはただいま説明がありましたように、平成

26年にガイドラインが策定されているということでございますが、大芝の営農型太陽光発電建設にできれば、その結果は3年後に報告があるというような話がありましたけど、私も今私が聞き落としたか、あまりそういう報告等がなされていないようなところがあります。また、それで村民もそのガイドラインについてはあまり深く理解していない部分があると思いますのでお伺いしますが、太陽光発電建設事業について、本村では今言われたガイドラインがあるということですが、制約というものははっきりしたものがあるかどうかをお伺いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 制約はあるのかという御質問をいただいております。

まず一つ一つ御紹介いたしますと、現地におきまして建築物の屋根及び屋上を除く場所にこういったメガソーラーを建設する場合は、道路から見える場所に建設しないことに努めると。やむを得ず建設する場合は植栽や格子等で囲い、周辺環境へ配慮することとしております。また、申請の段階において事前の住民等への説明、その会議録の写しの提出、建設等契約に関する計画書及び状況調書、着手届、完了届の提出をお願いしているところであります。また、事業者が村への事前相談や届出等をする中で、事前の住民説明や建設の着工から撤去までを含めた施設の適正管理等、周辺の環境への配慮をお願いしているところです。

また、南箕輪村には景観条例があります。この景観条例に基づきまして、太陽光発電施設のパネル面積の合計が100平方メートルを超えるものについては、届出が別途必要という形になっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） そうした中で、それなりきの制約があるということで聞いておりますけど、過去今までには大体申請、そういうようなものってというのはどのくらいあったんですかね。ちょっとこれは参考までに聞きたいんですが、おおよそで結構です。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） その件数が、一つ前の質問で申し上げました合計44件と申し上げましたが、先ほど平成26年は14件だとか平成27年は7件、それがまさにその件数となっているところであります。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 分かりました。

それでは次に移りまして、近隣の市町村では設置計画者と土地所有者、また住民との間で訴訟となるというような話があります。また、富士見町太陽光条例改正強化案というようなものが富士見町でつくられたと報じられております。その強化案も、全国で屈指の規制強化案であるというふうに報じられております。

最近12月の5日の日報の報道によると、辰野町小野の住民有志が太陽光発電施設建設中止を求める反対署名を町長に提出したと報じられております。メガソーラーをめぐる問題が全国的に増えております。また身近にも迫ってきております。しかし、規制ばかりではなく有効利用も必要であります。設置者や住民のトラブル回避のために村独自のはっきりした規制が必要かと思われませんが、村長のお考えをお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村独自の規制が必要ではないかという質問であります。

この太陽光発電については、なかなか村が昨年気候非常事態宣言も行いましたが、基本的にはこの太陽光発電再生エネルギー施設として推進する立場にあるというところであります。ただ、議員御指摘のとおり、昨今はこういった太陽光発電の施設の普及に伴いまして全国的にトラブルが多発している状況でありますし、今後増えていくのではないかと私も感じております。

特にメガソーラー建設におきましては、先日の熱海の事件でも代表されるように、傾斜地への設置や森林の大規模伐採のために環境破壊や災害時等に大きな被害を生む可能性がある等の懸念から、かなり地元住民の方の反対がどんどんこれから強くなっていくのかなと、実際強くなっているといったそういった現状であります。

本村につきましては、こういったメガソーラーを設置できるような傾斜地は少なくなっておりますが、太陽光発電施設が設置される近隣の住民からの相談を受けまして、事業者との間に村が入りまして対応したことは過去何度もあります。その都度、丁寧に住民から理解を得られるように事業者には依頼をしております。太陽光発電パネルの耐用年数が二、三十年ほどと言われておりますので、20年を経過し耐用年数が過ぎる2030年頃からは、パネルの更新や廃棄などが想定されており、この処分や活用方法が心配される所でございます。今後研究も進んでいくと思っておりますので、その動向については注視していく必要があると思っております。

伊那市など近隣市町村でも、今条例化の動きがあります。本村といたしましては、まずはスピーディーに対応できる方法として、処分方法の明記や設置事業者の責任の所在を明らかにする書類の提出、近隣住民への丁寧な説明を重ねていただくよう、まずはガイドラインの改訂、こちらを速やかに行ってまいりたいと思っております。

本当にこの太陽光に関する問題は、今まで広い目線で考えますと例えば原子力発電所、ああいったものはそこに住む周りの人たちが我慢をしてやってきて、その分をほかの地域の人たちが享受してきたというところでもあります。そういうふうを考えますと、太陽光発電もみんなですらそういった嫌な気持ちで言うては変ですけど、そういったところも少し私はそこは追従はしませんけど、そういったところも少し加味して考えていかなければならないなど。

そういうものを考えますと、今一番太陽光発電で設置されても住民のストレスがたまらないのは、新築住宅や住宅の屋根に太陽光発電をつけるというところでもあります。それをなるべく徹底して、そういった住民の方が嫌がるような場所に太陽光発電が設置されないように、住宅の屋根の上に太陽光発電を設置する、そういったことは長野県でも補助金を出しておりますし、村としても積極的に行っていく必要があるのかなと、そういったふう感じております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） この太陽光発電が有効に利用される、こういうことは絶対必要であると思っております。しかしながら、大規模施設等が大企業や企業の利益追求のためになされた場合は、地域の環境やら住民に迷惑がかかるというようなことが発生しますので、申請があった場合、村としては地域住民にしっかり説明会を開いて、地域住民との理解を深めていただくような方策を取っていただきたいと、このように希望する所でございます。

3番目に移りまして、大芝高原について質問をいたします。

大芝荘の閉館により、大芝の宿泊施設はただいまコテージくらいになっております。アウトドアブームであり、キャンプが今人気でありブームであります。大芝のキャンプ場はあまり宣伝もしませんが、シーズン中には非常に人気がありにぎわっているところでもあります。夏場、夏休み中等は大変にぎわい、大芝まつりのあとのごみ拾いのときなど、キャンプ場には中京、関東、その方面のナンバーの車があり家族連れでいっぱいであります。また、キャンパーに聞きますと毎年来ているというリピーターも多く、とてもすばらしい場所であると、大変よいと賛辞がかえってきて、大変うれしい思いをするところであります。

遠くから来て大芝高原を満喫して楽しむという施設として、オートキャンプ場の拡張を望むところでもあります。施設拡充は費用も少なく管理運営にも少額で済みます。拡充スペースも十分にあると考えられます。それにより大芝の湯、味工房の利用客の集客にもつながり、道の駅の宣伝充実にもつながると考えられます。

通告や原稿作成後に先の6日の全員協議会で、開発公社経営再建プランにもアウトドア森の事業として取り上げられております。今後、大芝高原のメイン事業になるような事業にするために検討を望むところでもあります。オートキャンプ場等の拡充について、村長のお考えをお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原につきまして、オートキャンプ場の拡充をという御提案をいただいております。

議員御指摘のとおり、コロナ禍でのキャンプブームは加速していると私も感じています。キーワードとして若年ファミリー層、高級化、体験型そういったものが今挙げられております。議員にも御紹介いただきましたが、11月に策定し先日公開いたしました南箕輪村開発公社の経営再建プランにおいても、オートキャンプ場に高原のコテージ、森の研修コテージを合わせて一体的にアウトドアの森として捉えまして、公社の経営の柱に据えたとしたことを発表したところでございます。

議員御指摘のキャンプ場の拡充については、時代に合った方策であると私も考えております。具体的には、まずはキャンプファイヤー場の跡地、こちらが今は中規模の開けたスペースとなっておりますので、このエリアを今キャンプサイトに張れない大きなテントもたくさん出ておりますので、そういった大きなテントをフリーに自由に張ることができるフリーキャンプサイトにまずは変えていきたいと思っております。

将来的には、現在キャンピングカー、こちら利用者も多くここは道の駅でありますのでよく土日の夜にはキャンピングカーが止まっておりますが、そういったキャンピングカーに電源や必要なサービスを提供する専用のサイトも設けて、そこからも収入を得たいと考えています。また温泉の源泉が近くにありますので、テントサウナや野天風呂、水着で入る屋外の風呂ですけど、そういったものも設置をして高級化やファミリー層に向けたサービスの充実につなげてまいりたいと、今開発公社とはアイデアを重ねているところでもあります。

また、ソフト面でサービスの拡充という点におきましては、繁忙期にはキッチンカーを配置して料理や食材、あとは大芝のおいしいジェラート、飲料、そういったものの提供も予定してまいりたいと思っておりますし、例えばキャンプに来た方に経ヶ岳友の会がつくっていただきました新しい経ヶ岳コースも、登山体験プログラムそういったことを提供することも

重要でありますし、夜の大芝高原をめぐるナイトアドベンチャーそういったこともツアー事業みたいな形で提供していくことがサービスの拡充でも非常に重要であるのかなと思います。

先日、月曜日にこの件を発表しまして、火曜日に各社のメディアに報道していただきました。したところ、やはり村内にかなりこの分野について関心のある方がいらっしゃる、私のほうに直接電話で何人かこういったことで協力できるよとそういつていただいたところがございます。そういった資源もありますので、本当にこれからかなり伸びてくる分野でありますし、開発公社の本当に経営の柱にしていまいりたいと思っておりますので、オートキャンプ場を中心にこのアウトドアの森事業については拡充をして、大芝高原の魅力発展アップにつなげていきたいと思っております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 村長の心強いお言葉をいただきまして、コロナ禍で大変な部分ではありますが、村内全員で英知を集中してにぎやかで楽しい大芝高原であるように頑張っていっていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。傍聴の皆さんありがとうございました。

議 長（百瀬 輝和） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから2時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時15分

議 長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番、三澤澄子議員。

9 番（三澤 澄子） 議席番号9番、三澤澄子です。新型コロナウイルス感染症の対応についてお聞きします。

コロナ発生以来、毎回の議会で毎回質問をしてきました。一番最初にコロナという言葉聞いたときに、私の主治医の先生も1年か1年半は収束までかかると言われましたが、既に2年も経過しています。そして、また今新変異株のオミクロン株が発生、世界各地で報告されています。ただ、その実態はまだ分かっていません。先日の新聞にも感染力が強くなった、軽症や無症状の傾向もある、ワクチン2回接種後の感染も目立つなど報道されています。感染確認の国や地域は48を超えて広がっています。今のところ落ち着いている感染状況のうちに、第6波に備えて体制を取る必要があります。

ワクチン接種の3回目の見通しはどのようになっているのでしょうか。2回目接種し8か月後からということですがけれども、接種券の通知、違う薬を使うことへの不安等を適切に対応することが求められています。答弁をお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 9番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

まずは新型コロナウイルス感染症への対応についてというところで、3回目接種について御質問をいただいております。一般の方向けの3回目接種は医療機関と調整を進めておりまして、1月以降8か月を経過した方から順次接種券を発送し、2月からの接種開始を想定しております。前回のようコールセンターがパンクしないように、接種券の配送数を調整

して対応してまいりたいと考えております。接種については1回目、2回目と同様に進めてきたように、各医療機関における個別接種、大芝荘を利用した集団接種、こちらを予定をしております。

1回目と2回目と異なりますのが、報道もされておりますが、国からのワクチン配分につきまして現在3月までの配分量が示されておりますが、ファイザー社製とモデルナ社製がほぼ半分という供給、半分ずつ配分するよという数で示されております。村では1回目、2回目の接種においては、ファイザー製のワクチンを接種した方がほとんどであります。そのため、3回目も多くの方がファイザー社製を希望することが容易に予想できます。

しかしながらワクチンの供給量が限られているため、モデルナのワクチンも自治体の接種で使用せざるを得ないという状況が現実でありまして、結果接種控えも予想されるところであります。それをなるべく防いでいくために、まずは接種通知やウェブページにおきまして、ファイザー、モデルナワクチンの交互接種についての正確な情報を丁寧に進めていく必要があります。先日、上伊那正副連合長会でも県に対してその旨の広報を実施していただくよう依頼を行いましたし、県からも国に同様の要請がなされているところであります。

また、5歳から11歳までの方向けの接種についても国は検討を進めている、始めている状況であります。そうなりますと3回目接種の方、新たに12歳になる1回目の方、純粋な1回目の方、5歳から11歳の方と接種を受ける方のステータスも多様になってきますし、こちらの自治体で管理するワクチンにつきましても、少なくともファイザー、モデルナ、子供用ファイザーと3種類となり、それぞれ管理方法等が異なってまいりますので、管理や運搬、また予約管理等でミスが起きやすい状況になってまいります。そういったミスが起きないように医療機関と調整をしながら、村役場内の接種体制をかなり長期間になっております職員の負担軽減も意識しながらしっかり整えて、3回目接種について着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） かなり丁寧にやっていただけるとのことですので、本当に薬違えばやっぱり接種控えが起きるのかなとか思います。私自身もやっぱり不安に思うところがあるわけですので、そういう点でやっぱりきちんとしていく、広報をしていただくということと、その意義をやっぱりしっかりと説明することが大事かなと思います。集団と個別と両方でやるということですので、また今までのように中央病院の協力もいただきながらということだと思いますけれども、速やかにできるようにまた対応をお願いしたいと思います。

2として、2年間も続くコロナ禍の中で村民生活は疲弊しています。今議会でも子育て世帯臨時特別支援事業や検査費用補助金、売上げが減少した事業所への応援金等取り組まれております。全国自治会は11月4日に、地方自治体における新型コロナ対策の重要な財源となっている地方臨時交付金の地方単独事業部に対して2兆円、内訳としては都道府県1兆円、市町村1兆円の増額を要望しました。全国の都道府県、市町村は過去に例のないコロナ禍の最前線において、国民の命、暮らしを守るため医療提供、感染症対応に当たる方々、苦境にある事業者、困窮する住民等の様々への支援をはじめとする各種対策に国と心をつなぐ全力を尽くしてきたところであり、国の財源のみならず地方の財源も総動員してきた。感染再拡大を防ぎ医療提供体制を強化するとともに、コロナ禍で疲弊した日本列島の隅々まで活発な

経済活動が行き渡るには、都道府県分及び市町村分を合わせてこれから2兆円の臨時交付金等を活用した地域の実情に応じた取組が必要であるということで、鳥取県知事の平井さんの名前で要望が出ているわけであります。

村でも感染拡大防止として、経済活動再建のさらなる支援が求められるというふうに思います。今言うように、自由に村独自の施策につけるといって交付金がくるというふうに思いますので、令和2年6月に出した福祉施設応援金であります。これは1回だけありますので、第2弾の支給をする考えはないかお聞きします。

福祉施設の多くは、コロナ禍により事業の減や人員不足での経営困難が引き続き続いています。最初の支給から1年以上経過し先が見えない中、検討が必要かと思えます。

また、先日区長会での懇談で前の議員さんからも出ておりますけれども、避難所へのコロナ対応の備品が足りないという発言もありました。福祉避難所には個別テントや簡易ベッド等が配置されていない、予算がないという返事だったということであります。こうしたところに必要な備品整備を行ってはどうでしょうか。

また、社会福祉協議会は昨年緊急生活支援金を1,500人を超えて支えております。その半分は外国の方ということであります。今、その生活はどうなっているのか大変心配になります。社協との連携で真に必要な人に行き届くきめ細かな施策が必要かと思えますが、お考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 臨時交付金を使って様々な対応、感染拡大防止や経済活動、そういったいろいろな御質問をいただいておりますので、一つ一つ回答をさせていただければと思っております。

まず、前提となる臨時交付金につきまして、報道では知事会が要望した額より拡充されて認められたというふうなことがあります。現在のところ具体的な配分状況、県に幾ら、自治体に幾らとか、そういったところはまだ未決定のステータスであります。

感染防止対策から申し上げますと、改めて新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱を制定いたしました。対象を学生だけでなく帰省を目的とした一般の方に広げまして、検査費用の補助を行うことで感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

経済活動再開へのさらなる支援ということで、こちらのほうは地元商店を中心とした経済活動への支援といたしまして、第3弾地元応援商品券事業を行うことを決定いたしました。商品券は令和4年1月1日現在村に住所を有する村民を対象とし、一人につき500円券を10枚、5,000円相当を配布します。発行総額は7,950万円を見込んでおります。来年1月5日から各世帯に郵送する予定であります。使用できる期間は5日から2月末までとなっております。村内の登録店で使用できます。登録店は募集しております。まだ集計は終わっておりませんが、前回126店ほどでありましたので、同程度の登録があると思っております。また、売上げが減少した事業所に対し応援金を支給する感染症対策事業応援事業も、こちら10万円になりますが行ってまいります。

令和2年6月に出した福祉施設応援金の第2弾の支給をとということではありますが、こちら臨時交付金の村に来る額が決定次第、速やかに検討してまいりたいと思っております。

また災害時、避難所へのコロナ対応備品の整備につきましては、これだけ用意しておけば大丈夫だということはありませんが、限られた保管スペースの中でしっかりと支援できるよ

う社協と協議しながら進めていく予定であります。

最後に、真に必要な人への支援であります。まず、基本的な取組といたしまして、役場といたしましては受け付けた相談の内容により、各機関にしっかりとつないでいるところがあります。また、つないだ後も情報を共有し連携して支援を続けております。具体的に申し上げますと、社会福祉協議会には生活福祉資金特例貸付や食糧支援について、県のマイサポ上伊那には就労支援や食糧支援について、伊那保健福祉事務所には生活困窮者自立支援金、生活保護について、こちらを丁寧につないでいるところがあります。

その他、支援というところでありましては、国の新しい経済対策で示しました非課税世帯への10万円交付については、後ほど燃料費の部分でも一部触れてまいります。こちらを速やかに実施してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 丁寧に説明いただきありがとうございます。

本当にまだまだ続くことが予想されます。しっかりと生活を支える体制を村でとっていただきたいと思います。

2番目として、来年度予算編成に向けての提言です。村では、予算編成に向けてヒアリングが始まっていると思います。9月の決算議会で来年度予算につながる提言をということで、2点上げさせていただきます。

1として、高齢化補聴器購入助成事業です。これは、令和2年3月30日付でスタートしております。長野県は長寿県と言われていますが、高齢者の多くが聞こえに問題を抱えていて、病院の窓口でも会話がスムーズにできていない人を見かけます。加齢による聴力の低下は認知症に進むリスクも高く、予防と生活の向上に補聴器は必要と考えます。

村では、令和2年に非課税世帯に限り上限2万円の助成でスタートしました。令和2年、3年の利用の実績をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、すみません。（1）ですよね。

9 番（三澤 澄子） はい。

議長（百瀬 輝和） 続きは。

9 番（三澤 澄子） 続き言っちゃっていいですか。

議長（百瀬 輝和） （1）で聞くんですよね。

9 番（三澤 澄子） そうです。

議長（百瀬 輝和） 続きを聞きます。

9 番（三澤 澄子） はい。

限定の利用でも先駆けてつくった制度も生かされないということで、母の付添いで補聴器の購入調整で行った際には、木曾から来ている人や高遠の奥のほうから来ている人などということで、遠方から家族に遠慮しながら通っている人を見ました。

補聴器は、当人の状態に合わせて何回も調整が必要です。自治体によっては調整の補助も行っていきます。補聴器は幅はありますが、高いので高齢者は片耳だけでいいといいます。両耳つけて聞こえが安定するものです。村で補聴器の仕事をしている人からも、村の基準は狭過ぎて業に結びつかないと言っております。必要な人に利用できるような非課税世帯を緩和し、上限5万円ぐらいで利用促進につなげたらと思います。いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。



村 長（藤城 栄文） 来年度の予算編成に向けての提言の中で、まずは高齢者の補聴器購入助成事業について御提案をいただいております。

最初に御質問いただきました高齢者補聴器購入助成事業の実績であります。現在は助成対象が75歳以上の非課税世帯の方で、助成限度額は2万円です。実績は令和2年度からこの事業は新しく開始しておりますが、令和2年度は1件、3年度、今年度は12月現在で2件となっております。合計で3件、正直申し上げまして御指摘のとおり十分に生かされていない状況であります。

そのような中、改善の提案をいただいております。住民税非課税世帯限定をなくして、限度額を5万円にしてはという提案であります。この事業、事業開始時から対象要件である年齢、所得制限等については状況を見て検討する方針であります。ですので、まずは来年度からにはなりますが、所得制限、こちらのほうは撤廃してまいりたいと思っております。また、現在の年齢制限も75歳以上から10歳若くしまして、65歳以上に改めてまいりたいと思っております。

限度額につきましては、今現在5万円を提案をいただいておりますが、こちらは取りあえずは2万円のままで利用状況を見て、必要に応じて再度今まで使った方もいますので、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 必要に応じて検討していただくということで、上限もぜひ上げていただきたいと思っておりますが、やはり伊那市などと比べると相談件数が全然違うというふうに補聴器の方からお聞きしました。少しでも取っかかりがついて、本当に耳の聞こえが解消されればかなり生活もよくなるというふうに思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。取りあえずこれだけの改善がなされたということで、進めていただくようお願いいたします。

2として、危険なブロック塀等撤去事業補助金交付金要綱についてです。これは、平成30年9月5日に要綱が作成されております。地震列島である日本は、村でも一番大きな災害と予想されております。最近も県内や東南海地震区域で5弱レベルの揺れが続いております。令和3年までの実績はどのようになっているかお聞きします。

また、家の近所でもブロック塀を撤去したお宅があります。1件は撤去のみ、1件は再建をされました。これは村内業者がこの補助金があるということで、営業に各地区回って進めて工事をしておりました。今ある既存住宅等耐震改修補助要綱や住宅リフォーム補助金交付要綱にブロック塀再建などを付け加えれば、撤去・再建が可能になります。村内事業者への振興策にもこれはつながるというふうに思っております。できないのではなく、どうやったらできるのかが大事であって、地域の安全が進むためにもぜひ撤去と再建の両方をやるべきではないかと思っておりますが、お考えをお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ブロック塀に関する補助金に対して次に御提案をいただいておりますので回答をいたします。

まずは実績についてであります。平成30年度からブロック塀撤去工事に要する経費に対して補助をしておりまして、平成30年度からこれまで4年間の実績は全てで11件となっております。危険性が高い箇所につきましては、必要に応じて所有者へ撤去依頼をしたいと思っ

ておりますが、個人所有のブロック塀は基本的にはその安全確保は所有者の責任となりますので、指導というところまでは難しいのかなと考えております。

しかし、先日の通学路の事故等もありますので、また避難時の安全対策にもつながりますので、この補助金を積極的に使っていただいてブロック塀を撤去していただくことは、村行政としてもしっかりと進めていかなければならないなと思っております。

御提案いただいた再建の部分も合わせてというところで、例えば住宅リフォーム補助金もこちらに使えるようにしてはという話であります。よいアイデアだと思いますので、その部分来年度に向けてこれからちょっと検討する時間を頂きたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） この件も積極的に進めていただきたいと思います。

4 番目として、気候非常事態宣言を出した村として前へ……。3 番目、すみません。

3 番目として、気候非常事態宣言を出した村として……。あれ。

議長（百瀬 輝和） 違います。三澤議員、3 番目。原油価格。

9 番（三澤 澄子） そうそう原油高騰、すみません。ちょっと待ってくださいね。

すみません。原油価格の高騰に対する緊急対応についてお聞きします。すみません、書くところ間違えちゃった。

村では、毎年行っている福祉灯油券を発行しました。おおむね1リットル当たり85円を超えたら、1万円分の福祉灯油券を発行するよう当初予算に盛り込んでいます。今、全国で急遽取り組んでいますが、村の取組はすぐに対応できる点で、もう既に当初予算に組み込んであるという点で進んだ施策だと思います。

ただ、今回はその影響が広範囲で深刻な状況です。総務省は12日に自治体政策を発表しました。福祉灯油など自治体の独自補助に特別交付税が措置されます。補助措置率は2分の1で、対象経費の例として生活困窮者に対する灯油購入品等の助成、社会福祉施設・養護老人ホーム・障害者施設・保育所・幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成、農業・漁業・運送業等に対する燃油高騰分の助成など挙げられています。

村では、園芸農家への燃油補助を新設しました。伊那市では福祉灯油園芸農家への支援のほか、交通事業者等への支援としてバス・タクシー事業者へ稼働数に応じて10から100万円、運転代行事業者に一律10万円、宿泊業者に収容人数において5から25万円等をやっております。

村でも福祉施設や事業者への実態の把握をして、素早い対応を求めるものです。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 原油価格の高騰に対する緊急対応について、御質問・御提案をいただいております。

まず、議員より説明いただきましたが、生活困窮者に対する灯油購入等の助成について、村では独自に進めております。高齢者世帯等の経済的負担を軽減するため福祉灯油券交付事業を実施しております。非課税世帯で70歳以上、高齢者のみ世帯や障害者世帯などへ1万円分の福祉灯油券を交付しております。現在11月25日付で対象世帯へ通知を行いまして、申請者に対し11月26日から窓口や郵送で実際に交付している状況であります。

この事業は、村の独自事業として実施してきております。これまでも交付税措置の枠組み

の中には入っておりましたが、どれだけ措置されたかが未知数な部分がありました。今回、国から明確な掛け率2分の1になりますが、恐らく特別交付税措置がなされますので、浮いた財源について政府が実施する非課税世帯への10万円給付にプラスして支給できないか、こういったことを国の経済対策が発表された翌日に検討を指示したところであります。

社会福祉施設への暖房費高騰分への助成についてですが、こちらについては現在まだ考えておりません。それよりかは灯油・燃料の利用料が多い農業、特に花き、野菜を中心とする施設園芸農家への助成を優先して行いたいと思っております。現在それらの農家は、施設園芸用ボイラーとしてA重油などを利用し、ハウスのカウントを行っております。実際に原油価格高騰によりまして重油価格も約16円、16.77円現在のところ価格上昇が見られております。

そこで具体的に、村はそういった打撃を受けている農家に対しまして1リットル当たり10円補助、上限20万円として来年1月から3月末までの購入分を補助対象とする事業を行うことを速やかに決定をいたしました。対象農家につきましては、花きや野菜などの生産者約20の農家を現在のところ予定しているところであります。

通告にあります次漁業であります。漁業についてはこちらは実施予定はありません。また運送業については、こちらは今情報を整理しているところであります。村内にトラック協会加入事業所が今10事業所あります。協会加入に限らず何かしら関連する運送業は、50以上の登録があります。ちょっと実施するにしても線引きをどうするかっていうところがなかなかこの運送業については難しいというのが正直なところであります。

現在、国のほうに支援するよう運送業については働きかけは行われておりますので、実際に国の動きも見ながらこの交付税措置に今回運送業の部分は入っていませんので、どういったことになるかというのはこれから検討してまいりたいと思います。

原油価格の高騰に対する緊急対応については、以上になります。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 私がもらったちょっと資料によると、2分の1の今の運送業や宿泊業者など、宿泊業者は分かりませんが、福祉施設なんかも交付税措置って書いてありましたけれども、そういうふうな連絡がないということになれば、できれば福祉施設なんかも大変かなというふうに思いますので、カウントしていただければ一律という部分ではあると思うんですけども、そういう部分についてはぜひ検討をしていただきたいと思います。

すみません、先ほど間違えました4について進まさせていただきます。

気候非常事態宣言を出した村として前へ進める提言です。地球温暖化の中で繰り返し起こる異常気象災害が毎年起こっています。村では、令和2年6月5日宣言を発表しました。立派な宣言であります。気候変動は地球上の人間社会の存続を脅かしており、この非常事態を座視すれば未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ません。中略で、2015年12月に採択されたパリ協定を受けて、政府は長期戦略を策定し最終到達点としての脱炭素社会を掲げています。昨年6月には地球温暖化対策に積極的に取り組んできた長野県が呼びかけた、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言に賛同しました。今こそ将来世代の生命を守るため気候非常事態を宣言するとともに、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、再生可能エネルギーへの転換など地球温暖化対策に全力で取り組んでいく決意を表明しますという宣言が出ております。

宣言から1年半たっております。そこで目に見える形で進める施策が必要だというふうに思います。先ほどもちょっと話題には上がってございましたが、先のイギリス北部グラスゴーで開かれた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、COP26といいますが、では日本は2年続けて化石賞を受賞するという気候変動対策に後ろ向きと断じられてしまいました。

そこで1として、村の現状の把握をした上で目標の設定をする、そのための施策とロードマップの作成が必要だと思います。事業推選のためには住民環境課に、今ほとんど住民環境課で全庁内をまとめておりますので中心となる担当を置き、全庁を挙げて取り組むことが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 気候非常事態を出した村として前へ進める提言という中で、村の現状把握、目標設定をする、事業推進の担当を住民環境課にという御質問であります。

村の現状把握と目標設定におきましては、今年3月に第3次村地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定いたしまして、1事業所として村の事務作業について現状を把握し目標設定を行い、地球温暖化防止対策に取り組んでいるところであります。目標設定として具体的には2025年度における温室効果ガス排出量を、2019年度比で5%削減するとしております。

また、現状を把握する上で計画未達成となっております、電気・灯油・LPガス等の燃料使用量の削減を重点的に取り組むこととしております。取り組むための具体例といたしまして、省エネルギー対策、エコドライブの推進、施設の管理、新築・改修に当たってLED照明や太陽光発電設備等を設置するなどの取組を行うとしております。一方住民に対しましては、太陽熱利用施設、薪ストーブ、ペレットストーブ等の設置に補助金を交付し、温室効果ガスの排出削減を図っております。また生ごみ処理機設置に補助金を交付し、ごみの減量化を図っております。

ゼロカーボンに向けては先の計画とは別に、企業、一般家庭を含めた村全体の計画を策定していく必要があります。長野県は今年6月に策定いたしましたゼロカーボン戦略によりますと、2050年ゼロカーボンの達成には使うエネルギー量を7割減らし、再生可能エネルギーを3倍以上に増やすことが必要となっております。使うエネルギーを減らす方策としては、住宅などの建物を高断熱化することやガラスを複層ガラスにすることなどが挙げられております。また、再生可能エネルギーを増やす方策としては、太陽光発電のさらなる普及が挙げられております。

申し上げました使うエネルギー量を7割減らし、再生可能エネルギーを3倍以上増やすことを一つの指標にして計画を立てることを、まずは検討してまいりたいと考えております。

そういった事業推進につきましては住民環境課が担当課となりますが、庁内組織である地球温暖化対策推進委員会を中心に横断的に連携して地球温暖化対策の推進を図ってまいりたいと考えておりますし、事業の推進に当たっては専門的な知見も活用していくことも必要であるとと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今も出ましたけど、当面は村の環境基本計画に沿って行うということだというふうに思います。来年からは推進委員会をしっかりと全体の大きな目標について設定していくということも、今お話しされたところであります。

これから今取り組むことの中のちょっと一つに、新設の村施設には太陽光発電を必ず設置するということを検討したほうがいいのではないかと思います。今、防災センターにも防災の施設でありながら今ついておりませんし、給食センターのほうも今のところ計画がないということですが、大きな見方から見れば必ずそういうところにはのせていくということが、当面のお金にかかわらず必要ではないかと思いますので、そのことはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、エネルギー地産地消の観点から新エネルギー補助の継続を強化していただきたいということで、先ほど薪ストーブとかペレットとか出ましたし、太陽光発電も補助は取りあえずは県の補助だけだというふうに思いますので、村のほうでも前に出していた補助金と同じ形式でよいかというふうに思いますけれども、もう少し推進するような補助を出すことが必要かと思えます。

今おっしゃられたLED照明の転換とか、公用車の低公害化とかいう導入も計画的にやっぱり進めるということをしないと進まないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） （2）の質問ですね。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 当面は村の環境基本計画に沿ってということで、幾つか御提案・御質問をいただいております。

環境基本計画は第5次総合計画を上位計画といたしまして、実は本年が見直しの年となっております。令和2年度の取組状況の実施率については75.7%でありましたので、今後さらに実施率を高めていく必要があると考えております。

太陽光、村で新しく造る新築施設には必ずのせるように明記したほうがいいという御提案、おっしゃるとおりであります。太陽光発電をのつけていくことが重要であると考えておりますので、それぞれ個々の建物の事情はありますが、太陽光発電を導入することは必要であると私も考えておりますので、検討を進めてまいります。新エネルギーの住民への補助につきましても、こちら継続をしてみたいと思っております。引き続き広報を進めてまいります。

各家庭の太陽光発電設置に対する補助金を過去行ってきて、それをまた復活してはというお話がありました。過去取りやめた経緯といたしまして、近隣市町村でも廃止したこと、買取り価格が下がってきたこと、新エネルギービジョンによる目標を達成したことなどから、こちらについては平成28年度に一旦同補助金を廃止したという経緯がございます。そのような中ではありますが、長野県が今年度から、既存住宅に太陽光発電を蓄電池とセットで設置した場合に補助金を交付することになりました。村が長野県の中でも最も新築戸建て率が高いという結果も出ておりますので、こういった県の補助に乗っかる形でもいいですし、こういったところをうまく利用してより太陽光発電の設置が進むようなことを、今担当課とは相談ベースにはなりますが検討を進めているところであります。

いろいろと予算が絡んでまいります。まずは私は一番着実な対策といたしまして、今LED、これは誰もが認める省エネにつながります。今まで正直申し上げましてなかなか進んでこなかった経緯がありますので、公共施設のLED照明の転換につきましては、これまでとは異なりましてスピード感をかなりもって取り組んでまいります。

具体的には、公共施設において利用頻度の高い照明、夜間照明とかああいうのは変えても使われないケースがほぼほぼですので、そういったものを除いてよく利用頻度の高い照明についてはかなり予算が必要となったんですが、何とか基本的に3年間、ちょっとはみ出ていますけど3年間の中で全てLED化していくように、この前3か年計画のほうを定めてまいりました。かなり予算が厳しい状況ではありますが、着実にこういったものから進めていく必要があると判断をいたしました。

通告書にあった最後公用車、こちらの低公害、低燃費車導入についても必要であると考えておりますが、耐用年数を過ぎる前の車を買換えるというのはいささかどうかなと思いますので、耐用年数が過ぎた車のほうから買換えていく方針で進めていければと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

資料もちょっとつけておきました。平成28年に家庭の支援が終わってから、てきめんにか数が減ってしまっております。今、県の状況にも合わせて再開していくというお話もいただきましたので、目標値を達したということではなく、ゼロカーボンにするための推進というものはずっと続けなければならないというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目として、村で設置した新エネルギーは有効に使われているのかということでもちょっとお聞きします。今この資料にもありますように、ちょっとなかなか使うのが大変ということがあるんですけども、令和2年度のペレットストーブ、森の交流施設とか20年度以前に導入したペレットストーブです。中学校とかフォレスト大芝2台、2台とかあります。そういうものが有効に使われているかどうか、ちょっと検証をしていただきたいなと思ひます。

薪ストーブ、こども館にあるのは毎日焚いているというお話でしたので、その辺のことを検証しながら本当に有効に使われて、せっかく作ったものが使われないままになってはちょっとまずいなというふうに思ひますので、その辺の検証はどうでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村に設置された新エネルギーが有効に活用されているか、点検・検証をとるところで御質問をいただいております。

施設への導入状況につきましては、資料でお示しをさせていただいたとおりであります。ペレットストーブのフォレスト大芝の2台につきましては、1台は味工場のほうに現在配置をしている状況であります。その他については、この3の部分で示す資料のとおりでありますので割愛をさせていただきます。

点検・検証をとるところで今回お答えをいたしますと、中学校に平成20年度以前に導入いたしましたペレットストーブ、こちらについては現在壊れて使用できない状況であります。また、味工場のほうに設置したペレットストーブについては、現在壊れてはおりませんが使用していないということで、これは速やかな対応が必要であると考えております。

これら以外は、現在全て有効に活用、使用されていることを確認しております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 今、壊れてしまったということがあります。味工房のは今物置状態になっているのかなと思いますけれども、やはりもし使えるものならほかのところできちんと利用していくということで大事じゃないかなと思います。よろしくお願いします。

4として、宣言にふさわしい取組をとということで、広く村民に周知し共に取組を進めることが大事だということです。そして、昨日かおとといの新聞にちょっと出ておりました。地球温暖化対策、飯島町が委員会ということで住民や識者9人で新設、町内の19年度の自然エネルギー発電量、最初からちょっと略しますけれども、飯島町は地球温暖化対策の実行計画を決める委員会を設けたということで、来年度にかけて計画を作成、川を生かした水力発電や木材を使ったバイオマス発電など、町内の自然資源を活用しながら温室効果ガス排出量抑制、削減の道筋を示すということで、2050年までに温室効果ガス排出をゼロにする目標を明記した推進法に合わせて自治体として実行計画を作成するというので、町内の19年度の自然エネルギー発電量は電気使用量の31%というふうに書いてあるんです。全国平均の13%を大幅に上回っている点ですごく優れているなということを思いますし、この委員長については信州大学文学部の茅野先生は、温暖化という世界的課題を地域や事業者が自分のことだと受け止めることが大事と呼びかけています。ちなみにこの茅野先生は来年議員の学習会の講師としてお呼びしておりますので、ぜひ村の皆さんも聞いていただければなと思いますけれども、しっかりとして宣言を進める計画をつくりながら広く村民とともに取り組みたいというふうに思いますので、お願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 宣言にふさわしい取組を広く村民に周知し共に進めることという提案であります。

環境問題、こういったことについては年々関心は高まっておりますが、幅広い世代で全村民が興味があるかと言われれば、かなりばらつきがあるのかなと考えております。かなり工夫をしていかないと、この共に進めるところまではたどり着かないなというところが正直なところであります。

そんな中、私は広く村民らに周知していく中で村の150周年事業、こちらを有効に活用してはどうかと考えています。約130年前に大芝で植林が始まりまして、現在の魅力あふれる大芝高原を形作っております。残念ながら、これらの木々のうちアカマツは10年以内に全て枯れてしまう恐れがあるという調査結果も出ています。そこで、150周年記念に200年を目指すような形で50年の森林循環事業を打ち出しまして、ゼロカーボンにもつながる取組といたしまして実施していければと考えております。

その中で、具体的にはアカマツの伐採、またアカマツの材としての活用、さらには伐採後における村民による植林活動、そういったことが大切かなと。今お年を重ねた方によく聞くと、あそこは俺らも植林したんだよとか、その植林の部分は非常によく聞く話題になっているんですね。やはり皆さんそれぞれ植林という作業がそれぞれの心に残っているのかなと、有効な手だてではないかと私もそういった話を多く聞くたびに感じたところでもありますので、そういったことをまた進めていくというのは、共に進めるという意味では一つのいい契機になるのではないかと思います。

ただ、限られた予算、行政としては小さなこの村におきまして正直難しい部分はありますが、こういった周年事業や枯れてしまうアカマツの有効活用、また過去の先輩がやってきた

ことをまた模倣してやる、そういったところをいろいろ工夫して、住民また企業も巻き込んだ形で取り組めるようこれから進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 今植林というお話をいただきました。学校林があるというふうなこの辺では結構珍しいそうで、私はこの村の生まれではありませんが、子供たちはみんな中学1年生になると必ず学校林に入って作業するというのをやってきましたね。そういうことがやっぱりこの村に対する愛着も、かなり自然を大事にという点では子供たちの心の情勢になっているのかなと思いますし、この大きな事業を通じてということで50年先、100年の計といいますけども、100年、50年というふうに大きな観点でやっぱり進めていくことが大事だということで、またしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにします。

議長（百瀬 輝和） これで、9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから3時20分まで休憩とします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時20分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、山崎文直議員。

2 番（山崎 文直） 2番、山崎です。本日の一般質問、最後の質問をしたいと思います。

今日12月8日は、今新聞紙上、報道のところにもいろいろ取り上げられております、太平洋戦争の真珠湾攻撃から80周年になります。各新聞でも新しい視点でいろんな記事が掲載されております。改めて平和についてよく考える時期ではないかなというふうに思います。

しかしながら、世界を見渡すと各地でいろんな紛争やクーデター、また新たな戦争が始まるのではないかという心配さえ感じられるところでもあります。そうしたところで、我々日本に住んでいるものとしては、この世界の先頭に立って平和への導きを果たす立場にあるだろうというふうに思います。

今回私は、通告に従って3点について質問をいたします。

1点目については、南箕輪小学校付近の駐車場整備の必要性についてであります。南箕輪小学校は、御承知のように上伊那で最大級の学校規模であります。したがって、その子供たちがお世話になる先生方も、80名近くの多くの先生がこの村の児童の教育に携わっていただいております。そしてその先生方のほとんどの皆さんは、今や車での通勤であります。

南箕輪小学校の付近を見まわしますと、その勤務する先生方が学校周辺の数か所、学校の校舎の前、それから北から入ったところのいろいろな名跡を置いてあるその間間、学校の西側のいろんな木立の中をひしめき合って車が止めてあり、正直言ってあまりいい風景ではないなというふうに私は時々通って感じる場所でもあります。さらにそれだけでは足りなくて、現状では村民体育館の北側の駐車場にも多くの車を駐車せざるを得ない状況であります。マンモス校に努める先生方に対する駐車場周辺環境の整備というのも、重要な課題だというふうに思います。

何かの行事がありますと、この付近は南箕輪小学校、それから今はこども館、村の公民館、



南箕輪中学校、すくすくハウス等、村の一大文教地帯であります。何かの行事があると付近は大変な混雑する状況になっています。こういうのをすぐさま解決するというふうなことはなりませんけれども、少しずつでも解決するに向かってしとく必要もあるのではないかなというふうに思います。

特に体育館の敷地の中に学校の先生が止めるという部分については、体育館の利用者にとっても非常にある意味で迷惑な部分もあるかと思えます。そういう意味で、取りあえずはこの旧体育館の東にあります、ますみヶ池、今フェンスで囲まれている防火用貯水池になっています。それからこども館の東には村で購入しました用地等があります。こういうところを開放をし整備をして駐車区域を広げる、そういうことをしながらこの地域全体の整備を進めるということが大事な課題ではないかというふうに思いますので、これについて村側のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、山崎文直議員の御質問、南箕輪小学校付近の駐車場整備の必要性についてお答えいたします。

御提案いただき本当感謝しております。ありがとうございます。

議員御質問のように、現在南箕輪小学校教職員の駐車場についてですが、先ほどお話がありましたけど村民体育館の地下に13台、急な来客の方があった場合もここに対応というような形が取れています。それから南箕輪中学校の体育館前、これは生涯学習センターの前になりますけども、そこにほぼ全面で26台、それからスクールバスの駐車場の北側に5台、それから小学校の敷地内、校地内に36台、合計約80台ということで、先ほどお話がありましたけど教職員はちょうど80名でございますので、一人1台通勤に使用し駐車場を必要としている、そういう状況がございます。

それから運動会あるいは授業参観日、音楽会、PTAの諸行事等、学校行事の際は本当にいろいろ駐車場の関係で配慮といいましょうか、苦勞している面があるかなと思っております。学年行事を分散型としたり保護者に徒歩による来校を促したり等々、また校庭も利用したりという状況もあったり役場の駐車場、本当に来庁者の方に御迷惑をかけないようにしよう、そんなことで動いています。それから、南殿のコミュニティセンター等々を使用しなければならぬ状況があるということで承知しております。

このような状況を踏まえ、小学校付近の駐車場について次のような計画を持っております。手狭といえば手狭でなかなかというところがあるんですが、その中であります。今年度ですが南箕輪中学校西側の駐車場、今現在より砂利の駐車場ですが、その北側の村所有地約350平米になると思えますが、そこに普通車両10台分の砂利敷きの舗装の駐車場を整備する予定であります。また、駐車場の整備に合わせまして街灯の整備、何人かの方からあそこは暗くて危ないよという話もいただいておりますので、街灯の整備も進めていく予定であります。

それから今ある中学校西側の駐車場、現在のものですが、まだ余裕があります。20台ぐらい余裕があるかなというふうに中学校からも連絡を受けております。先ほど申し上げました今年度の整備箇所も含め、南箕輪中学校だけでなく南箕輪小学校でも利用できる駐車場としていきます。職員はあそこから歩いていく形になろうかと思っておりますので、朝早く出勤、朝忙しいですけども、あるいは夕方時間的には徒歩の時間があるわけですがということで、お

願いをできればいいかなと思っております。

それから、今申し上げた整備箇所の西側の所有地に約860平米の役場の土地がございます。この土地につきましても駐車場としての整備の検討を進めてまいりたい、そんなことを考えております。ですので、今ある駐車場を北側のほうに延長していく計画を大事にということであります。お話にありましたこども館東側の用地についてですが、今後の村の整備計画を踏まえていきたいと考えております。

それから旧ますみヶ丘、ますみヶ丘という久しぶりに懐かしい池の名前を私は聞いて何度か見に行きましたけれども、狭いかなというのは実情であります。また、中に防火水槽があり、防火水槽があるということは常時車を置けないというふうに受け止めております。それから、車の出入りについても安全性を確保する必要が生じてきます。費用対効果の面からも合わせながら、駐車場としての必要性については検討の余地があるかなと、そんなことを考えております。

現状でのお答えでございます。以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 村側でもこの現状はかなり把握されているなというふうに感じたところではありますが、一つお聞きしたいのは、中学校の西の駐車場の北側のところへ整備するというのは分かりました。

例えば、ここに小学校の先生方が一番遠いところへ止めるということになるのか、それからますみヶ池っていうのも私も一つの案として言ったんですけども、現状を見ますとフェンスの中が枯れ草でいっぱいではありますが、補強すればあのフェンスを取って防火用スイッチ等は利用できるのかなという、そういう意味でちょっと違った生かし方をこれからまた考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、この辺のところについてはどうでしょう。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今年、今年度予定しております駐車場に関してですが、一案として中学校の先生がそちらのほうにということも考えたんですけど、現在も使っている方はいるんですけど、中学校の敷地の中は中学校の先生方でかなりそこはいっぱいになっているので、そこに小学校の先生方、現状の中でそこをというよりも、小学校の先生方が今ある余裕があるところ、それから北側のほう、そこを中学校あるいは他の方と来校される方と、持分けながら使っていくのがいいかななんて思っているところでございますが、小学校の先生方もそちらから歩いてくる方法になると思いますけども。よろしいでしょうか。

防火水槽のあるますみが池の関係は、次長のほうからさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） 今御質問にございましたますみヶ池の関係でございます。

こちらにつきましては先ほど防火水槽が入っているということで、直径が9.7メートルぐらいの丸形のものでございまして。こちらはFRPの構造でありますので、その上に車を止めるようなことは今のところできないという形でございます。車を止めるようにするというのであれば、コンクリかなんかで補強しなきゃいけないというところですよ。

ただ、空いている部分でもし止めれるようなところがあれば、それはまた整備してという形もありますけども、いずれにしても台数が限られる小さいところでございますので、先ほ

ど教育長の答弁にもありましたように、交通安全とかそういったところも考えながら、検討をしていきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 御承知のように、この南箕輪小学校の敷地の範囲は付近が住宅化されてきて、何かのスペースを確保しようとしてもなかなか難しい状態になってきております。そういう意味では、身近なところにある敷地を少しでも活用できるようなのを、これからも検討の課題に加えていったらいいんじゃないかと思います。

以前にも、私は南箕輪小学校の体育館の南側の地域にある農地等も、将来のことを考えて確保するというのも検討したらどうかという質問をしたこともありますので、このことも含めて、南箕輪の小学校さらにはこども館付近の文教地帯をさらに有効なり整備をするということも今後の課題に加えていただいて、前向きな検討をしていっていただきたいなというふうをお願いをしたいと思います。

2 番目の質問であります。リニア新幹線工事の残土運搬の対応についてということであります。

先般も私、大芝に行ったときにも、リニアの関連工事で残土が下伊那地域から中央道を経由をして南箕輪の大芝の村有林内を通過して、羽広の伊那市の進めています工業団地の拡張工事のところに埋めるための残土の運搬がされているのを見たわけであります。通称、昔からきています吹上とか大泉新田の子供たちが西箕輪の小中学校に通う、いわゆる学校道というここを11トンのダンプが数台連ねて通過しております。交差点のところにはきちんと誘導員がいて誘導をしているところを見ますと、スピードも遅いわけですからすぐ事故が想定されるということではなくて、かなり配慮をして対策をされているんだろうなというふうには感じました。

しかしながらこのリニアの工事、今は本工ではなくまだいわゆる補助工というのですか、そういうところの工事の段階であります。そうすると、これから何年もこういうことが続くのかなということで、我が南箕輪の村内を通過するという部分でも非常に心配な部分が出てくるなというふうに思います。

数年前に天竜川の河床整備のところ、土砂の運搬で同じように村道6号線等を通過して羽広の工業団地に土砂を運搬された経過があります。それが終わった後この6号線も舗装の復旧工事等もされて、それなりに復旧対策については実現したのかなというふうに思いますので、これでさらにこのリニアの関係については長期間になるというのが予想されます。そういう意味で、今後とも注意深く見ていく必要があるのかなというふうに思います。

それで1番目の質問でありますけども、この運搬におけるいわゆる協定書というかそういうものが、村と実際に運搬する団体との間で存在するのかわかっていうのをまずお聞きしたいなというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 2番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

リニア新幹線工事残土運搬の対応について、まずは運搬における協定書はあるのかという御質問をいただいております。

令和3年10月から、大鹿村で実施しておりますリニア中央新幹線トンネル建設工事で発生

する発生土を、伊那インター工業団地にJ R東海が今運搬をしております。運搬における協定書はあるのかという御質問であります。協定書は特に結んでおりません。しかしながら、残土の運搬をする前にはJ R東海、伊那市、南箕輪村の3者で協議を行いまして、安全対策等について協議を重ねております。

運搬期間が長期間に及んで心配だというお話がありました。今のところ令和3年10月18日から始まっておりまして、令和6年3月末までを予定しております。一日当たりの運行台数についてであります。もう少しですけど令和3年末までは約50台、ただ令和4年度以降につきましては約110台の運行を予定しておりますので、今でもかなりダンプが通っているなど皆さん感じられると思うんですが、今後は2倍以上のダンプが通るような形となります。

そのため、大芝高原内のイベントやそういったものが開催される場合には、運行時間等について事前に調整をさせていただき、そういった取決めにもなっております。

協定書に関しましては以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 協定書はないんですが3者で協議をされたということで、それに従って進められているということでもありますので、これについてはぜひその必要があれば、さらにまた協議の時間等を設けて進めていただけたらなというふうに思います。

2番目としては、運搬する路線は限定されているのかというのをお聞きしたいと思います。それは、先ほどにも話をしましたように、例えば長期間にわたって運搬がされます。その間に道路が傷んだということがあって、それを復旧しなければならないということがあったら、路線がどこか変わるのかなというそういう予想もされますので、その辺のところの考え方というのは何かまとまっているのでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 次に、運搬する路線について御質問をいただいております。

運搬する路線、これは明確に決まっております。村におきましては中央道伊那インターチェンジから伊那西部広域農道を経由いたしまして、大芝高原のファミリーマートのある信号機から左折をして村道6号線を通ってT字を右に曲がって工業団地に至る、そういったことを往復するルートが基本ルートとなっております。運搬車両によってこういったことが守られないと問題でありますので、各車両にはGPSが設置されておまして、違うルートを通さないようにJ R東海のほうで監視をしている体制を整えているところであります。

路線については以上になります。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 理解できました。GPSがついて監視されているということですので、かなりいろんな配慮がされているなというふうに思います。

それでは、3番目の問題です。交通安全対策ということでもあります。ここはいわゆる先ほども申し上げましたが、かつて西箕輪の学校の学校道というのは使われている部分もあります。そういう点であと村内の6号線の延長ですか、そこを登っているところですから、そういったみんなの森に駐車場から止めて村民の皆さんが横断したりするってそういうときにも影響があるかと思っておりますので、この辺の安全対策についてはどんな形になっているのでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 安全対策について御質問をいただいております。

事業者のほうで徹底をしている内容といたしまして、車両間隔の調整、案内看板の設置、議員からも御指摘ありましたが交通整理員・誘導員の配置、運転手への安全運転教育の実施、そういったことを徹底いたしまして一般車両や歩行者の安全確保を第一に考えて、JR東海のほうで安全対策を実施していただいております。

これとは直接関係しませんが、今後あちらの団地のほうにより多くの会社となりますと、通勤また退勤時の車が今でもかなり集中をして、5時台だとか朝の部分は大変混んでおります。そういったことも含めまして、午前中の唐澤議員の質問にもお答えをいたしました。そういった今回の事業者に限らず多くの車が通ることになりますので、ダンプも合わせて、そういったところの安全対策についても進めていくことは重要であると考えております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 先般の天竜川からの羽広のところへの運搬のときにも、村道を通った経過があります。そのときは直接大芝地区のところを通過していたわけですから、その高齢者の皆さんも、スピードは遅いんですけどやっぱり大きなダンプが数台連ねてくると、非常に恐怖感を感じたという話を聞いたことがございます。そういう意味では、今度は村有林の中を通っているわけではありますけれども、少しでも安全対策に抜かりなく完全な形で進めていただきたいなというふうに思います。

4番目の質問ですけども、これでかなりの台数が通過することになりますので、村道の傷みもかなり傷んでくるであろうということで、例えば途中で復旧なり改修なり、そういう対策をしなければならぬということが生じるのではないかなというふうにも考えます。この辺のところについては、どんな計画でいるのかをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村道の傷みに対する対策についてであります。

まず、伊那市のほうで補修車を常時巡回していただいております。これは村には限りませんが補修車を常時巡回させておまして、道路、村道が壊れた際には早急に補修を行っております。この残土運搬が全て終了した時点で運搬ルートの全路線の路面を確認をいたしまして、破損箇所があればしっかりと舗装の修繕工事をしてもらう、そういった取決めになっております。伊那市に補修車を巡回させていると申し上げていましたが、村でも定期的に道路パトロールを実施しておまして、道路の損傷状況や安全対策の確認を行っているところであります。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 定期的に巡回をされて、傷んでいるところとかそういうところをパトロールしているっていう話です。それはすばらしいことだなというふうに思いますが、全て終了した時点で全面的改修というような話だったんですが、これは途中でかなり傷みは早くなっちゃったというような、ここで修繕をしなきゃならないという場合になったときのこれも対策は取られているのでしょうか。

議 長（百瀬 輝和） 武井建設水道課長、お願いします。

建設水道課長（武井 厚） リニアの残土を運んでいる際、途中で道路が破損して大きな

工事をしなければいけないというようになりました場合ですけれども、そのときは工事のほう、運搬のほうを中止していただいて、早急に直していただくというような話にはなっておりますが、前回は先ほどの話にありましたように、国交省のほうで天竜川の河床を整備した際の土砂運搬の終了の際に大きく道路を修繕していただきました。その修繕につきましては、今回のリニアの残土が入るといった交通量も考慮した上での補修の工事をしていただいておりますので、大きな破損が起こることはないのかなというふうに私どものほうでは考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 市のほうのもパトロール、村のほうでもパトロールをしながら道路の補修と、必要となればお互いに協議の上対処していただきたいなというふうに思います。

この件で最後の5番目であります。

今までもそうなんです、これからもいろんなことが生じてきたときとかいう部分で、先ほどもありましたJR東海と伊那市と南箕輪村の3者で協議をしてきた経過が報告をされました。こういったこれからのいろんな協議が生じた部分で対象となる団体は、この3者の中で続行していくという形で捉えていいのかどうか、そのほかにも、例えばリニアの関係になりますと長野県もとかあと国土交通省ですね、この辺のところの関わりはあるのかどうか、この辺のところをお聞きしたいと思っております。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 一連の交渉の相手はどの団体なのかという御質問をいただいております。

村においては、今回この工事については伊那インター工業団地の拡張事業として実施していることとなりますので、基本的には村から見ると伊那市が窓口になっています。そのあと伊那市がどこにつなぐかはあれですが、村としては今伊那市のほうに交渉をするというような形になっております。その先に何かあれば、伊那市から関係機関へ調整をいただく、そういった手続となっております。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 総合窓口は伊那市ということで、村は市へ、市を介していろんなことを進めていくということの解釈でよろしいですね。

こうすることで、この残土運搬の対応について細かい点を回答していただきまして、理解ができました。長期間にわたる工事だというふうに思いますので、これからもパトロールなりをしていただきながら、とにかく安全を大事に進めていただきたいなというふうに思います。

私個人的にはリニアの新幹線、今でも隆起を続けている南アルプスにトンネルを開けること自体は非常に疑問だというふうには考えておりますし、できた暁に私がそこを利用できるかどうかというのも年の関係で分かりませんが、その進めていく段階での安全対策を怠りなく進めていただきたいなというふうに思います。

3番目の質問であります。

村道番号に分かりやすい数字を加えてはということでもあります。私も今、地元の区の役員

も務めております。いろんな中で、例えば村からの地区計画事業だとか、雪をかく除雪路線の問題だとか水の問題だとか、いろんなところで村の中の道路の状況等が出てきます。そのたびに、村道何号線という表示はこれが正式なものでありますけれども、一般的には千何号線って言われてもどこの路線だか分からないという部分が出てきます。

一桁の1号線とか、先ほども出てきました6号線という、あそこの道だなんていうのは分かるわけなんですけれども、千何号線っていうふうな形で出てきますと、果たしてどこの道なのか、さらにこの村はいまだにどんどん家が増えてきます。ある程度の団地のような形ができますと、そこにできる道もまた新しい番号がついてくると。そうしますと、何号線って言われたただけだとどこの場所だとか把握がよくできない部分もあります。区民の皆さんからもそこはどこだねっていうときに、私どもも何かの目印のあそこの何とか工場からここまでの道だとか、八幡森の南のところを下った道だとかそういう言い方をするけどなかなか理解できないし、今新しいお宅が増えてくる中で説明するのも大変だなというのを日々感じております。

私たちが小さい頃はこの南のところ、これも通称学校道、通学路というふうに言ってもいい、それでとおってしまったっていうのがあります。それから、学校から大泉へ登る北殿、大泉という部分も学校道というようなきた経過もあり、そういうふうで提案として、例えば何号線というのは正式ではありますが、そのときに愛称という括弧書きで通学路南線とか北殿大泉幹線とか、田畑には観の道とかそういうのもありますけれども、春日街道だとかそういうのもあります。そういう名前を付け加えることによって分かりやすいという部分もありますし、今環境保全活動もあります。

例えば何とか道のところに花壇を造るとか、今度の地区の清掃作業の中ではこのところを空き缶拾いをするとかごみ拾いをする、そういったことで説明する、そういう意味でも愛称みたいなものをつければ非常に分かりやすいし、環境保全活動にも有効になるのではないかなと思います。

昔からこの道というのは、その地形の形を表した部分がつけられている経過があります。そういう意味では、村を知るということでここに昔からこういう道があったんだよということで、村への愛着という部分でもこの一つの家かなというふうに思ったものですからこういう提案をしてきたところでもありますけれども、どうでしょうか。

こういうところに一つの名前をつけてあげるっていう考え方に対して、村としての考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村道に分かりやすい名称をつけてはという御提案をいただいております。

確かに、道路には道路法に基づく認定道路名がつけられておりますが、村民の方々にとっては親しみのあるものではないのかなと思います。それよりも、地域の歴史や特色を背景に自然発生的についた道路の名称のほうが、自然と長年の間に定着し日常的に広く使用されるようになる、そういったこともあります。南箕輪村でいいますと、中込線などがそういったことで昔から愛称で呼ばれている道路かなというところでもあります。

御提案のとおり、新しい住民の方や若い世代の方には分かりにくい部分があると思いますが、なかなか道路の愛称については様々なところに影響が飛んでいきますので、実際行くと

なるとどの道路につけるだとか、その整備だとか表記の修正など付随した作業が相当生じてくるのかなと思っております。

実施に当たって、ほかの自治体でも成功事例、参考事例や議員からの具体的なアイデアがありましたらお知らせいただければ大変助かるところであります。村としても、やろうと思ったときに実際どうやって進めていけばいいのかなってところがなかなか難しい課題となるのかなと思っておりますので、その部分をもう少し検討が必要ではないかと私は感じたところであります。

あとは、現在村道千何号線とかとんでもない数の道路が村にはありますが、それがまだ公に公表できている状況ではないと思います。ほかの自治体を見ると、その千何号線がどこだよというのを地図上で公表している自治体も見受けられましたので、そういったところの整理もデータの公開という意味では必要ではないかなというのを、御質問をいただいて感じたところがございますので、そちらのほうもなかなか難しいかもしれませんが検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 今最後に出ました地図上での整備、地図上に何号線って載っていれば分かるようになるかと思えます。そういった作業もぜひ進めていただきますし、この道は、古くからこの道にはこういう名前がついたという部分もぜひ前向きに考えていただいて、一度に全部の路線に愛称を全部つくるということではありません。主立ったようなところとかそういうところにつけてみんなが分かりやすい表し方をする、子供さんたちに愛称を考えてもらうというのも一つの手かなんていうふうに思いますので、主要幹線とかそういうところで名前がついたら、そこから始めていくっていうののぜひ検討に加えていただいて、進めていただければというふうにお願いします。

これをもって、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

議長（百瀬 輝和） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、明日9日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午後 4時00分



議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 1 2 月 9 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

5 番 笹 沼 美 保

3 番 原 源 次

○出席議員 (10 名)

1 番 丸 山 豊

6 番 都 志 今朝一

2 番 山 崎 文 直

7 番 加 藤 泰 久

3 番 原 源 次

8 番 唐 澤 由 江

4 番 登 内 瑞 貴

9 番 三 澤 澄 子

5 番 笹 沼 美 保

10 番 百 瀬 輝 和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 藤 城 栄 文

健康福祉課長 伊 藤 千登世

副村長 田 中 俊 彦

地域包括支援センター長 山 崎 一

教育長 清 水 閣 成

子育て支援課長 伊 藤 弘 美

総務課長 唐 澤 英 樹

産業課長 有 賀 仁 志

地域づくり推進課長 高 橋 里 江

建設水道課長 武 井 厚

特命担当室長 原 和 子

教育次長 清 水 勝 宏

会計管理者 城 取 晴 美

代表監査委員 原 浩

財務課長 藤 澤 隆

住民環境課長 清 水 恵 子

○職務のため出席した者

議会事務局長 松 澤 さゆり

議会事務局次長 高 木 謙 治

会議のてんまつ

令和 3 年 1 2 月 9 日

午前 9 時 0 0 分 開議

事務局長 (松澤 さゆり) 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの的確な質問、答弁をお願いします。

5番、笹沼美保議員。

5番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、こども館の利用開始時刻について質問します。

現在、こども館の利用開始時刻は10時からとなっています。一方、すくすくハウスの利用開始時刻は9時からで1時間の開きがあります。新型コロナウイルス感染症対策として、すくすくハウスは10組までという入場制限があり、9時過ぎにすくすくハウスを利用しようと訪れてもいっぱい入れず、がっかりする親子の姿もあります。それじゃあこども館に遊びに行こうと思っても利用開始時刻が10時からなので、9時半から開いている他市町村の子育て支援センターへ行くか、諦めて帰宅して出直すかになってしまいます。

すくすくハウスが9時から利用できるのに、こども館が10時からなのはなぜでしょう。子育て支援に定評のある南箕輪村ですから、親子が残念な気持ちにならないようこども館を9時から開放してはいただけませんか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 5番、笹沼議員の質問にお答えをいたします。

こども館をもっと利用しやすくというところで、こども館の利用開始時刻を午前9時からにして利用しやすくしてはという御質問、御提案であります。

現在、村の子育て支援センターであります、すくすくハウス、こちらは朝9時から16時まで開いております。対してこども館は、夏季4月から9月の間は午前10時から5時半まで、冬の時期10月から3月は10時から16時半までとなっております。ほかの周辺自治体を見ますと、9時からオープンしております子育て支援センターは箕輪町にある、いろはぼけっとさん、また伊那市にあります、ちびっこ広場となっております、そのほかについてはおおむね9時半や10時からというのが大半であります。そのような中、村のすくすくハウスにつきましては9時から開館しておりますので、比較して利用しやすい環境となっております。

今回、新型コロナウイルス感染症予防のため、すくすくハウスについては感染が拡大していた時期は、定員を親子10組までとしておりました。ただ、現在については感染拡大が収まっておりまして、状況を見ながら若干緩和している状況であります。

すくすくハウスについては、通常現在9時台に利用する親子は通常時は5組前後であります。ただ、イベント開催そういったところがありますと、10時前後に定員になることもありました。そのため、現在は10から15組くらいを目安に、状況に応じて定員を設定しております。

総括しますと、すくすくハウスについては平成17年の開館以来十数年積み重ねた職員の運営努力もありまして、非常に好評を得ていると捉えております。対して、御質問にあります

こども館につきましては、イベント開催日を除けば平日の親子の来館者は週に数組程度と、そもそもの運営について根本的な課題を抱えております。多額の税金を投じて建設された施設でありまして、このことについては大きな問題であると認識しております。具体的な対応についても、いろいろと現在協議を進めているところであります。

そのような中、先行して開館時間だけを早めても、現在障がい者生きがいセンターに委託している掃除等の契約変更なども必要になりまして、経費がかかるだけで効果が限定的であると考えております。ですので、こども館の利用時間の変更については、今進めておりますこども館の運用改革、それと合わせて行うことをさせていただければと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） こども館は子供たち、子育てに関わる全ての人たちのために寄り添い、また開かれた場所でなければならないと思います。あらゆる目線でより利用しやすくするにはどうすればよいか考えていってほしいと思います。

2 項目め、副学籍コーディネーターについて質問します。

副学籍については、令和2年3月の一般質問でもっと活用できるようにという観点から、利用希望についてのアンケートや面談の在り方について質問させていただいております。あまり一般的には知られていない制度ですので説明させていただくと、副学籍制度とは、特別支援学校に通う子供が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置き、日常的な交流や共同学習を通して同じ地域の子供として共に育つことができることを願う仕組みです。特別支援学校に通っていても地域の友達とのつながりを大切にしていきたいという、子供とその保護者からの切なる思いがきっかけで始まった制度で、本村は2013年に副学籍制度を導入し、特別支援学校の小中学部に通う村の全ての子供が村内の小中学校に副学籍を有することとなりました。

この副学籍制度の導入より、特別支援学校と地域の小中学校の児童生徒が様々な形で交流できるようになったのですが、今は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、なかなか思うように交流できない状況もあります。

副学籍を活用して子供たちが交流する機会を持つには、配慮が必要な子ども一人一人のニーズに合わせて、学校と保護者、児童生徒間の丁寧な連絡・連携や日程調整が必要なのですが、多忙である先生との打合せが難しいときもあり、子供たちの育ちのために必要な交流をなかなか実現できずに時が過ぎてしまうのは残念なことです。

多忙な先生方に代わり、個々のニーズに応じて副学籍活用を調整する副学籍コーディネーターを本村小中学校に配置してはいただけないでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。5 番、笹沼美保議員、個々のニーズに応じて副学籍活用を調節する副学籍コーディネーターを配置してはについて答弁をさせていただきます。

今お話もいただきましたが、御存じのように村では、特別支援学校に通う全ての児童生徒に対して、地元の小中学校に副学籍と呼んでいますが副次的な学籍を整えております。上伊那圏域8市町村をはじめ、令和4年4月、今年4月現在ですが、長野県では77市町村中61の市町村が副学籍制度を整えています。昨年度は58でしたので、今年3市町村がさらに増えている、整えているとそういうふうには受け止めています。

副学籍制度でございますけれども、今そして未来を支援する制度というふうに私自身理解しております。特別支援学校と地元の小中学校との交流及び共同学習の展開ですが、この制度が整えられる前は、特別支援学校から小中学校に働きかけというそれが主でしたが、制度が整えられてからは特別支援学校と小中学校、いわゆる双方が主体となって交流及び共同学習が展開されてきております。

議員お話のように、子供たちの個々のニーズに応じた副学籍制度の活用、この調整がとても大事になってきます。以前、村の小中学校に副学籍コーディネーターの位置づけを描いたときがあります。3年、4年くらい前なんですけれども、その後といいますか、時間の流れの中で令和元年度伊那養護学校それから飯田養護学校に、令和2年度には今申し上げた2校に加えて諏訪養護学校、それから千曲市にあります稲荷山養護学校に一人ずつ、計4人の副学籍コーディネーターが配置され現在に至っております。ですので支援学校、飯田、伊那が先にとというのは副学籍の活用がそれだけ盛んというか、制度が整えられてそこに県のほうがコーディネーターを配置してきている、そういう状況でございます。

副学籍コーディネーターですが、どの場面でのどのような交流及び共同学習の活動を行うのか、学校間での年間計画、立案等の調整役として精力的に動いております。また、小中学校の窓口ですが、ベース的には教頭がその任を持っている、窓口になっているということ、それから特別支援教育コーディネーターがそれに変わる状況もあるというふうに受け止めています。そして活動の舞台なんですけど、双方の担任が思いを重ねて立案し進められてきております。去年あるいは今年度、先ほどもお話がありましたが、コロナの関係がありまして活動がなかなかというところがありますけれども、でも運動会の練習とか運動会当日とか、個々の状況によって交流がなされております。

課題があるんですね。課題についてなんですけれども、現在村で毎年行っているんですけども、副学籍意見交換会を8月に行っていますが、あるいはほかの懇談会でも出されているんですけども、特別支援学校の子供たちの地域での活動、例えば地区児童会あるいは地区行事への参加の在り方が課題というふうに受け止めております。地区名簿に副学籍の子供さんの名前があるということや、地区の活動に参加することを通して子供を地域に開く、あるいは子供を地域に開くということは子供が地域を開くという、そういうことになるというふうに思っていますので、地域が子供を受け止めていく、このことは支援学校の子供たちに限らず全ての子供たちに大事にしていきたいことと考えております。

また、小中学校で担任が変わったりクラス替えがあったりすると、活動が途絶えてしまうこともあります。先ほども申しましたが、副学籍制度は子供たちの今、そして未来を支援する制度であります、また、多様性を認め合うインクルーシブな社会に向けた営みと考えております。今後も教職員の制度の受け止め、理解とともに家庭それから地域の理解の中、小中学校が副学籍コーディネーターに主体的に関わること、要は特別支援学校に主体的に関わることを促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 県の事業で、副学籍コーディネーターがいない養護学校に配置されているとのことなので、課題がある中ではありますけれども有効に活用して、子供たちの様々な学びの共有、お互いの存在を尊重し合う意識を育てる機会をできる限り増やしていっ

てほしいと思います。

3項目め、村役場と村教育委員会の障がい者雇用促進のために働きやすい環境づくりをと  
して、まずは障がい者の雇用状況をお聞きしたいと思います。

障害者雇用促進法第6条には、国や地方公共団体は自ら率先して障害者を雇用するととも  
に、障害者の雇用について事業主、その他、国民一般の理解を高めるほか、障害者の雇用の  
促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的  
な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないと定められて  
います。また、勤務する職員の一定割合、法定雇用率以上の障がい者を任用することが義務  
づけられており、地方公共団体は2.6%、教育委員会は2.5%の法定雇用率が設定されていま  
す。

村と村教育委員会の障がい者雇用状況をお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村役場と村教育委員会の障がい者雇用促進のために働きやすい環  
境づくりをというところで、まずは現在の村役場また村教育委員会の障がい者の雇用状況に  
ついて御質問をいただいております。

障がい者雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた障害者雇  
用率に基づき雇用をしております。雇用率については、議員御指摘のとおりであります。令  
和3年よりその数字が設定をされております。

村におきましては、恥ずかしながら過去平成30年度の時点で法定雇用率を下回ってしまっ  
ていたため、国から指導を受けたという背景があります。そのため、その後南箕輪村障がい  
者活躍推進計画を策定いたしまして、その計画に沿って障がい者雇用に取り組んでまいりま  
した。

今年度、令和3年度現在の雇用状況につきましては、村長部局で4名、教育委員会で1名  
の雇用となっております、雇用義務数を満たした形となっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 次に、雇用促進とその定着についてお尋ねします。

村と村教育委員会が作成した障がい者活躍推進計画には、課題として計画期間の周期であ  
る令和7年度末までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の  
活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要であると記載されています。

取組内容としては、令和2年10月までに組織内の人的サポート体制を整備するとともに、  
組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で  
共有するとなっております。また、活躍を推進するための環境整備、人事管理として定期的な  
面談により必要な配慮等を把握し継続的に必要な措置を講じることや、本人の希望も踏まえ  
つつ実務研修、工場研修等の教育訓練を受講できる機会を設けることも挙げられています。

この計画を基にどのような取組をしているか、また担当部署だけでなく庁内全体の課題で  
あると認識して、雇用継続のために協力して取り組んでいるかをお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 障がい者の雇用の定着に関する御質問をいただいております。ど  
ういったことに取り組んでいるかというところであります。

障がい者につきましては、その障がいの程度によりまして得意、不得意の特性が非常に顕著であります。そのため、一人一人に合った仕事をいかに見いだすかが重要であると考えております。

まず1つの取組といたしまして、法律によって5人以上を採用している事務所・事業所には、専任が義務づけられております障害者職業生活相談員、こういった資格を昨年と今年で2名の職員が取得をしております。現在は、その生活相談員の職員が役場の中で対応が可能な仕事を探し出して、それぞれの個人の特性に合った仕事の選定におけるマネジメントを中心となって行っております。

また、定着に向けまして、障がい者自身の仕事上の悩みなどを聞くための定期的な面談も合わせて行っています。実際、仕事については適した仕事が集まらず苦勞をしたり、合わない仕事を提供した結果、なかなか仕事ははかどらずに障がい者の方が追い込まれてしまって職場に来れなくなってしまう、そういったことも実際ありました。本当にこのマネジメントしていくことは、想像以上に資格を取った職員であっても難しいというのが現実であります。

ですので、今後は障がい者でも対応が可能な作業をいかに多く集めていく、マネジメントしていく、それが一番の課題でありますので、多くの障がい者をこれから雇用するためには、多くの適した仕事を探し出すことが大切だということを庁内全体の課題として考えておりますし、定期的にサイボウズというグループウェアを使って、そういった仕事がないかという募集も行っているところであります。

具体的にはいい結果もありまして、令和3年度から毎日の郵便の仕分業務につきまして、新たに採用した障がい者雇用の職員がその適正を生かしていただいて、周りの職員がサポートをしながらですが、無難に業務をこなしていただいております。大変ありがたいと感じております。このことは、先ほど御紹介した生活相談員の職員が福祉施設の職員や本人との面談を重ねまして、特性を判断して配置した結果によるものであります。

このように、それぞれの障がい者の適正を面談等で把握して、ときには時間をかけてテストをしながらその能力を十分に生かしながら活躍していただく、そして障がい者とともに働くことが当たり前だという職場の実現に向け、生活相談員の職員だけでなく、全職員が意識して障がい者雇用に推進できるよう努めていくことが必要であると思っております。

私は、個人的には適した職員がいればですが、今役場の中で保存文書、特に永久保存になっている文書はかなりの量になっています。時代もデジタルの時代になっていますので、そういった永久保存している紙の文書をデジタル化、PDF化して保存していく、そういったこともうまく適性が合えば、かなりの仕事量がありますのでお願いできるのではないかと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 新型コロナウイルス感染症対策で、民間企業などではテレワークの導入などが進んでいます。障がい者についても、テレワークを含め働き方を工夫する余地もあり、雇用につながる新たな仕事を見いだすよい機会ではないでしょうか。雇用促進と定着には、合理的配慮や受入体制も勘案しつつ働く障がい者の側に立った施策が必要で、就業生活相談員だけでなく、庁舎全体で働きやすい環境を考えていってほしいと思っております。

4 項目め、大芝高原内のトイレに設置されている非常用ボタンについてお尋ねします。

大芝高原は村民の憩いの場として、また道の駅として大勢の人が訪れる南箕輪村が誇る地域振興、観光振興の場です。その大芝高原内にあるトイレに設置されている非常用ボタンは、押すと外部に音とランプ点灯で知らせるのみで管理事務所などに通報されるわけではなく、万が一の緊急事態に周囲の人が気づいて助けを呼ぶなどしなければ速やかな救助にはつながりませんし、ましてや周囲に人がいなければどうにもなりません。

大芝高原を訪れる全ての人が安心して利用できるよう、無線で管理事務所などに通報される非常用ボタンの緊急連絡システム導入を検討してはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原内トイレの非常用ボタンのシステム見直しをというところで、緊急連絡システムの導入を検討してはという御提案、御質問をいただいております。

現在、大芝高原には屋外トイレが11か所あります。そのうち、11か所のうち5か所が多目的トイレとなっております。非常用ボタンの活用状況ではありますが、これまで緊急用で利用されたことはなく、主には年数回のいたずら、もしくは誤って押されるケースが全てであります。ただ、これは認知している部分ですので、知らない部分で起きているという可能性も否定はできません。そこで警察のほうにも確認をしましたところ、現在何か犯罪で起きたかとそういったところを確認したところ、今まではそういったところは警察のほうでも確認はできていないというところであります。

現在11か所全てで御提案いただいた緊急連絡の警備システムを導入した場合の費用について、少し民間の事業所に見積りをお願いをしてみました。工事料は大芝高原はWi-Fiが通っているところと通っていないところがありますので、無線であればそれほど高くないんですが、有線LANを通さなければ電波が届かないところがある場合、そういったところはかなりの高額になっておりまして、全部無線が通じたとしても最低でも11か所、全部で55万円の当初工事費がかかると。恐らく全部無線は通っていませんので、数百万単位でかかってくるのではないかと思います。また年間の保守契約につきましても、今1社に聞いただけですが、年間260万円程度の保守契約料がかかってくる、そういった試算を出したところであります。

非常用ボタンが押された際に、具体的にどういった対応がなされるかについてであります。ちょっとこの場では犯罪を計画する者に情報提供をすることになりかねませんので、詳細を申し上げるのはここでは適切ではないと思ひまして、控えさせていただきます。後ほど個別に御説明をさせていただければと思っております。

ですので、まとめますと、数百万の工事料足す年間260万円の保守契約料を払ってまでやるかというところは、少し費用対効果の部分で検討が必要でないかと考えております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 多額の費用がかかるということですので、費用対効果も考えて、できるようでしたら道の駅大芝高原を安心して利用していただけるように検討していただきたいと思ひます。

次に、非常用ボタンが設置されているトイレの表示についてお尋ねします。

大芝高原内の非常用ボタンが設置されているトイレを調べてみると、ボタンの近くやボタ

ンを押した際に外部で点灯する回転灯の下に、夜間の連絡先として管理事務所や大芝荘の電話番号が記載されているトイレもあります。現在、夜間は管理事務所や大芝荘には誰もいないので、電話をかけても意味がありません。

緊急事態に早急に対応するためには、警察や消防に通報していただくよう表示の変更をすべきではないでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 連絡先の不備についての御質問であります。

御指摘ありがとうございます。確認したところ、2か所のトイレの連絡先が大芝荘になっておりましたので、何かしらいつでもつながる村役場のほうに変更いたしましたので、おわびとともに御報告をいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 早急に対応していただいたということで、安心して利用できるのかなと思います。

今現在の芝高原は、村民の憩いの場としても道の駅としてもまだまだ改善の余地があると思います。様々な視点で誰にでもより親しみやすく、利用しやすい癒やしの場所となることを願っています。

以上で質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから、9時35分まで休憩とします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時35分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） 議席番号3番、原です。通告しました4点について質問いたします。

災害等、非常時に備えた水道水、飲料水の確保について村長にお尋ねします。

去る10月、和歌山市で水道橋が崩落して市内の多くの家庭が断水し、市民の日常生活をはじめ病院や学校等の施設など、様々な場面での水の使用が制約されました。水道橋の崩落による断水の影響は大変深刻なものだったことは、まだ記憶に新しいところです。

さて、本村をはじめとするこの地域ですが、企業局のホームページによれば半世紀前の昭和40年代、この地域の水道は小規模なものが多く水源も湧き水と地下水が主だったため、新たな水源確保に苦慮しておりました。そのような状況下、中央自動車道の開通が予定され、人口の増加や観光業など各種産業の急速な発展、また下水道の普及による生活用水の増加が予測されたことから、新規ダムに水源を得て将来の水需要に広域的に対応するという計画を検討し、県もこれに答えて、県及び本村を含めた5市町村で構成する水道用水企業団を設立して施設を整備、平成4年に水道水の供給が開始されてから、今日に至って安全な水の安定供給がなされています。こうした設立背景から、受水5市町村の水道用水は企業団に大きく依存し、本村においては令和2年度において、企業団の用水の割合は約90%と非常に高い割合となっています。



さて、冒頭で申し上げたとおり、本年10月3日和歌山市を流れる紀の川に架かる水道橋が突然崩壊し、直径90センチの送水管2本が破断されたため、和歌山市の4割近い6万世帯13万8,000人の方々に水道水が供給されなくなるなど、市民生活に大変深刻な影響が出ました。

企業団では、東の山の箕輪ダムから取水して天竜川を横断し、約8キロ離れた西の山の麓の箕輪浄水場まで送水していますが、天竜川を横断するために和歌山市と同じように水道橋が建設されております。特に企業団の水道橋は、橋に架かる送水管に浄水場への全ての原水が通るため、極めて重要な水道橋となっています。

企業団の水道橋が突然崩壊するとは考えにくいことですが、しかし、地震などの大災害により和歌山市と同じようなことが起きる可能性は否定できません。また、平成18年の豪雨のときのことで、送水管が道路の陥没によって露出しゆがむ事故が発生しました。幸いにも大事には至りませんでした。用水の全面的な供給停止もあり得ることだと思いついたところでは。

また、豪雨だけではありません。反対の渇水による用水供給への影響ですが、その前年度平成17年には秋からの降水量が非常に少なくダムの貯水率が47.8%まで低下し、受水5市町村の自己水源をできる限り活用することで対処したこともありました。

村では今年度給水車を導入しましたが、このような非常事態に備えるため、安定して安全な村の独自水源の確保は非常に重要であると、必要不可欠であると考えます。そして、ある程度の財源が恒常的に必要かと思いますが、いざというときに使えるよう独自水源の常日頃の施設点検や水質検査も欠かすことはできません。

そこで、災害等、非常時に備えた水道水、飲料水の確保について村長のお考えをお伺いします。

議 長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3番、原議員の質問にお答えをいたします。

緊急時における水道水の確保、水源は確保できているかという御質問をまずはいただいております。

現在、村営水道の原水の内訳は、88%から90%が上伊那広域水道用水企業団からとなっております。残りの10%程度が河川からや深井戸からとなっております。この高い数字は、上伊那広域水道用水企業団に入っている自治体の中でも、私が調べたところ南箕輪が一番依存率が高い、そういった数字を確認しております。村におきましては、一部神子柴地区で独立した水源を利用しておりますが、村営水道の水道水、そのほとんどは箕輪ダムで蓄えた水を箕輪町にある企業団の浄水場で浄水し、村ではそれを使っているような状況であります。

災害等緊急時に例えば地震であります。そういった場合、村内の配水池や配水管が破損をして水道水の供給ができなくなるおそれはもちろんあります。また、御心配されております企業団の浄水場や管路、水道橋、水管橋などが破損をして、村への水道水への供給が止まってしまうおそれ、こちらもございます。和歌山市の例がありましたので、先日の企業団の議会においては、そういったことがないのかという確認は改めて議会の中で行われたところでもありますし、現状では問題ないという認識を企業団のほうから示していただいたところでもあります。

そういったことも踏まえまして、村では災害時の非常用水源といたしまして、現在村内8

か所におきまして湧き水や横井戸からの井戸水を非常用水源として考えておりまして、年1回の水質検査、これは必ず行っているところであります。検査結果であります、現在のところ移動用の浄水器で浄水をして塩素消毒を行えば、飲用に支障のないレベルの水質であることは確認ができております。

水の量が心配されるところであります。最悪のケースを考え、村営水道が全て止まってしまった場合、8か所の非常用水源の水量では、正直申し上げまして代替分全ての飲料水を確保することはできないというところであります。さらに地震などであれば、その非常用水源自体が使用できなくなるおそれも考えられます。そこで、災害時における水道事業者の応援態勢として、全国レベルの日本水道協会、県の県水道協議会それぞれの相互応援組織に村は加入をしております。

災害時には関係事業体の給水車や給水タンク、浄水機器の応援による飲用水の確保に努めてまいりますし、村は大丈夫であった場合、ほかの地区が被災した場合は、村で導入した村の給水車の活用も進めていく必要があるのではないかと感じています。また、各家庭におきまして、最低限の飲用水については備蓄をお願いしたいところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 災害はいつ何時起こるか分かりません。事前に準備しておくことが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。ヤングケアラーについてお聞きします。文中はホームページとか新聞等を参考にしました。

皆さん御存じだと思いますが、ヤングケアラーとは両親のどちらかが離婚・死別によりいない、あるいは仕事などで忙しい場合、子供が介護を担わざるを得なくなる状況になり、要介護状態の家族のために大人が担うような介護の責任を引き受け、家事や家族の世話、介護面のサポート、介護も行っている子供や若者のことです。また、要介護状態の祖父母世代と同居している場合、親世代に代わり子供世代が介護のサポートをする、引き受けるという状況も増えています。

県教育委員会が県立高校生を対象に初めて実施した実態調査、先日の新聞に載っていましたが、家族の世話を日常的に行い、身体的・精神的負担を抱える生徒が一定程度いることが明らかになりました。また、ヤングケアラーの言葉は高校生に認知されていない、聞いたことのない生徒は全日制と通信制で7割前後、定時制では8割いたようです。

村では、このような調査を行ったことはあるか、また実態はあるのかお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 3番、原源次議員、村ではヤングケアラーについて調査を行ったことはあるか、また実態はあるかについてお答えいたします。

ヤングケアラーについての調査ですが、本村では昨年の7月、国、厚労省・文科省でございますが、中学2年生を対象に行った調査以外調査は行っておりません。6月議会で同僚議員の御質問にお答えしましたが、調査の必要性はあると思っております。今後実施の方向を描いてはおりますが、例えば子供たちの発達段階を考えたときに、じゃあ小学校でアンケートを取るのはどうなのか、適切なのかというようなこととか、あるいは調査方法としてアンケートを活用する場合に、その方法や内容も十分検討していく必要があるかなと思っております。

ます。実際、県では今回高校ということで、これも匿名を担保していたというふうに私は受け止めています。そういう中での調査、ケアラーの自覚があるお子さんが定時制のお子さんのほうが割合的には3倍近く高いとか、そんな情報もいただいております。

思いますに、子供たちへのアンケート等による調査も大事と考えますけれども、関わる教職員が出欠席を含め日頃の子供たちの様子、家庭状況を丁寧に受け止めていくこと、児童生徒・保護者との面談、そういう機会や場を大事にしながら、相談していいんだよ、相談ができる状況づくりを大事にしていくことに努めていかなければならないと思っております。

学校も教職員がキャッチしたことを村の関係部署が受け止めていくことや、例えば経済的な面で相談があった場合、ヤングケアラーという観点ではどうだろうかという、そういう考察も大事にしていく必要があるかと思っております。また、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識不足であり、今後職員、子供自身そして家庭・地域がヤングケアラーへの認識理解を深めていくことが必要であると考えております。

実態はあるかについてでございます。現在、小中学校でケアラーを担わなければならない児童生徒がいるということは承知していない状況でございます。中学校を卒業した高校生等の相談については、山崎包括支援センター長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 地域包括支援センター長の山崎です。

地域包括支援センターに寄せられました高校生から大学生まで含めた範囲の相談についての実態ですけれども、3件寄せられております。3件とも関係部署が関わっておりますけれども、現在はヤングケアラーという対処には至っておらず、経過を見ているところです。

また、相談は児童当事者からではなくて、いずれもその家庭の関係機関から健康福祉課、地域包括支援センターに寄せられたものであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3番（原 源次） 実態調査では今3件ほどあるようですが、世話をしている家族がいると答えた生徒がいて、新聞紙上ですが、日常的に世話をしている現状が浮かんだとされると。世話をする生徒のうち誰も相談したことがない生徒が大部分です。その理由は、誰かに相談するほどの悩みでない、相談しても状況が変わるとは思わないなどと、深刻でも問題が表面化しづらい懸念があると調査では出ています。相談しやすい環境づくりが必要かと思われれます。

こうした悩み事を相談する窓口は、南箕輪村にあるのかお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ヤングケアラーについての相談窓口はあるかについてお答えいたします。

村の窓口は子育て世代包括支援センターです。御存じのように、子育て世代包括支援センターは子育て支援課、健康福祉課、教育委員会の3課の連携によって動いてきております。具体的な窓口は今申し上げました子育て支援課、健康福祉課、教育委員会となります。このセンターの事務局は、子育て支援課、子育て教育支援相談室となります。

例えば学校、児童生徒からそのような相談等があれば、教育委員会から子育て教育支援相談室へ、先ほどセンター長のお話にもありましたが、健康福祉課に相談があった場合も子

育て支援教育支援相談室と連絡を取りながら、子育て支援教育相談室、相談室が中核となり関係部署、機関と連絡・連携を取ると思います。

子育て支援教育相談室、センターの事務局でございますけれども、村版のネウボラとしても本当に機能し出しているなどそんなこと、しっかり踏ん張っているところでございますので、そこを中核としていくということで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） きめ細やかな御指導をお願いしたいと思います。

こうしたことは家庭内のことで、プライバシーの問題であることから十分に支援できないし難しい状況にあるかと思えます。こうした事象があった場合には、どういった対応策を取れるのかお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

今、議員さんのほうで非常に大事な言葉を使われているなというふうに思っています。非常に家庭の中のことで、それからまたデリケートという言葉は私も使いますが、そのところをどう見ていくかということになると思いますが、実態があった場合、相談があった場合の対応策ですが、相談があった場合、いわゆる調査が実施された場合の結果に応じということで、家庭の状況、全体を見ながらその結果に応じながらでございます。状況確認、検討を行い、ヤングケアラーに該当する場合は関係部署が連携をしながら支援を進めてまいります。

例えばということで、家庭の御家族の方の介護認定を受けることによって改善を図ることができないか、あるいは障がいがある兄弟の世話をそのお兄さんなり兄弟がしている場合、障がいがあるお子さんを福祉サービス等を活用することによって改善が図れないか等、状況に応じた支援を進める必要があるかと考えますが、先ほどと重なりますけれども、状況把握及び実態があった場合に、家庭の中の関係性それから当事者の願いあるいは気持ち等、非常にデリケートなところがあるかなと思っております。そこを丁寧に酌み取りながら、推しはかりながら対策を検討する必要があるかなと思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） いろいろ難しいところはあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

次に行きます。農業問題について質問します。

ホームページによると、長野県の総人口は平成12年2000年ですが、221万5,000人をピークに減少に転じています。令和3年9月では、これは国勢調査ですが202万1,000人となっています。農業では、農業者の減少と高齢化が進むとともに、人口減少などに伴う消費の減少や価格への影響などが懸念されます。

食では、核家族やライフスタイルの変化や孤食や外食、中食の増加などにより、考え方や価値観が変化しています。当南箕輪では人口は若干増加していますが、全体では都市部に比べ人口減少の傾向が顕著となっております。荒廃農地の増大や野生鳥獣被害の拡大に深刻で、集落そのものの存続が危ぶまれている地域も増えています。

今年度は春の凍霜害、夏の長雨による日照不足、米の価格の低下などにより農家の収入減につながり、次年度の生産意欲が減退しています。それに加え、燃料や肥料、飼料の高騰により農家の負担は増加するばかりです。

そこで、毎年春に農家台帳を記入しますが、その記入欄に農地を売りたい、貸したいとの意向調査の区分があるが、その意向調査の結果はどうか。またその結果を受けての対策はあるのかお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農業問題について、農家台帳で実施している農地を売りたい、貸したいに関する意向調査に関する御質問であります。

意向調査結果につきましては、農家台帳に記入して意思表示いただくんですが、その過程で直接農地の所有者の方から個々の問合せも多数いただいておりますので、その際には担当職員が意向を丁寧にお聞きしているというのが現状ではあります。全てを紙や直接の声でいただいたもの、そういったもの全てを取りまとめまして、貸付売渡希望農地として管理しております。まとめました貸付売渡希望農地については、まずは月1回開催しております農業委員会の総会にて御紹介をし、まずは委員全体で情報共有をして該当地区の委員が中心となって近隣の農業者へお声がけをするというのが、まずは一つの基本的な流れとなっております。

実際に、どのぐらいのスケールで希望があるのかについてでございますが、まずは農地の売渡しの希望、こちらが4万4,590平方メートルであります。貸付けの希望が2万2,161平方メートル、売渡しに比べますと貸付けの希望が約半分という形となっております。最後に売渡し、貸付けどちらでも構いませんというそういった希望は2万8,933平方メートルとなっております。全ての合計が9万5,684平方メートルとなっております。今年の村で出しております村政要覧で見ますと、村全体の田んぼと畑の合計面積は917万9,828平方メートルでありますので、およそ1%の農地についてがこういった売渡しや貸付けの希望が出ている状況であります。

そのような中、先ほど基本の流れとして御説明差し上げました月1回の農業委員会総会とは別に、年1回農地利用調整会議、これを開催しております。調整会議においては、担い手等へ農地を集積することを目的としたマッチング作業を行っております。具体的なところで申し上げますと、村内の認定農業者や担い手農業者、新規に就農を考えている方にお声がけをし、実際に大きな地図を使って地区担当の委員が調整役となって、それぞれ個別に農業者の希望を聞きながら調整を行っているものであります。

この成果であります。昨年度は1月末に開催いたしまして約2万9,000平方メートルの農地が契約が完了をしております。一定の成果が出ていると感じています。また今年度についても11月30日に実施をさせていただきまして、まだ契約等を進めている段階で数字は確定しておりませんが、話が進む中では、昨年度以上の成果が出るのではないかと担当課からお聞きをしております。

私の家の周りにも一つ耕作放棄地みたいになっているところがありまして、今回この農地利用調整会議でそこが貸手が見つかったということで、一定の成果が出ているんだなというのを自分でも感じているところです。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） だんだん私の周りでも農耕をしないような畑、水田が増えてきております。また、今朝の新聞によると米が作況指数ですが100とか101だったようですが、来年度は全国で4万ヘクタールぐらい米を作らなくてもいいというような報道をされてきました。だんだんこういう地帯が寂れていっちゃうんじゃないかなと思って心配していますので、ぜひ村のほうでも積極的に介入していただいて、お願いしたいと思います。

それで、農家は高齢化と後継者不足という問題に長らく直面しています。国による対策も進められていますけれども、地元からの協力もなければ根本的な対策は実現しないと思います。農業の担い手をめぐる問題として、現在のように担い手が高齢化していること、次世代の担い手としての後継者が減少していることです。農林水産省の統計によると、平成22年の農業就業人口は約260万人で、うち65歳以上が25%を占めていました。しかし、平成28年には農業就業人口が約192万人、うち65歳以上が約65%になっています。

このように、農業就業人口が大幅な減少を見せているだけではなく、担い手の高齢化が進行しています。農林水産省の統計から新規就農者の推移を見てみると、全体として農業従事者全体の減少と後継者としての新規就農者の減少傾向が続いていることは確かです。農業就業人口が減少するという事は、今現在食料自給率37%と低いですが、ますます低下していくことが見込まれます。食料供給の問題だけではなく、農村というコミュニティの維持にも関わる問題であり根本的な施策が求められています。

そこで農家の担い手、後継者育成対策についてお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農家の担い手、後継者育成対策はという御質問をいただいております。

私も千葉で4ヘクタールほど稲作をずっと父方のを手伝っていますが、なかなかコロナになって戻れなくなりまして、これからどうなるかなと本当に心配をしているところであります。

新規就農者の確保については、上伊那農業改良普及センターとJ A上伊那、上伊那市町村などで構成いたします上伊那地区新規就農促進連絡会議、こちらでまずは完全予約制による就農相談は行っております。就農希望者の能力や取り組みたい経営形態に応じた支援も、そこで合わせて行っているところであります。また、国の就農前の研修を後押しする資金や、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する農業次世代人材育成資金、J Aの農業研修インターン制度など、各種補助事業なども村では積極的に活用しております。

実際にどのぐらいの実績があるかというところでありますが、農業次世代人材投資資金については、平成30年度から申し上げますと平成30年度が825万円、令和元年度が450万円、令和2年度が450万円となっております。また、インターン制度については、令和元年、2年度にそれぞれ90万円ずつ補助をしたという実績がございます。

また農家の担い手後継者育成につきましては、人・農地プランに位置づけながら農地集積を図るとともに、国の必要な農業用機械、施設の導入を農業経営体の規模に応じ切れ目なく支援いたします強い農業担い手作り総合支援事業、また事業継承引継ぎ補助金など、各種補助事業を積極的に活用しながら支援をしているところであります。強い農業担い手作り総合支援事業については、令和元年度に70万円ほどの規模で支援を実施してまいりました。

また、こういった個別的な支援のほかには村でできるところ、地産地消を進める意味で、例えば先日保育園では、各家庭からお持ちいただいているお米を村のほうで風の村米だよりを一括して購入するなど、地産地消に合わせたそういった支援も行っているところでもあります。そういった村で購入しているものを、ほかの本当に進んでいる自治体に比べればうちは地産地消率がまだまだ伸びしろがありますので、そういったところ、米に限らず検討を進めていくことはこれから必要ではないかと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 村でも努力していただいているということが分かりました。

進む高齢化の中で、農家の繁忙期にはなかなか働き手がいなくて困惑しています。今、大泉田園景観保全会では水田畦畔の土手草刈りが省略化できないかというようなことで、芝を取り入れようと考えて試行錯誤をしていますが、なかなか結果が出ません。新聞によると、小規模農家が多くて人手が必要な時期は近所の人たちに頼んで手伝ってもらえることが多い、しかし高齢化などで思うように人が確保できないことが増えている。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、飲食業や宿泊業などで休日が増えていることを受け、現役世代で短期の仕事を希望することが増えているようです。

県内の農協ではアルバイトアプリの導入をしているところがありますが、そこで、この村ではこのようなアルバイトアプリ導入はどうですか。お伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農業のバイトのアプリについての御質問をいただいております。

この上伊那におきましては、正式名称は一日農業バイトアプリとなっております。まさに今年の8月から上伊那管内でJAが始めた新サービスとなっております。11月末現在の利用実績については、現在その雇う側、生産者の登録数が15名で、雇う側が募集している人数が353名、そのうち実際どのぐらい応募がきたかと申しますと、299名応募が来ましてその中で成立したのが262名となっております。マッチング率が74%であるとJAのほうからはお聞きをしております。

その中で村はどうですかというところで、村は生産者登録、雇う側が1名ということですが、募集人数210名募集されたようで応募が167名、成立が149名あったということで、マッチング率70%というところで、かなりこの浸透が始まったばかりにしては実績が出ているのかなというのは感じたところでもあります。

応募者、働く側のなぜ利用したかという目的ではありますが、ほぼほぼ土日の副業として利用する方が大半ということでもあります。村といたしましても、こういった農業者にとって大変助かる仕組みでありますので、機会をつくって広報していきたいと思っておりますし、信州大学の農学部の子学生なんかもこういったところをぜひ使っていたければ、村との関わりを生む機会にもなりますので、4年間で住む中で南箕輪のことを別の観点で知っていただくことは、これは将来の移住にも関係人口づくりにもつながってまいりますので、そういったところは少し、JAが行っているサービスですので村として積極的に展開はできませんが、そういったところで今後情報交換等は進めていければと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） 農村は今までのように大分弱っていると思います。今言ったように、南箕輪の人口増にも関わって積極的にそんなようなことを取り入れていただければと思います。

今年最後の質問にします。

ゆりかごから墓場までという言葉がありますが、村では現在8か所の共同墓地がありますが、その利用状況はどうですか。

先日、寺の和尚さんと話す機会があつてお聞きしたことは、お墓とは代々受け継がれていくものと昔からの常識は、現在の生活様式の変容によってだんだんと難しくなっているようです。そんなような悩みがあると言っていました。お墓の世話をしてくれる人がいなくなる、自分が亡くなった後の供養や埋葬のことが心配、子供にお墓のことで心配させたくない、墓じまいを考えている等、社会情勢の変化に対応するためにいろいろ考えられていますが、今、隣の箕輪町では考えているようですが、個人ではなく共同で複数の人が利用する合葬式墓地はどうですか。お聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 墓地公園につきまして、個人ではなく複数の人で管理する合葬式墓地などはいかがでしょうかという御提案をいただいております。

その前に、まずは現状を質問いただいておりますのでお答えをいたします。

本村の墓地公園は、議員御指摘のとおり全部で村内8か所にありまして、合計717区画であります。そのうち11月末現在の数字であります。現在717のうち9区画に空きがある状況でございます。ここ数年の傾向であります。新しく取得される方よりお返しになる、返還される方のほうが多い傾向にありまして、議員が御説明いただいたとおり、文化の変容だとか子供に心配をかけたくないとか、そもそも子供がいらないとか、そういった墓地の継承に関わる事情が変わっていること、こういったこともそういった返還数が多くなってきた理由であるかと私のほうでは考えております。

御提案いただきました共同で利用する合葬式墓地に関する紹介、問合せについては、担当課のほうで年に数件ほど届いているような状況であります。そういったことも受けまして、一昨年住民の意向を確認するためにアンケートを行いました。アンケートの設問は、合葬式墓地があれば購入を検討しますかという問いでありました。この問いに対しまして481人がお答えいただきまして、123人、率にして約26%の人が検討すると、そういった回答をいただいております。

箕輪町で新しくという話がありましたが、近隣の状況をもう少し詳しく申し上げますと、伊那市と辰野町には既に合葬式墓地が整備されております。箕輪町でも来年度に整備する予定と村としてもお聞きをしております。これらの3地方公共団体の特徴といたしまして、今ある墓地公園の一角に合葬式墓地を整備している形となっております。当村においても、同様の形で整備できれば新たな土地の取得とかはなくて、費用もそれほどかけずにできるのかなと思うところですが、残念ながら、現在のところ南箕輪にある墓地公園は8か所ありますが、適当なスペースがないというのが現状であります。

そこで、これから新たに合葬式墓地の新設をするに当たっては、まずどこに設置するのか、そういった土地の確保、それが必要な状況となっております。自治体から少し目を離して民間のほうに目を向けて見ますと、昨年状況として合葬式墓地については、お寺など宗教法



人や企業等でも設置、対応しているところがあります。希望される方につきましては、そういった施設の活用も一つの方法ではないかと考えております。

私も村長に就任してすぐに、担当課長から合葬式墓地を進めてみませんか、どうですかという話を聞いたところであります。ちょっとすぐには状況が分からなくて、判断を保留したところであります。合葬式墓地については利用者が負担金を払いますので、村としての支出はそんなにありません。あればあったでいいと思いますが、先ほど申しあげましたスペースの確保が今は課題となっておりますので、その部分も含めまして、継続的にこれから検討をしまいたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 原議員。

3 番（原 源次） いろいろ言いませんが、よろしくをお願いします。

以上で私の質問は終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

明日10日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くこととします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午前10時18分

議 事 日 程 (第4号)

令和3年12月10日(金曜日) 午後3時00分 開議

第1 諸般の報告

第2 行政報告

第3 議案第7号

提案～審議

第4 請願・陳情の採決(審査結果の委員長報告)

質疑～採決

第5 発議第1号～第2号

提案～採決

第6 議案第1号、第3号～第7号

討論～採決

第7 継続調査事項

○出席議員(10名)

1番 丸山 豊  
2番 山崎 文直  
3番 原 源次  
4番 登内 瑞貴  
5番 笹沼 美保

6番 都志 今朝一  
7番 加藤 泰久  
8番 唐澤 由江  
9番 三澤 澄子  
10番 百瀬 輝和

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 藤城 栄文  
副村長 田中 俊彦  
教育長 清水 閣成  
総務課長 唐澤 英樹  
地域づくり推進課長 高橋 里江  
特命担当室長 原 和子  
会計管理者 城取 晴美  
財務課長 藤澤 隆  
住民環境課長 清水 恵子

健康福祉課長 伊藤 千登世  
地域包括支援センター長 山崎 一  
子育て支援課長 伊藤 弘美  
産業課長 有賀 仁志  
建設水道課長 武井 厚  
教育次長 清水 勝宏  
代表監査委員 原 浩

○職務のため出席した者

議会事務局長 松澤 さゆり

議会事務局次長 高木 謙治

会議のてんまつ

令和3年12月10日 午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されています。議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案1件、行政報告1件、議員から請願・陳情に伴う意見書案2件を本日の会議日程とします。

また、監査委員より10月例月出納検査報告、定期監査報告が提出されていますので、諸般の報告として日程に追加します。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、諸般の報告、行政報告、議案1件、意見書案2件を本日の会議日程とします。

日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年10月分の例月出納検査報告がありました。また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度定期監査結果報告がありました。

報告書はお手元に配布したとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号であります。1件50万円以内の損害賠償の報告であります。

別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては報告書を御覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議 長（百瀬 輝和） これで行政報告を終わります。

日程第3、議案第7号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議 長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、先に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策を受けまして、臨時給付金等所要の補正をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,963万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億8,667万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明差し上げますので、よろしく御審議いただき、御決定をお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算の事項別明細書にて御説明申し上げますので、初めに8ページ、歳出からお願いいたします。

2款総務費、1項7目0251防犯対策事務でございます。13万6,000円につきましては、18節負担金、補助及び交付金でございます。これは各地区に補助をしております防犯灯の電気料でございます。例年、10月の電気料を基準にいたしまして12月末までに補助金として支払っておりますが、今年度は夜間特に料金の値上げ等によりまして不足する事態となり、追加をお願いするものでございます。

17目0208情報政策事務事業でございます。8万3,000円でございますが、これは今後、国内でユーザーの多いSNSの一つでありますLINEの公式アカウントを導入いたしまして、住民ニーズに合わせました配信機能の構築を目指すものでございます。1年目の導入費用は発生をしませんので、今年度2か月分の利用料金、これを見込むものでございます。

2項2目0261賦課徴収事務17万円でございます。17節備品購入費でございますが、これにつきましては、コンビニ納付サービスにつきましてはASDNいわゆる電話回線、これが来年5月末に終了することに伴いまして、現在の基幹系システムにデータを取り込む処理がで

きなくなります。したがって、各市町村ではインターネット回線によるデータ取得サインが必要になるということで、来年4月の運用に向けまして、セットアップそれからテスト運用等必要なパソコン1台をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして9ページ、3款民生費でございます。

1項1目0361臨時福祉給付金事業でございます。村長の提案理由のとおりでございますが、9,891万1,000円でございますが、初めに19節扶助費でございます9,800万円でございます。追加経済対策によりまして、住民税非課税世帯等1件10万円、980世帯を見込むものでございます。なお、1節報酬58万円は4か月分の会計年度任用職員の報酬、また10節需用費5万1,000円、11節役務費28万円はそれぞれ給付に伴う印刷製本費、郵送代等でございます。なお、情報センターのシステム改修につきましては、今後の補正予算で計上する予定でございますので、御承知願います。

続きまして、2項1目0334特別給付金事業でございます。こちらも同様ですけれども、1億5,679万円でございます。こちらも初めに19節扶助費からでございます。平成15年4月1日から令和4年3月31日までに生まれました18歳以下の方、2,990人を対象に5万円を先行して給付するものでございます。なお、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までつきましては、給付に伴う諸費用でございますのでお目通しをお願いいたします。

次の10ページでございます。

6款農林水産業費、1項3目0605農業振興事業400万円でございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは原油価格が高騰する中、令和4年1月1日から同年の3月31日までの間に購入いたします施設園芸用ボイラー等に使用する燃料代ということで、1リットル当たり10円、上限20万円を補助するもので、対象農家20軒分を計上するものでございます。

おめくりいただきまして11ページをお願いいたします。

8款土木費、5項1目住宅管理事業でございます。6万5,000円でございますが、12節委託料でございます。過日、耐震診断業務の1件の追加の申請がございました。今回追加で委託料の補正をお願いするものでございます。

次の12ページにつきましては、14款予備費で440万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして13ページでございます。

給与費明細書につきましては、一般職でございますが報酬、会計年度任用職員の58万円につきましては、先ほど申しました臨時福祉給付金事業の会計年度任用職員の報酬でございますので、よろしくお申し上げます。

6ページにお戻りください。

歳入でございます。16款国庫支出金でございますが、2項3目の民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金、また2節児童福祉補助金につきましては、それぞれ臨時福祉給付金事業、子育て世帯等臨時特別支援事業の補助金でございますが、閣議決定されているもののまだ不透明な補助金でございますが、それぞれ緊急な経済対策費用として国の予算成立後速やかに準備・対応すべく、今回の補正予算で2億4,959万円を計上するものでございますので、何とぞ御理解をお願い申し上げます。

また、8目土木費国庫補助金につきましては、先ほど申しました耐震業務の委託金の国庫

補助分、半分の3万2,000円、それからおめぐりいただきまして県の支出金17款でございますが、こちら土木費補助金で耐震の診断費用の4分の1、1万6,000円の計上となるものでございます。

以上、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

先ほど説明がありました特別給付金でありますけれども、この支払い方法と申しますか、この前全人口に定額給付金が送られたように、一旦申請書類が届いてから銀行振込の用紙をまた送り返すというような形で行われるのかどうかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 子育て世代の5万円のほうでよろしいでしょうか。

児童手当の部分で、中学生以下の部分はまだプッシュ型になっておりますので、予定では12月27日に申請なくても自動的に振り込むような形で進めております。

高校生や10月1日から3月31日までに新しく生まれたゼロ歳児については申請主義を取る予定であります。状況によって振込が可能な場合はそういった申請を得ずに振り込むことも今ちょっと検討はしているところですが、原則的には申請主義を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

9番（三澤 澄子） はい。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第4、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第91条の規定により報告します。

陳情第12号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書」。

11月30日に委員全員、事務局次長の出席で第1会議室で行いました。

農民組合竹上様から説明を受けました。

継続審査、趣旨採択の意見はありませんでした。

反対はなし。

賛成意見。新型コロナの感染拡大で需要が減り在庫が増えた。多くの米農家が市場価格が大暴落した。緊急事態宣言などで、多くの米農家が米作りから撤退することにつながりかねない。政府の責任で特別な対策を取り、国の米として優先政策を取ることが必要だ。

賛成4で多数ということで、陳情12号は採択すべきものと決しました。

陳情第13号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書」。

11月30日に委員全員、事務局次長の出席で第1会議室で行いました。

上伊那農民組合竹上様の説明です。「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情」。

賛成1、免税事業主なので、反対3です。

反対意見。適正の税制は必要な選択肢がある。消費税は適正に徴収されるべき。納税意識を公正にすべきだ。時間をかけて導入される同業者特例1、2。交付義務の免除をつくっていただいている。消費者から頂いた消費税を利益として免税として使われず、消費税として支払うべき。

この陳情は不採択です。反対3、賛成1、陳情13号は不採択すべきものと、意見とすることに決しました。

陳情第15号「新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情」。

11月30日に委員全員、事務局次長の出席で第1会議室で行いました。

代表理事、組合長、JA上伊那白鳥常務、営農企画課長栗林さんより説明を受けた後、反対はなし。賛成多数。

賛成意見。米は日本の主食であり、日本の農業の根幹である。作付しなければ荒廃地が増える。資材高騰への対策なくして後継者も育たない。価格を上げてもらいたい。国全体も村も水稻は基幹産業になっている。必要な対策を国が講ずるべきだ。水田は治水の役割、防火対策でもある。第一次産業に目を向けるべきだ。長期的な下支えをし、作付面積を確保すべきだ。

陳情15号は採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する陳情第12号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ちょっと委員長報告全般でいいですか、質疑。委員長報告に対して。

議長（百瀬 輝和） 12号ですが。

9 番（三澤 澄子） 今、12号だけ。ちょっと委員会の進め方についてちょっと疑問に思ったので、ちょっと質問したいんですけども。

議長（百瀬 輝和） ここでは12号に対する質疑です。

9 番（三澤 澄子） 質疑だけ。

議長（百瀬 輝和） はい。

9 番（三澤 澄子） 分かりました。

議長（百瀬 輝和） 質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第12号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第12号の採決をします。

この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、陳情第12号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第13号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第13号の討論を行います。

討論はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。私は賛成の立場で討論させていただきます。

この前に民主商工会が出された中小業者へのインボイス制度の導入反対も同様でありますけれども、今回は農業者ということであります。ただ、今説明には農業者には特例があるというふうにありましたけれども、実際には免税業者となっています多くの農業者は、ほとんど今免税の扱いになっていると思いますけれども、特例はあるけれども、今直売にとか例えばあじ〜とか道の駅というところにはインボイスが適用されるということで、中小企業もそうですけれども全ての業種の一番弱い部分に負担がかかるということで、このコロナ禍の中でやはりまた営業を続けられない、農業を続けられないという状況が起きないように、インボイスはやめるべきだというふうに思いますので、賛成であります。

議長（百瀬 輝和） 反対の討論はありませんか。

5番、笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 5番、笹沼です。反対の立場から討論させていただきます。

インボイス制度導入が必要な理由は、複数税率が混在する現在、取引における正確な税率を確認し正確な消費税額を把握するためです。また、消費者が支払った消費税が国や地方自治体に納められず、事業者の手元に合法的に残る益税の問題を解決するためにもインボイス制度の導入は必要です。

免税事業者である農業従事者や中小業者の皆さんには大変な面もあろうかと思いますが、導入から6年間は経過措置が設けられるということもありますので、インボイス制度の実施中止を求めるこの陳情には賛成いたしかねます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第13号を採決します。



この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（百瀬 輝和） 起立少数です。

したがって、陳情第13号は不採択とすることに決定しました。

委員長報告に対する陳情第15号「新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第15号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、陳情第15号は採択することに決定しました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。  
三澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（三澤 澄子） 会議規則91条により、福祉教育委員長報告を行います。

11月29日午後1時30分、第1委員会室にて出席議員5名、議会義務局1名で委員会付託された請願1号、陳情14号の審査を行いました。

最初に、陳情14号について、提出者の南箕輪のくらしと環境を考える会の金田恭子さんより説明を受けました。

75歳以上の高齢者医療費窓口負担を2割化にする医療費制度改革を決め、令和4年度にも実施することとしています。引上げの対象は370万人、年収200万円以上、夫婦2人で320万円以上で、一人当たり平均3万4,000円の負担増となります。

コロナ禍の中で、高額な医療費は受診抑制を促し重症化を招くリスクが高い、もともと高齢者は年収に対する窓口負担の割合は1割でも現役世代の1.7倍になっています。現役世代の負担減を言うが一人当たり年700円、医療負担分を除くと月額30円にすぎません。全世代型社会保障の道筋が見えない中、75歳以上2割の中止を求めるものです。医療生協で取った署名も短期間に3,000筆近く寄せられていると説明がありました。

質問として、現役世代の負担軽減が必要ではとの発言があり、確かに現役世代の状況もコロナ禍での不安定雇用や少子化など置かれている状況が厳しいが、安定雇用や安心の子育てなど、社会の在り方そのものから支える仕組みにすることが必要ではなどと説明を受けました。

次に、請願第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書について。

南箕輪教職員組合の岡部正勝さんと上伊那の書記長の渡邊秀史さんから説明を受けました。

35人学級をさらなる少人数学級にした理由はとの質問に、長野県は中学まで35人学級にしているが、コロナ禍の中で新たな生活様式での身体的距離の十分な確保ができず、分散登校が強いられた。現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など続いている。豊かな学びや働き方改革を進めるために、さらなる少人数学級が望ましい。国庫負担増額は教育7団体で毎年国に請願しているが、県の負担は大きく市町村間での格差も生じている。特性のある生徒も増えている。中学では25名程度が理想だ。複式学級の中味についてもまた説明を受けました。

請願1号の討論。コロナで国の定数も変わった。継続して出すことが大事だ。さらなる少人数学級の推進に賛成。採択に賛成。複式学級の16人定数は多過ぎる。発達障害の児童は増えている。採択に賛成。

ということで、全会一致で採択と決しました。後ほど意見書を提出しますので、お願いいたします。

陳情14号の討論。

反対。社会保障の公平性、現役世代の負担軽減が必要。難しい判断だが賛成する。高齢者の2割は大変だと思うが、入院の上限もある。窓口負担は上限3,000円で、3年経過での見直しになる。その間に状況を見ていく必要があり、趣旨採択としたい。理解できるが趣旨採択としたい。趣旨採択の声が上がったため、趣旨採択で採決を採ったところ賛成2、反対2の同数となったため、委員長採決で趣旨採択と決しました。

以上、委員長報告とします。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する請願第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

請願第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

この請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第14号「国に対し「75歳以上の医療費窓口負担2割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第14号の討論を行います。

討論はありませんか。反対討論です。

1 番、丸山議員。

1 番（丸山 豊） この陳情に対して、反対の立場で討論させていただきます。

今、委員長の報告のとおりでもありましたように、反対は私1名でございまして形勢が不利でありました。若い人たちもお年寄りの立場、それぞれの立場で見ればいろんな考え方が出てくるんだらうと思いましたが、75歳以上、若い人の立場に立ったときに75歳以上2割負担の対象者というのは370万と陳情書のほうにも書かれております。もっと多くの人にと若い人の立場に立てば思うでありましょうし、またお年寄りの立場に立てば、この関連法は反対したくなるのが人情であろうと思います。

私は、自分たちの若い頃に比べれば、今の若者といいますか今の若い人たち、高額医療費などを見ましても結構負担が増えているとそんなふうに認識しておりますので、少額であろうとも現役世代に負わせるのは厳しいと考えるところでございます。

よって、国がやろうとしている陳情書にも記されておるわけでございますが、全世代型社会保障制度構築に向けた現役世代と負担を公平化するというこの国の方針には、私は賛成するところでございます。

よって、この陳情には反対ということでございます。

議長（百瀬 輝和） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第14号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、陳情第14号は趣旨採択することに決定しました。

日程第5、意見書案が提出されています。

発議第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について、趣旨説明を求めます。

5 番、笹沼美保議員。

5 番（笹沼 美保） 本案について趣旨説明をいたします。

今年3月31日、公立小学校の学級人数の上限を引き下げる改正義務教育標準法が可決・設立し、今年度から5年かけて公立小学校の全ての学年で35人学級が実現することとなりました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策としての新しい生活様式における身体的距離の確保や、子供たち一人一人に行き届いた教育、教職員の働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級推進と教職員の定数改善が必要です。

また、文部科学省によると35人学級化を実現するには、今後5年間で新たに1万3,000人あまりの教員や事務職員が必要になると推計されており、財政的な事情で教職員不足になる

など、自治体間の教育格差が生じることのないよう国の施策としての財源保障は必要です。

以上のことから、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求めるものです。

以上、趣旨説明といたします。御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について、趣旨説明を求めます。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） 本案について趣旨を朗読します。朗読をしまして提案に代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から、令和2年産米の過大な流通在庫が発生し米の市場価格は暴落しました。令和3年産米についても、下落予想から多くの米作農家が米づくりから撤退することにつながりかねません。コロナ禍による需要減少分は国が責任を持って市場隔離すべきであり、国による効果がある特別対策が必要です。

同時にミニマムアクセス米は毎年77万トンも輸入され、うち40ないし60万トンが飼料用に販売され、国内産の飼料米需要を奪っています。不要なミニマムアクセス米の輸入調整など、国内産優先の米政策に転換することが必要です。

また燃油、肥料、飼料高騰が農家負担の増加となっており、現場は大変苦しい状況となっています。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的状況の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには従来の枠組みにとらわれない対策が必要です。

以上の趣旨から、下記の対策を講じることを強く求めます。

記

農業者、地方が新型コロナウイルスの影響を乗り越えられるよう、市場隔離効果のある米の特別対策をはじめ、需要回復・拡大対策の継続など万全の対策を講じること。

世界の経済活動再開に伴い、燃油、肥料、飼料等が高騰する中、営農継続や経営安定が図られるよう、必要な対策を講じること。

以上、趣旨説明を行いました。よろしくお願ひします。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「令和3年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和3年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（百瀬 輝和） ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月定例会、お疲れさまでございました。また、全議案可決決定をいただきありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました様々な意見・御提言は、今後の行政執行や村づくり、地域づくりに可能な限り生かしてまいります。

令和3年もあと少しになってまいりましたが、10万円給付が全て現金になるのか、また現金とクーポンの組み合わせになるかなど、私としては現金を希望しておりますが、そういった国の新たな経済対策への対応で忙しい年末になりますが、村民のための施策となるよう慎重に取り組んでまいります。

年が明けますと、令和3年度も残り3か月となります。計画いたしました事務事業はほぼ順調に推進ができておりますが、やむを得ない事業を除きまして、繰越しとにならないよう努力をしております。また、3回目の接種も始まってまいります。

現在、新年度の予算編成の作業を行っております。給食センターの建設費が高額となっております。また、環境問題への対応で、公共施設のLED化につきましても大きくかじを切りましたので、厳しい数字の中で予算編成を進めていく必要があります。ワクチン接種や会合をオンラインとオフラインのハイブリッド化する、そういったコロナ禍における生活様式の変更へも対応をしていくことが必要であります。

また、この村の150周年記念も令和7年2月といよいよ迫ってまいります。しっかりと予算を編成をしてまいります。厳しいということだけは御理解をお願いいたします。

これから本格的な冬となってまいります。豪雪にならないことを願いながら、事業者やまっくん除雪隊の皆様から御協力をいただき、雪対策には万全を尽くしてまいりたいと思います。

2022年が村にとりまして、村民の皆様方にとりまして希望が持てるような年になることを願い、また村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これをもちまして、令和3年第4回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後3時50分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員